

業 務 概 要

第 53 号

(令和4年度実績)

新潟県中央福祉相談センター

新潟県中央児童相談所
新潟県中央身体障害者更生相談所
新潟県中央知的障害者更生相談所

新潟県新発田地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県新発田児童相談所
新潟県新発田身体障害者更生相談所
新潟県新発田知的障害者更生相談所

新潟県長岡地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県長岡児童相談所
新潟県長岡身体障害者更生相談所
新潟県長岡知的障害者更生相談所

新潟県南魚沼地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県南魚沼児童相談所
新潟県南魚沼身体障害者更生相談所
新潟県南魚沼知的障害者更生相談所

新潟県上越地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県上越児童相談所
新潟県上越身体障害者更生相談所
新潟県上越知的障害者更生相談所

目 次

第1部 中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターの概要

1 組織	3
2 管轄区域の概要	4
3 相談の流れ	6
4 相談の現況と課題	8

第2部 各相談所の概要

1 児童相談所の概要	15
(1)沿革	15
(2)業務内容	18
(3)相談及び援助の種類	18
ア 相談の種類及び内容	18
イ 援助の種類及び内容	19
(4)業務状況	21
ア 相談の状況	21
イ 児童虐待相談の状況	23
ウ 援助件数の状況(調査・診断及び心理療法・カウンセリング等)	26
エ 一時保護の状況	27
オ 里親等	29
カ 佐渡巡回相談	30
キ 療育手帳に係る判定事務	29
ク 専門的技術的援助	31
ケ 保健師活動の状況	32
2 身体障害者更生相談所の概要	33
(1)沿革	33
(2)業務内容	33
(3)業務状況	34
ア 相談の状況	34
イ 判定の状況	34
(ア) 自立支援医療(更生医療)の給付判定	35
① 判定状況	35
② 人工透析審査委員会	35
(イ) 補装具費の支給判定	35
ウ 施設入所に係る市町村間の連絡調整	36
エ 専門的技術的援助	36
オ 身体障害者手帳の交付事務	36
(ア) 身体障害者手帳の交付状況	36
(イ) 障害程度審査委員会開催状況	37

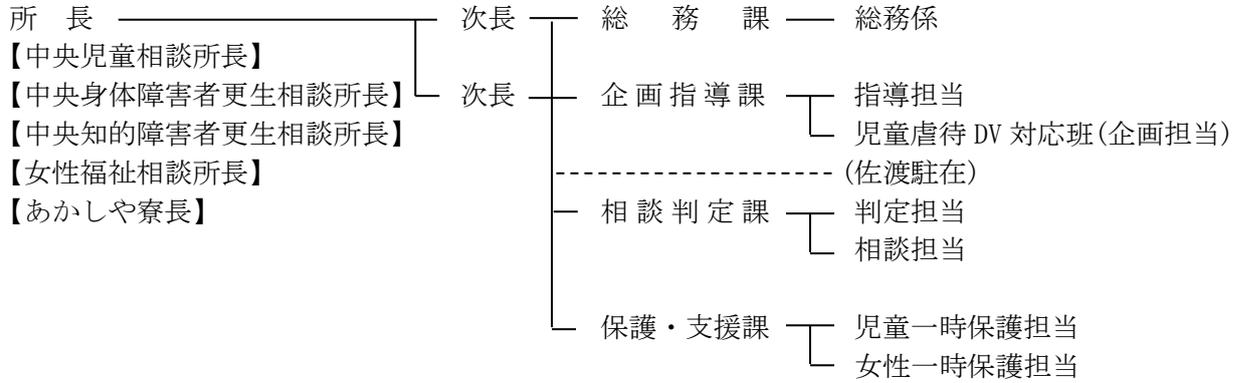
3 知的障害者更生相談所の概要	38
(1) 沿革	38
(2) 業務内容	38
(3) 業務状況	38
ア 相談の状況	39
イ 判定の状況	39
ウ 療育手帳に係る判定	40
エ 施設入所に係る市町村間の連絡調整	40
オ 巡回相談	40
カ 専門的技術的援助	40
4 視察・見学及び社会福祉援助技術現場実習・ボランティア受け入れ状況	41
(1) 視察・見学研修、相談援助実習	41
(2) ボランティア	41
第3部 資料	43

第1部 中央福祉相談センター及び 児童・障害者相談センターの概要

第1部 中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターの概要

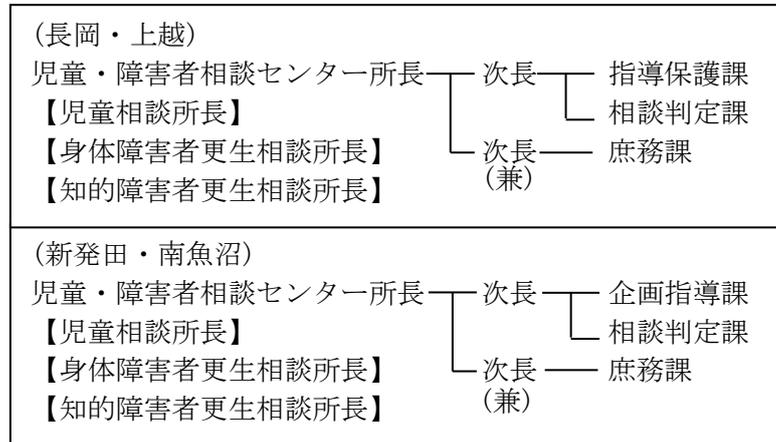
1 組織 (令和5年4月1日現在)

(1) 中央福祉相談センター



(2) 児童・障害者相談センター

地域振興局長

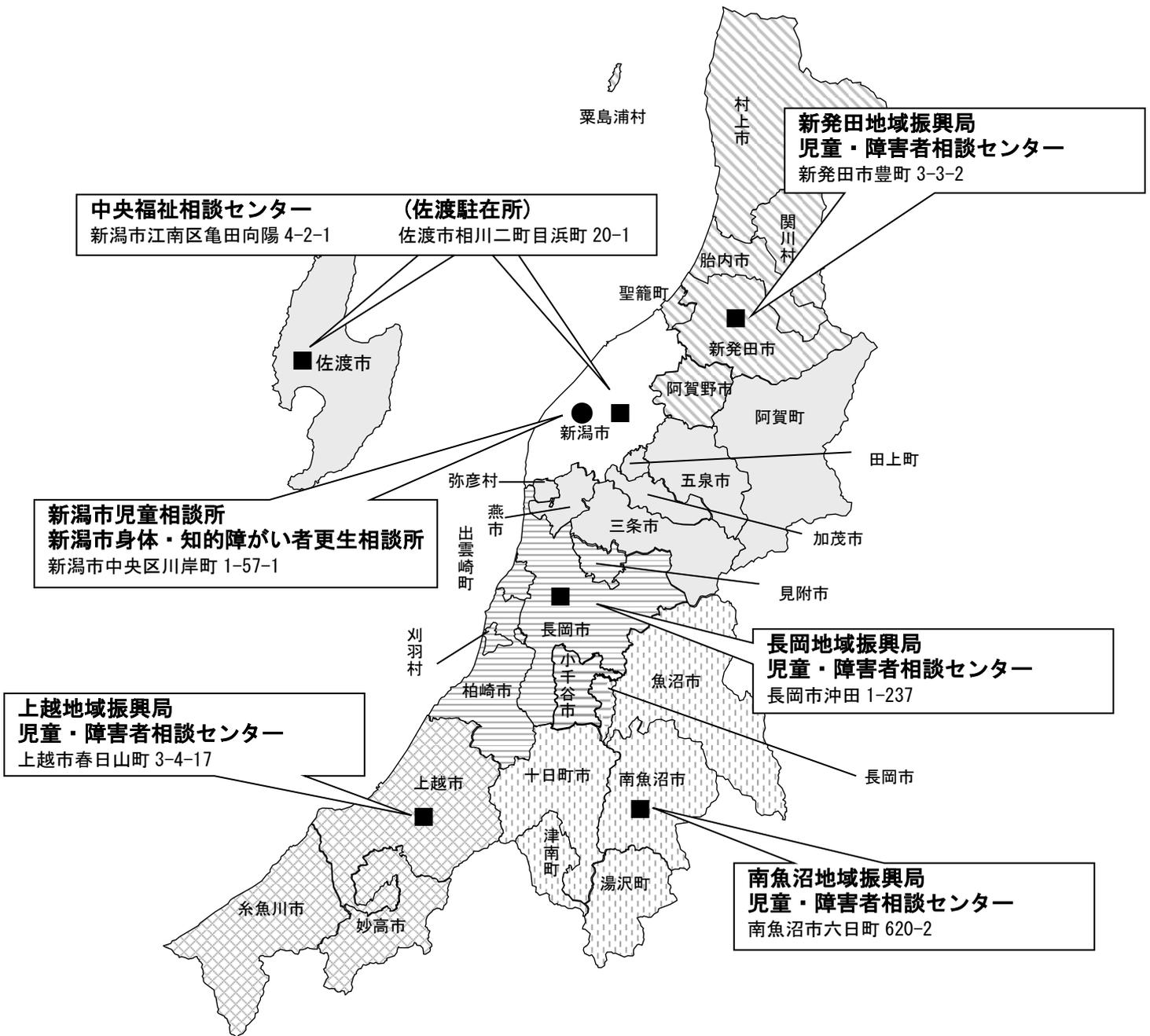


2 管轄区域の概要（令和5年度）

児相・身更相・知更相	二次保健医療圏	市	人	児	知	身	
		町	口	童	的	体	
		村	口	人	障	障	
				口	害	害	
					者	者	
					数	数	
中央	新潟	五 泉 市	45,480	5,569	553	2,226	
		阿 賀 町	9,146	758	140	792	
	中央	新潟	燕 市	75,444	10,278	769	3,158
			弥 彦 村	7,410	1,026	87	336
			三 条 市	91,534	12,313	1,034	3,727
			加 茂 市	24,007	2,744	304	1,074
			田 上 町	10,775	1,195	116	499
佐渡	佐 渡 市	48,169	5,787	672	2,631		
小計	5市2町1村	311,965	39,670	3,675	14,443		
新発田	下越	村 上 市	54,404	6,387	561	2,812	
		関 川 村	4,717	508	62	322	
		新 発 田 市	92,116	12,911	923	3,854	
		胎 内 市	27,477	3,488	250	1,171	
		粟 島 浦 村	310	36	9	32	
		聖 籠 町	14,091	2,461	138	624	
	新潟	阿 賀 野 市	39,378	5,246	402	1,870	
小計	4市1町2村	232,493	31,037	2,345	10,685		
長岡	中越	長 岡 市	259,829	36,361	2,519	9,721	
		見 附 市	38,147	5,262	401	1,343	
		小 千 谷 市	32,847	4,369	324	1,341	
		柏 崎 市	77,717	9,705	789	2,986	
		出 雲 崎 町	3,910	428	60	191	
		刈 羽 村	4,231	635	54	164	
小計	4市1町1村	416,681	56,760	4,147	15,746		
南魚沼	魚沼	魚 沼 市	32,644	4,124	383	1,379	
		南 魚 沼 市	53,152	7,512	516	2,243	
		湯 沢 町	7,706	805	66	416	
		十 日 町 市	47,287	5,956	650	2,300	
		津 南 町	8,489	1,002	89	426	
小計	3市2町	149,278	19,399	1,704	6,764		
上越	上越	上 越 市	182,557	25,339	2,027	6,901	
		妙 高 市	29,033	3,637	600	1,614	
		糸 魚 川 市	38,646	4,553	476	1,904	
小計	3市	250,236	33,529	3,103	10,419		
新潟市	新潟	新 潟 市	774,383	106,342	6,273	27,772	
合計	20市6町4村	2,135,036	286,737	21,247	85,829		

※令和5年4月1日現在（人口は新潟県人口移動調査による推計人口）

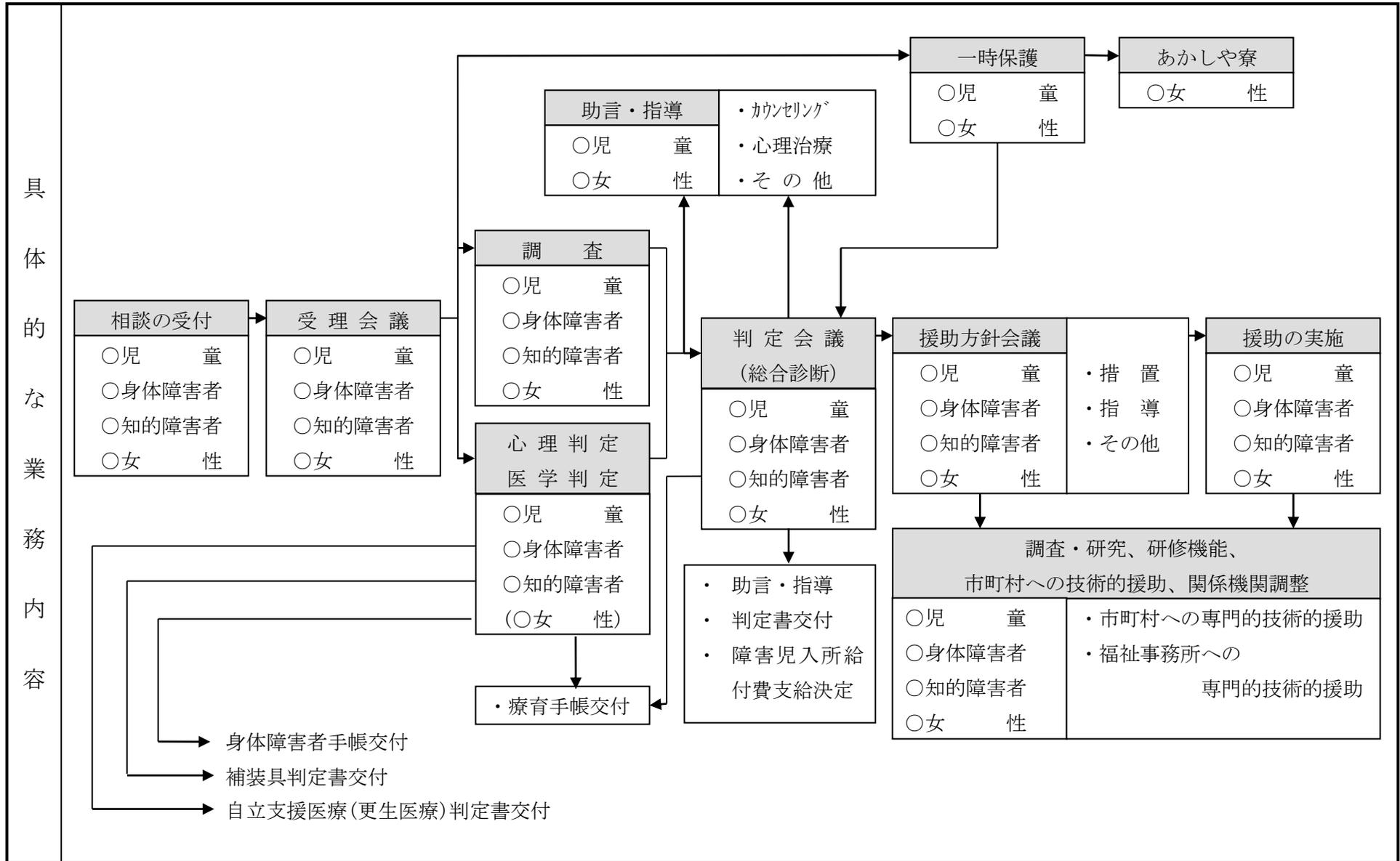
相談所配置(管内)図 (令和5年度)



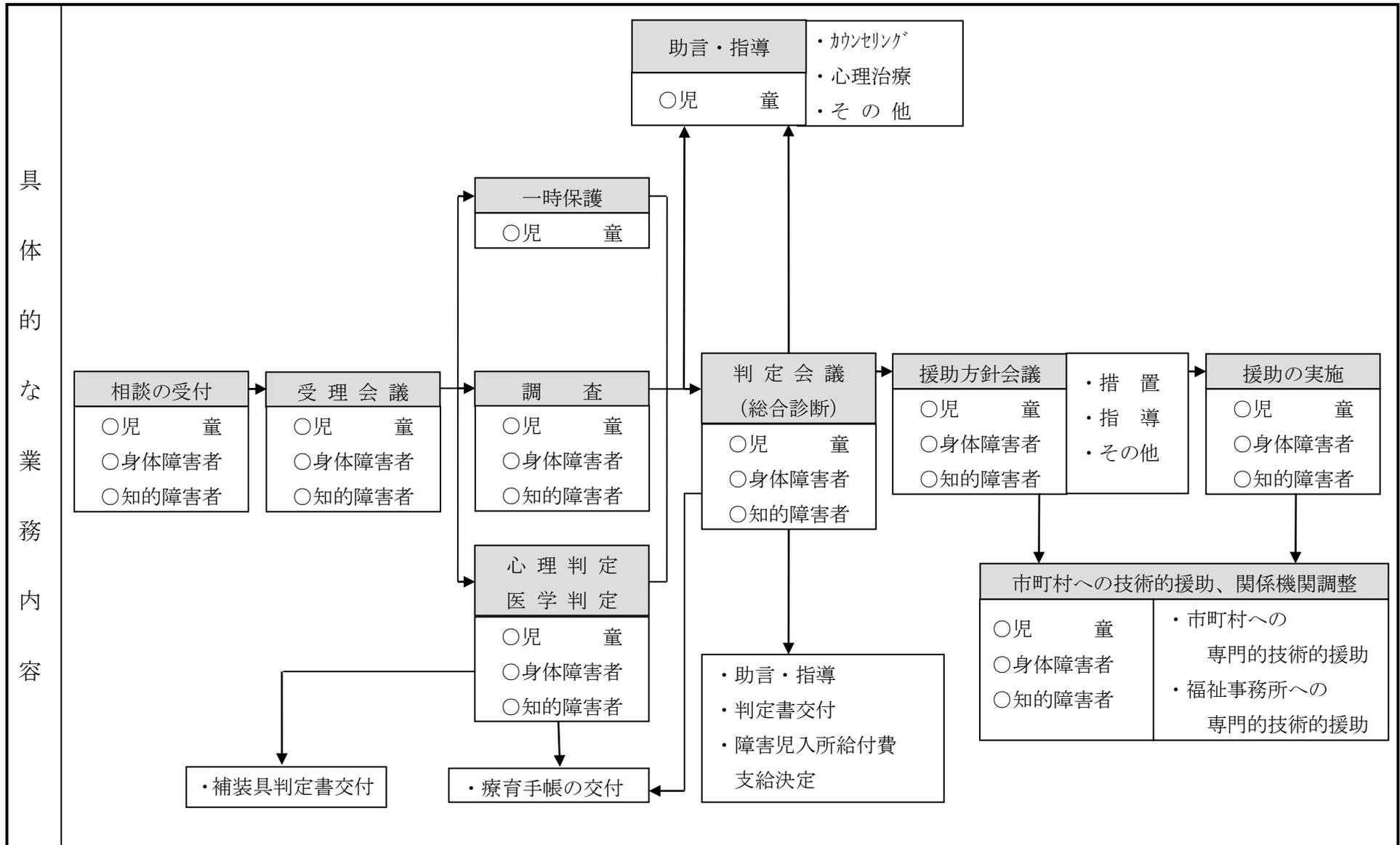
児童福祉施設と所在地 (令和5年4月1日現在)

<p>乳児院 聖母乳児院 (見附市) 新潟市立乳児院 (新潟市)</p> <p>児童養護施設 若草寮 (新潟市) 新潟天使園 (新潟市) 双葉寮 (長岡市) 聖母愛児園 (見附市) 若竹寮 (上越市)</p> <p>児童自立支援施設 県立新潟学園 (新潟市)</p> <p>医療型障害児入所施設 はまぐみ小児療育センター (新潟市) 長岡療育園 (長岡市)</p>	<p>福祉型障害児入所施設 中井さくら園 (新発田市) ふなおか学園 (五泉市) まごころ学園 (見附市) コロニーにいがた白岩の里 児童部 (長岡市) さざなみ学園 (柏崎市) 魚沼学園 (魚沼市) にしき園 (妙高市) 新星学園 (佐渡市)</p> <p>自立援助ホーム たいむ (新潟市) ALP 青山 (新潟市) ツバキ (新潟市) とき (新潟市)</p>	<p>指定医療機関 (重症心身障害児) 独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院 (新潟市) 独立行政法人国立病院機構 新潟病院 (柏崎市) 独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター (上越市)</p> <p>母子生活支援施設 ふじみ苑 (新潟市) さつき荘 (新潟市) みこころ荘 (上越市) ほおずき荘 (佐渡市)</p>
--	--	--

3 相談の流れ（中央福祉相談センター）※女性福祉相談所（配偶者暴力相談支援センター機能付与）及び婦人保護施設あかしや寮が併設されている



3-2 相談の流れ（新発田、長岡、南魚沼、上越の各児童・障害者相談センター）



4 相談の現況と課題

(1) 総合相談体制による相談活動の展開

新潟県では地域福祉推進の観点から、県内6か所(うち1か所は新潟市)に児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を、そのうち1か所に女性福祉相談所(県下全域管轄)を配置し、子どもや障害者の福祉、女性の福祉に関する相談・援助活動を展開している(3ページ相談所配置(管内)図)。

また、これらの相談にあたってはライフステージに応じた連続的、横断的なサービスを一元的に提供するために、総合相談方式を採り職員は兼務である。

(2) 総合相談受付件数と延べ援助件数の推移

女性福祉相談所(婦人相談所)を除いた3相談所(児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所)における相談件数を合算し、その推移を示したのが「図1-4-1 総合相談受付・延べ援助件数の推移」である(新潟県が管轄する5か所の児童相談所分のみを計上)。

又、表1-4-1では相談1件あたりの延べ援助件数の平均の推移を示している。

図1-4-1 総合相談受付・延べ援助件数の推移(福祉行政報告例 第17、27、44、48表)

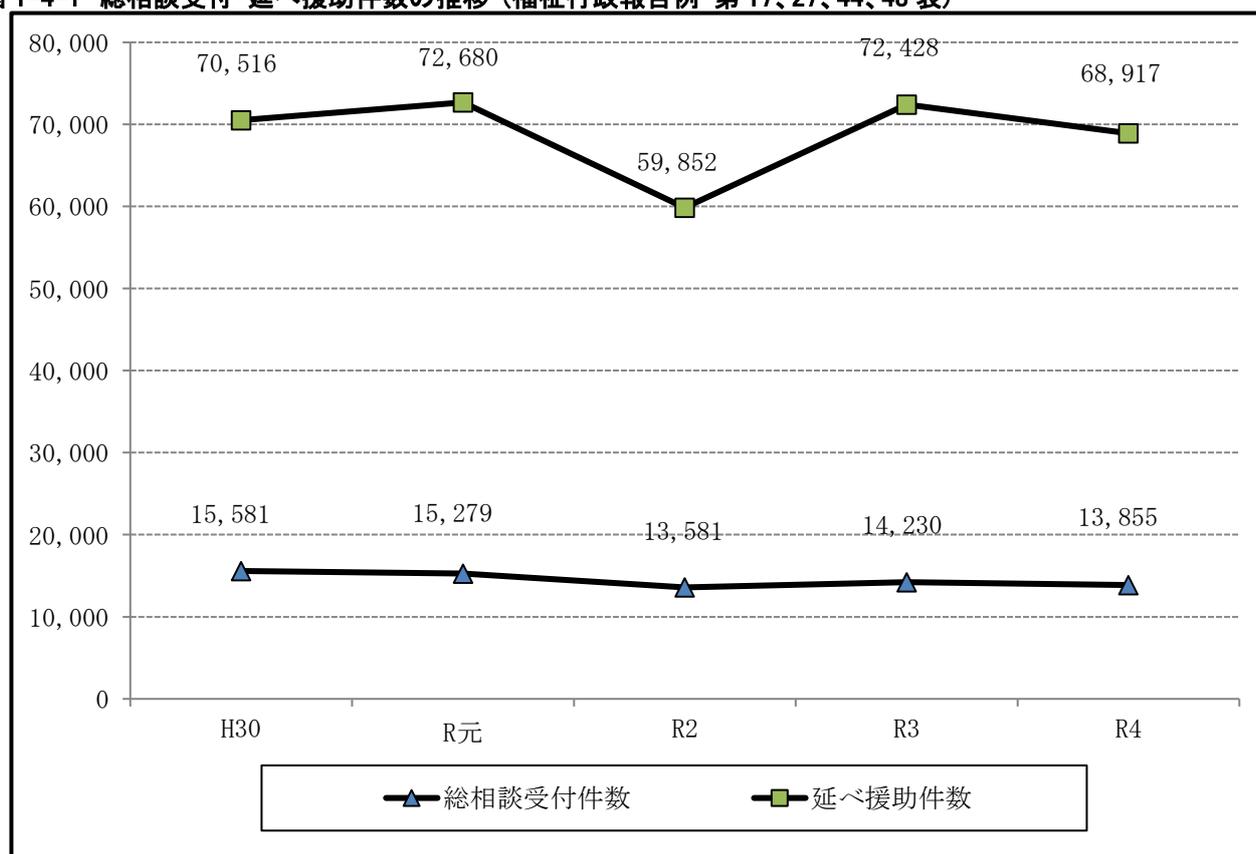


表1-4-1 3相談所相談実績(福祉行政報告例 第17、27、44、48表)

	H30	R元	R2	R3	R4
総相談受付件数	15,581	15,279	13,581	14,230	13,855
総延べ援助件数	70,516	72,680	59,852	72,428	68,917
1件あたりの援助件数	4.53	4.76	4.41	5.09	4.97

これを相談所別に比較したのが、「図 1-4-2 相談所別受付件数の推移」「図 1-4-3 相談所別延べ対応件数の推移」である。

図 1-4-2 相談所別受付件数の推移（福祉行政報告例 第 17、27、44 表）

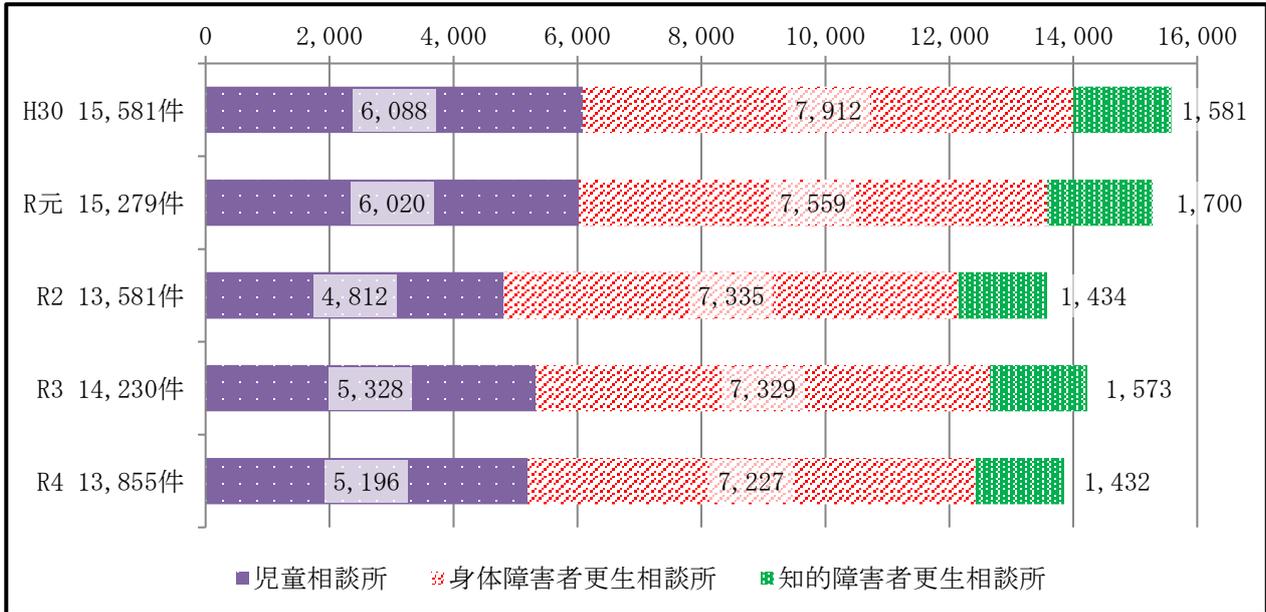
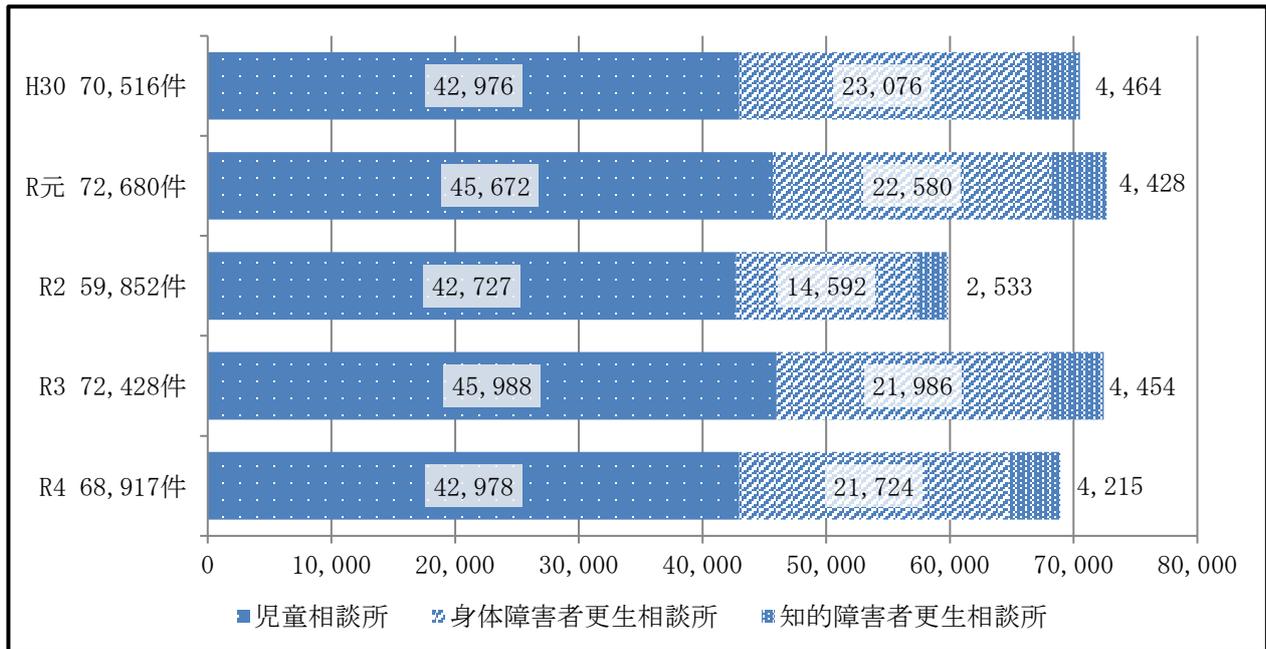


図 1-4-3 相談所別延べ援助件数の推移（福祉行政報告例 第 17、27、48 表）



(3) 1件あたりの援助件数

表 1-4-2 は、児童相談所における1件あたりの延べ援助件数の平均の推移である。

表 1-4-2 児童相談所相談実績（福祉行政報告例 第 44、48 表）

	H30	R元	R2	R3	R4
総受付実件数	6,088	6,020	4,812	5,328	5,196
総延べ援助件数	42,976	45,672	42,727	45,988	42,978
1件あたりの援助件数	7.06	7.59	5.47	8.63	8.27

(4) 児童虐待相談の現況

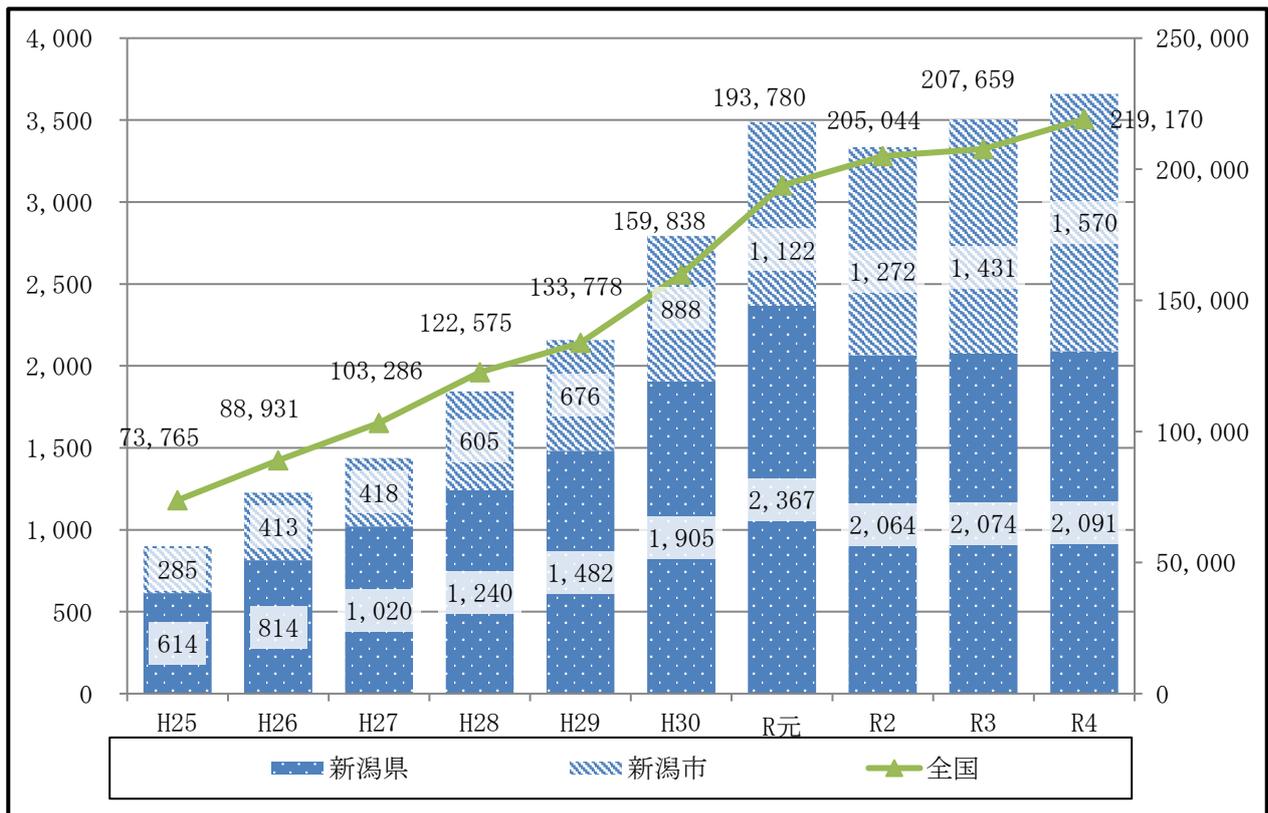
児童虐待相談に焦点を当ててみると、児童虐待相談は、①保護者（当事者）以外の第三者からの通告により始まる事が多く、②保護者の反発、否認等を伴い相談の動機付けに欠けることが多い。また、③初期の情報は不確実で状況が変化しやすい中で、④瞬時の判断と緊急の対応が求められるなどの特徴を有している。

図1-4-4から、新潟県においては、令和元年度と比べて令和2年度は対応件数が微減したものの、全国の対応件数は増加しており、依然流れとして相談件数の増加傾向が続くと考えられる。相談対応件数の増加は、虐待そのものが増えたことに加え、社会的意識の高まりで相談・通報が増えたことが大きいとみられている。

また平成25年8月に厚生労働省より、虐待された児童だけではなくそれを目撃したきょうだいについても心理的虐待を受けたとして考え、対応するように求められたことも要因の一つである。

さらに、配偶者間暴力(DV)が子どもの前で行われた場合(面前DV)は心理的虐待にあたることから、近年、警察からの面前DVによる心理的虐待の通告が増加してきている。

図1-4-4 児童相談所における虐待相談対応件数の推移（福祉行政報告例 第49表他）



児童虐待通告（相談）を受けると、児童相談所では即刻受理会議を開催し、具体的な対応を決める。子どもの安全は、可能な限り保護者と接点のある市町村、学校、幼稚園、保育所等の職員や保健師、児童委員、親戚、警察官などと連携し、現地で確認している。児童虐待は、児童相談所単独の支援で解決することは困難であり、地域における多数の関係機関との長期にわたる継続的な連携が欠かせない。

また、子どもの安全を確保するために親子を分離する必要がある場合には、緊急一時保護（医療機関等への一時保護委託を含む）を行う。一時保護は、子どもをそのまま放置することが、その子どもの福祉を害すると認められる場合には、児童相談所長の権限で行うことができる。

表 1-4-3 は、新潟県が管轄する 5 か所の児童相談所における児童の一時保護対応件数の推移である。

表 1-4-3 被虐待児童の一時保護対応件数の推移(委託保護を含む) (福祉行政報告例 第 47 表)

		H30	R 元	R2	R3	R4
全 体	一時保護対応児童数	447	490	420	424	433
	(管内児童人口 10,000 人あたりに占める件数)	22.1	24.9	21.9	22.1	24.0
	対応児童延べ保護日数	8,920	13,417	10,451	11,742	11,599
	(対応児童一人あたりの平均保護日数)	20.0	27.4	24.9	27.7	26.8
う ち 被 虐 待 児	一時保護対応児童数	280	320	266	255	239
	(管内児童人口 10,000 人あたりに占める件数)	13.9	16.3	13.9	13.3	13.2
	対応児童延べ保護日数	6,133	10,811	7,969	7,695	7,420
	(対応児童一人あたりの平均保護日数)	21.9	33.8	30.0	30.2	31.0

*一児童を複数回保護した場合でも、保護理由が同じときは 1 人として計上。

第2部 各相談所の概要

第2部 各相談所の概要

1 児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を適切に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことで子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

(1) 沿革

児相	年 月	設 置 及 び 組 織	所 在 地
中 央 児 童 相 談 所	昭 23. 4	開設	新潟市東中通 1-86
		一時保護所開設	〃 五十嵐三の町（新潟学園内）
	23.10	専任所長就任	
	24. 6	新庁舎新築移転	新潟市川岸町 1-57-1
	28. 3	下越児童相談所設置	新発田市
	29. 4	法第27条第1項の措置権が委任される	
	30. 7	下越児童相談所廃止、中央児童相談所に統合	
	30.11	地方事務所勤務で中央児相兼務の福祉司が児童相談所勤務となる	
	33. 4	機構充実、職員18名	
	35. 4	二係制設置（庶務係、業務係）	
	37.11	次長制及び二課制（庶務課、業務課）設置	
	39. 6	新潟地震（被害を受ける）	
	40. 3	宿直室、教室等増築	
	40. 9	一時保護職員室増築	
	42. 4	次長制廃止	
	42. 8	庁舎建設のため新潟労政事務所内に引越	
	42.10	厚生センター起工式新庁舎新築移転	
	43. 5	新庁舎新築移転	
	45. 4	主任制発足	
	48. 4	三課制（庶務課、相談指導課、判定保護課）設置	
	52. 4	次長制及び課名の変更（庶務課、相談判定課、指導保護課）	
	55. 4	一時保護当直業務嘱託員制度発足	
	61. 4	係長制度（指導保護係長、指導係長、相談判定係長）発足	
	平 5. 4	新潟県民生部の組織改正により、新潟県中央福祉相談センターに設置	
	6. 4	「こども家庭110番」設置	
	7. 4	中央福祉相談センター移転（職員31名）、企画担当を配置し、「指導保護課」を「企画指導課」へ変更 係制廃止	中蒲原郡亀田町向陽 4-2-1
	9.12	緊急連絡システム設置	
	10. 9	体育館屋根張替え	
	12. 4	子育て支援相談員3名配置	
	13. 4	次長制度変更（2名体制となり、それぞれ総務課長、企画指導課長を兼ねる）	
	14. 4	児童虐待・DV対応班3名配置 「子ども・女性電話相談事業」開始（「子ども家庭110番」は廃止）	
	15. 4	「DV・児童虐待相談フリーダイヤル」開設	
17. 4	保護・支援課創設 職員7名嘱託員4名の計11名配置	新潟市亀田向陽 4-2-1	
19. 4	夜間、休日の緊急相談及び緊急保護体制整備 新潟市児童相談所開設により、管轄区域が変更となり、職員29名に減員（児童虐待DV対応班は2名体制）	（市町村合併による住所表記変更） 新潟市江南区亀田向陽 4-2-1 （政令指定都市移行による住所表記変更）	
20. 4	総務課2名減員、3名体制となる 管轄区域から見附市が外れる		
23. 4	児童虐待対応補助嘱託員（警察官OB）1名配置		
25. 4	児童虐待対応補助嘱託員（警察官OB）1名を子育て支援相談員へ名称変更 一時保護所学習支援員配置		
28. 3	精神科医師退職		
29. 4	法務嘱託員（弁護士）1名配置		
30. 4	里親等相談支援員1名配置、一時保護所当直業務嘱託員1名増員 児童相談所受付相談員1名減員		
31. 4	心理判定嘱託員1名配置、子育て支援相談員1名増員		
令 2. 4	児童福祉司2名増員、子育て支援相談員1名減員、心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更、一時保護所当直業務嘱託員を一時保護所指導職員に名称変更		
3. 4	児童福祉司2名増員、児童心理司2名増員、子育て支援相談員1名減員 佐渡駐在所が児童福祉司2名、児童心理司1名、子育て支援相談員1名の体制となる。		
4. 4	児童福祉司5名増員、児童心理司1名増員 児童虐待DV対応班の再編（市町村支援専任児童福祉司1名配置、保健師（新発田児童相談所兼務）1名配置、里親等支援専任児童福祉司1名配置、ヤングケアラーコーディネーター2名配置） 「子ども・女性電話相談事業」、「DV・児童虐待相談フリーダイヤル」、里親等相談支援員廃止		
5. 4	「親子のための相談LINE」開設		

新 発 田 児 童 相 談 所	平	5. 4	新発田地域福祉センター内に開設され、地域福祉センター長が児相長を兼ねる	新発田市豊町 3-3-2
		6. 4	心理判定員 1 名増員、相談課 6 名体制となる	
		7. 4	係制廃止	
		9. 4	児童福祉司 1 名増員、相談課 7 名体制となる	
		12. 4	子育て支援相談員 2 名配置	
		14. 4	健康福祉環境事務所の設置に伴い所内組織である「児童・障害者相談センター」が設置され、児相は健康福祉環境事務所に併置となり、センター長が児相長となる	
		16. 4	地域振興局体制に伴い局に併置となる。児童・障害者相談センター長は健康福祉環境部内の組織となり、センター長が児相長となる	
		19. 4	児童福祉司 1 名増員、相談課 8 名体制となる	
		23. 4	児童虐待対応補助嘱託員(警察官 O B) 1 名配置	
		25. 4	児童虐待対応補助嘱託員(警察官 O B) 1 名を子育て支援相談員へ名称変更	
	29. 4	児童福祉司 1 名増員、相談課 9 名体制となる		
	30. 4	児童福祉司 1 名増員、相談課 10 名体制となる		
	31. 4	児童福祉司 3 名増員、相談課 13 名体制となる。子育て支援相談員 1 名減員、心理判定嘱託員 1 名配置		
	令	2. 4	児童福祉司 1 名増員、相談課 14 名体制となる。心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更	
			児童福祉司 1 名増員、心理判定員 2 名増員、相談課 17 名体制となる。	
		3. 4	子育て支援相談員 1 名、児童相談所心理職員 1 名減員	
		4. 4	児童・障害者相談センターが健康福祉環境部から独立し、単独所属となる 併せて、企画指導課、相談判定課、庶務課の三課制となる(庶務課は健康福祉環境部との兼務) 次長 1 名増員、児童福祉司 1 名増員、心理判定員 1 名増員、20 名体制となる 保健師 1 名配置(兼務)、里親等支援専任児童福祉司 1 名配置、法務嘱託員 1 名配置、子育て支援員 1 名減員	
長 岡 児 童 相 談 所	昭	26. 5	庁舎新築	長岡市今朝白町 1-1025-1
		27. 4	業務開始	
		30. 4	児童福祉司が当所勤務となる(地方事務所勤務の事務廃止)	
		31. 8	専任所長就任	
		31. 9	会計規則に基づく麻指定 法 27 条第 1 項の措置権が委任される	
		38. 8	主任制度発足	
		40. 4	二課制(庶務課、業務課)設置	
		46. 9	庁舎移転新築	長岡市今朝白 2-7-35
		55. 4	一時保護当直業務嘱託員制度発足	
		56. 4	機構充実、職員 17 名	
		56. 12	プレールーム増築	
		61. 4	係長制度(指導保護係長、相談判定係長)発足	
		61. 12	庁舎移転準備 61 年度用地買収造成工事	
		63. 3	庁舎新築移転	長岡市四郎丸字沖田 237
	平	5. 4	長岡地域福祉センターに統合され、センター長が児相長を兼ねる	
		7. 4	係制廃止	
		10. 7	医学判定室改修	
		12. 4	子育て支援相談員 2 名配置	
		14. 4	健康福祉環境事務所の設置に伴い所内組織である「児童・障害者相談センター」が設置され、児相は健康福祉環境事務所に併置となり、センター長が児相長となる	
		16. 4	地域振興局体制に伴い局に併置となる。児童・障害者相談センター長は健康福祉環境部内の組織となり、センター長が児相長となる	
		16. 10	中越大震災(被害を受ける)	
		18. 4	一時保護所職員 1 名増員(2 名体制へ)	
		19. 4	子育て支援相談員 1 名増員	
		20. 4	管轄区域の変更(見附市)に伴い、児童福祉司 1 名増員	
		21. 4	住所表記変更	長岡市四郎丸町 237
		22. 4	児童福祉司 1 名増員	
		23. 4	児童虐待対応補助嘱託員(警察官 O B) 1 名配置	
		24. 4	児童福祉司 2 名増員	
		25. 4	児童虐待対応補助嘱託員(警察官 O B) 1 名を子育て支援相談員へ名称変更 管轄区域に小千谷市が加わる 一時保護所学習支援員配置	
		26. 11	住所表記変更	長岡市沖田 1-237
		27. 4	一時保護所当直業務嘱託員 1 名増員	
		28. 4	一時保護所当直業務嘱託員 1 名増員	
		29. 4	児童福祉司 1 名増員、一時保護所当直業務嘱託員 1 名増員	
		30. 4	法務嘱託員(弁護士) 1 名配置、児童福祉司 1 名増員 里親等相談支援員 1 名配置	
	31. 4	児童福祉司 2 名増員、子育て支援相談員 2 名減員、心理判定嘱託員 1 名配置		
	令	2. 4	児童福祉司 2 名増員、児童指導員 1 名加配、心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更、一時保護所当直業務嘱託員を一時保護所指導職員に名称変更し 1 名増員 児童福祉司 1 名増員、心理判定員 3 名増員、子育て支援相談員 1 名減員、児童相談所心理職員 1 名減員	
		3. 4	一時保護所棟を新築し、供用開始(定員変更 8 人→14 人)	
		4. 4	児童・障害者相談センターが健康福祉環境部から独立し、単独所属となる(庶務課は健康福祉環境部との兼務) 児童福祉司 3 名増員、児童心理司 1 名増員、保健師(南魚沼児童相談所兼務) 1 名配置、児童指導員 2 名増員、里親等支援専任児童福祉司 1 名配置、里親等相談支援員 1 名減員(廃止)	

南魚沼児童相談所	平	5. 4	六日町地域福祉センター内に開設され、地域福祉センター長が児相長を兼ねる	南魚沼郡六日町大字六日町21-20 南魚沼郡六日町大字六日町620-2 南魚沼市六日町620-2
		6. 4	心理判定員1名増員、相談課5名体制となる	
		7. 4	係制廃止	
		9. 4	児童福祉司1名増員、相談課6名体制となる	
		12. 4	子育て支援相談員2名配置	
		14. 4	健康福祉環境事務所の設置に伴い所内組織である「児童・障害者相談センター」が設置され、児相は健康福祉環境事務所に併置となり、センター長が児相長となる	
		15. 4	子育て支援相談員減員	
		16. 4	地域振興局体制に伴い局に併置となる。児童・障害者相談センター長は健康福祉環境部内の組織となり、センター長が児相長となる	
		17. 4	「六日町」から「南魚沼」に名称変更	
		19. 4	児童福祉司1名増員、相談課7名体制となる	
			児童虐待対応補助嘱託員1名配置	
		25. 4	児童虐待対応補助嘱託員1名を子育て支援相談員へ名称変更	
			管轄区域から小千谷市が外れる	
		29. 4	児童福祉司1名増員、相談課8名体制となる	
		30. 4	子育て支援相談員1名増員	
		31. 4	心理判定嘱託員1名配置	
	令	2. 4	児童福祉司1名増員、子育て支援相談員1名減員、心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更	
		3. 4	児童福祉司1名増員、心理判定員1名増員、子育て支援相談員1名減員、臨時的任用職員1名増員、児童相談所心理職員1名減員	
		4. 4	児童・障害者相談センターが健康福祉環境部から独立し、単独所属となる併せて、企画指導課、相談判定課、庶務課の三課制となる（庶務課は健康福祉環境部との兼務） 児童福祉司3名増員、臨時的任用職員1名減員、子育て支援相談員1名減員、里親等支援専任児童福祉司1名配置、保健師（兼務）1名、法務嘱託員1名	
上越児童相談所	昭	27. 5	開設	高田市大手町西会所97番地上越市西会所通り97-1 上越市大字木田768-3 上越市春日山町3-4-17
		31. 3	庁舎新築	
		31. 9	法27条第1項の措置権が委任される	
		31.10	機構改革に伴い独立庁舎となる	
		31.10	専任所長が就任	
		31.11	心理判定員配置 一時保護所に保母配置	
		40. 4	二課制（庶務課、業務課）設置	
		45. 3	一時保護所増築（定員12名）	
		51. 4	主任制度発足	
		55. 4	庁舎新築移転	
		55. 4	一時保護当直業務嘱託員制度発足	
	平	2. 4	係長制度（指導保護係長、相談判定係長）発足	
		5. 4	上越地域福祉センターに統合され、センター長が児相長を兼ねる	
		7. 4	係制廃止	
		9. 6	庁舎一部改修（玄関階段撤去等）	
		10. 9	庁舎一部改修（玄関スロープ拡張、2階トイレ等）	
		12. 4	子育て支援相談員2名配置	
		14. 4	健康福祉環境事務所の設置に伴い所内組織である「児童・障害者相談センター」が設置され、児相は健康福祉環境事務所に併置となり、センター長が児相長となる	
		16. 4	地域振興局体制に伴い局に併置となる。児童・障害者相談センター長は健康福祉環境部内の組織となり、センター長が児相長となる	
		18. 4	一時保護所職員1名増員（2名体制へ）	
		22. 3	児童虐待対応補助嘱託員1名配置	
		23. 4	児童虐待対応補助嘱託員1名増員	
		23.11	庁舎一部改修（一時保護入口、廊下間仕切り）	
		24. 4	児童福祉司1名増員、	
		25. 4	児童虐待対応補助嘱託員2名を子育て支援相談員へ名称変更 一時保護所学習支援員配置	
	27. 4	一時保護所当直業務嘱託員1名増員		
	28. 4	一時保護所当直業務嘱託員1名増員		
	29. 4	児童福祉司1名増員 一時保護所当直業務嘱託員1名増員		
	30. 4	法務嘱託員（弁護士）1名配置、児童福祉司1名増員 里親等相談支援員1名配置		
	31. 4	児童福祉司2名増員、心理判定嘱託員1名配置		
令	2. 4	児童福祉司2名増員、心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更、一時保護所当直業務嘱託員を一時保護所指導職員に名称変更し1名増員		
	3. 4	児童福祉司3名増員、心理判定員3名増員		
	4. 4	児童・障害者相談センターが健康福祉環境部から独立し、単独所属となる（庶務課は健康福祉環境部との兼務） 保健師1名配置、児童指導員1名増員、里親等支援専任児童福祉司1名配置、里親等相談支援員1名減員（廃止）		
	5. 4	一時保護所棟を新築し、供用開始（定員変更なし（12人））		

(2) 業務内容

- ア 市町村の児童家庭相談に対し、必要な援助を行う。
- イ 子どもに関する家族その他からの相談に応じる。
- ウ 必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行う。
- エ 調査又は判定に基づき必要な指導を行う。
- オ 子どもの一時保護を行う。
- カ 施設入所、里親委託等の措置を行う。

(3) 相談及び援助の種類

ア 相談の種類及び内容

養護 相談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健 相談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応腸転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5. 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6. 言語発達障害相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等其他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
非 行 相 談	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
	10. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通報のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談、受け付けた時には通告がなくとも、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。

育成相談	12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

※「9. 発達障害相談」…平成 25 年度までは自閉症等相談となっていた。

イ 援助の種類及び内容

在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	一回～数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる子どもや保護者に対して行う。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う。
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業等の制度の適用が適当と認められる事例については、子どもや保護者の意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんする。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識技術を要する事例に対し子どもや保護者の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させる等の方法により継続的に行う。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に行う。
		市町村指導	子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対して行う。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
		障害児相談支援事業を行う者の指導	障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		訓戒・誓約措置	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項を明確に示すよう配慮する。
児童福祉施設入所措置 指定医療機関委託	家庭環境や本人の行動上の問題、障害などのため、一定期間保護、療育、訓練、生活指導等を必要とする子どもを児童福祉施設に入所(通所)させ、又は指定医療機関に委託する。		
里親・小規模住居型 児童養育事業委託	家庭での養育に欠ける子ども等を、登録された里親又は小規模住居型児童養育事業へ委託し、その人格かつ調和のとれた温かい愛情と正しい理解の家庭を与えることにより、愛着関係の形成等子どもの健全な育成を図る。		
児童自立生活援助の実施	里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設を退所した義務教育を終了した子どもでいまだ社会的自立ができていない子どもを対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談などの援助を行う。		

福祉事務所送致等	子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司、社会福祉主事に指導させる場合、助産施設、母子生活支援施設への措置、保育の実施が必要な場合、及び15歳以上の児童で障害者支援施設への入所又は障害福祉サービスの利用が適当な場合に、福祉事務所に送致、報告又は通知する。
家庭裁判所送致	家庭裁判所の審判に付することが適当である場合、及び行動の自由を制限したり強制措置を必要としたりする場合に、事件を家庭裁判所に送致する。
家庭裁判所に対する家事審判の申し立て	児童虐待の事例で、保護者の意に反して施設入所等を行う場合等の承認の請求、親権喪失宣言の請求、後見人の選任・解任等の請求等を行う。

(4) 業務状況

ア 相談の状況

令和4年度の新潟県が所管する5か所の児童相談所の相談種類別受付件数の合計は5,196件であった。(図2-1-1)。

受付件数を年齢別に見ると、最も多いのが7歳となっており(図2-1-2)、相談経路別に見ると、市町村からの相談が1,564件(30.1%)と一番多い(図2-1-3)。

受け付けた相談の対応状況については、対応件数5,122件中、助言指導が4,775件と全体の93.2%を占めている。助言指導以外の対応として最も多いのは、児童福祉司指導で92件、次いで継続指導の66件となっている。児童福祉施設等への措置(児童福祉施設入所、里親委託)は59件となっている(図2-1-4)。

図2-1-1 相談種類別受付状況の推移(県計) (福祉行政報告例 第44表)

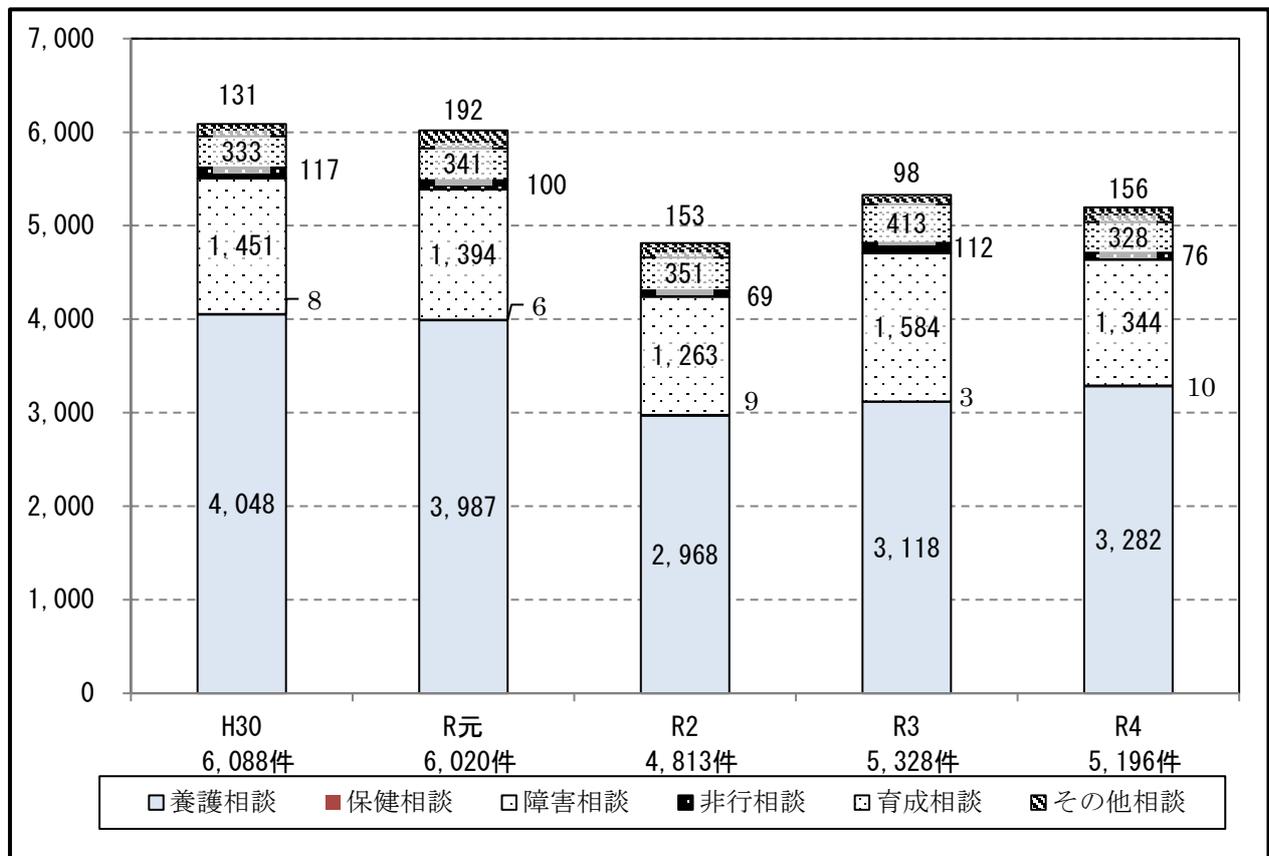


図 2-1-2 年齢別相談受付状況 総数 5,196 件 (福祉行政報告例 第 44 表)

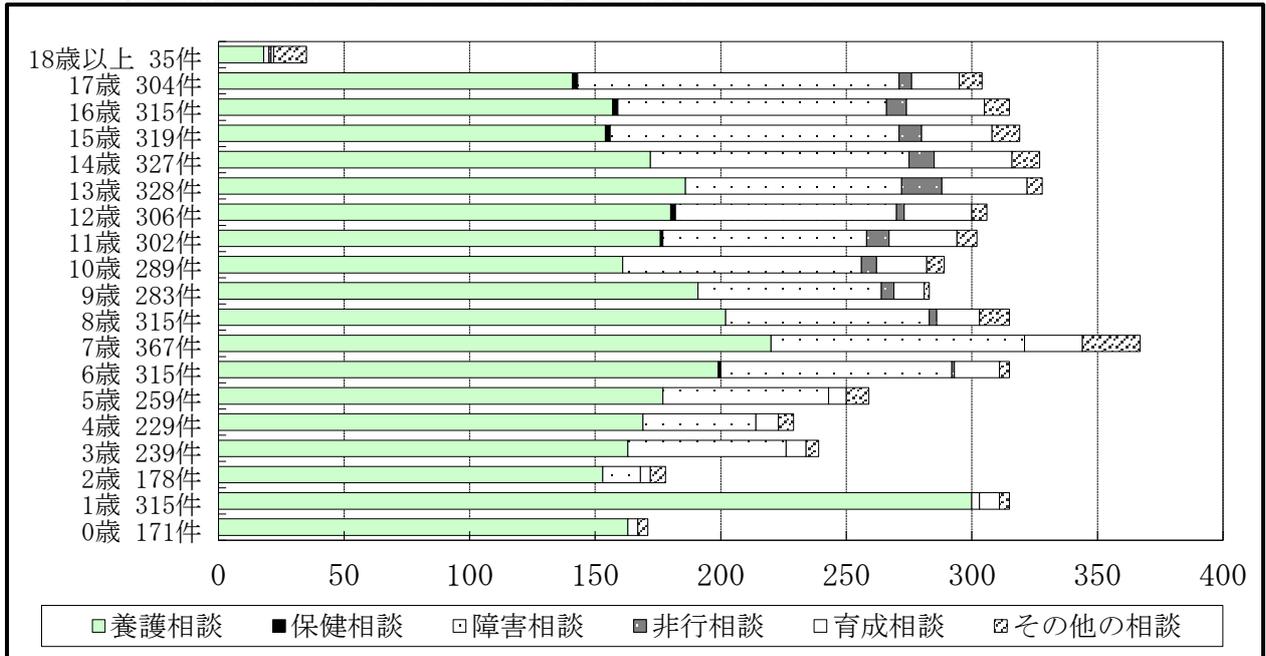


図 2-1-3 相談経路別受付状況 総数 5,196 件 (福祉行政報告例 第 43 表)

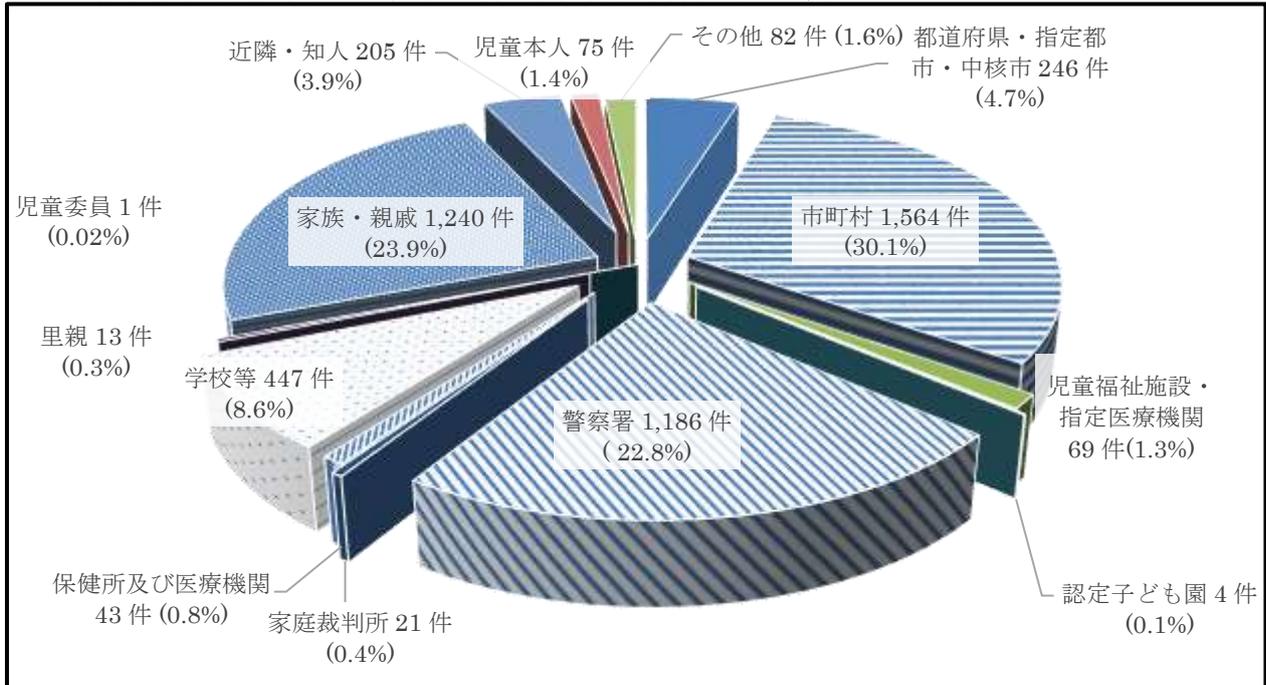
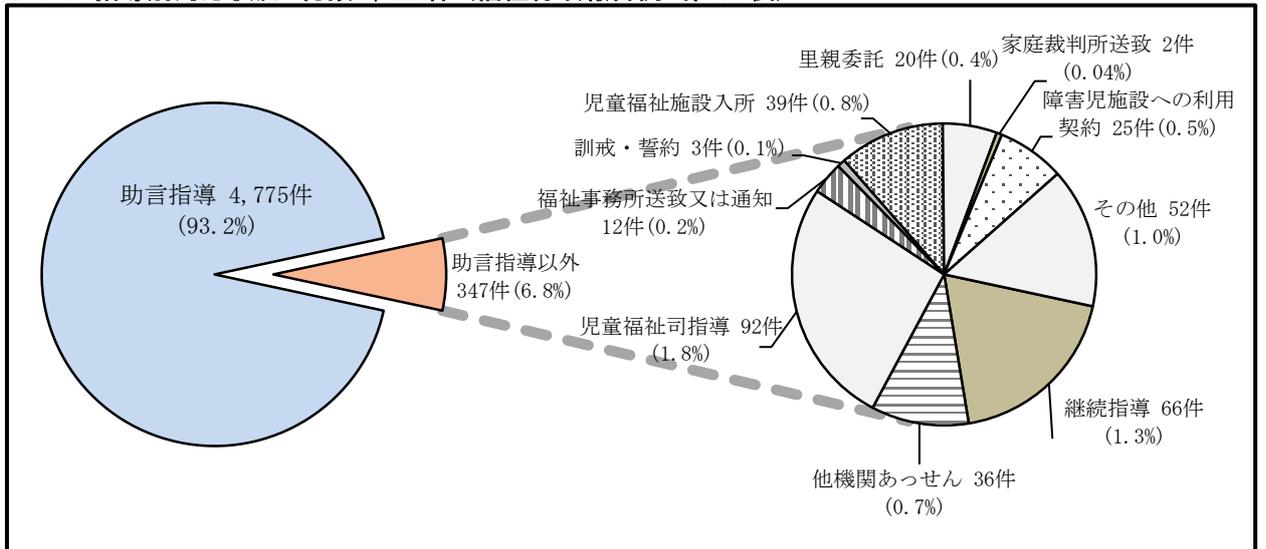


図 2-1-4 指導別対応状況 総数 5,122 件 (福祉行政報告例 第 45 表)



イ 児童虐待相談の状況

令和4年度、各児童相談所に寄せられた虐待通告件数は計2,345件であった。これらの通告のうち、調査・診断を経て判定会議・援助方針会議等で虐待と判定され、虐待相談として受け付けた相談は2,173件となった（表2-1-1）。

一方、児童虐待相談対応件数は2,091件となり、その内訳は、心理的虐待が1,233件（59.0%）で最も多く、次いで身体的虐待が495件（23.7%）、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）が326件（15.6%）、性的虐待が37件（1.8%）となっている（図2-1-5）。

年齢別に見ると、6歳が147件で最も多く、次いで9歳と11歳が139件となっている。（図2-1-6）。

主たる虐待者では、実父が992件（47.4%）と最も多く、次いで実母が987件（47.2%）となっており、実父母で94.6%を占めている（図2-1-7）。

なお、保護者以外の家族・親族・同居人等からの家庭内における虐待は身体的・心理的・性的・ネグレクトのそれぞれの虐待では受理せず、保護者の『保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）』として受理している。

表 2-1-1 児童虐待における通告件数及び相談受付（虐待認定）件数（相談所別）（福祉行政報告例 第44表）

	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越	計
通告件数	545	393	577	265	565	2,345
相談受付（虐待認定）件数	411	391	555	261	555	2,173

図 2-1-5 児童虐待種類別対応件数の推移（県計）（福祉行政報告例 第49表）

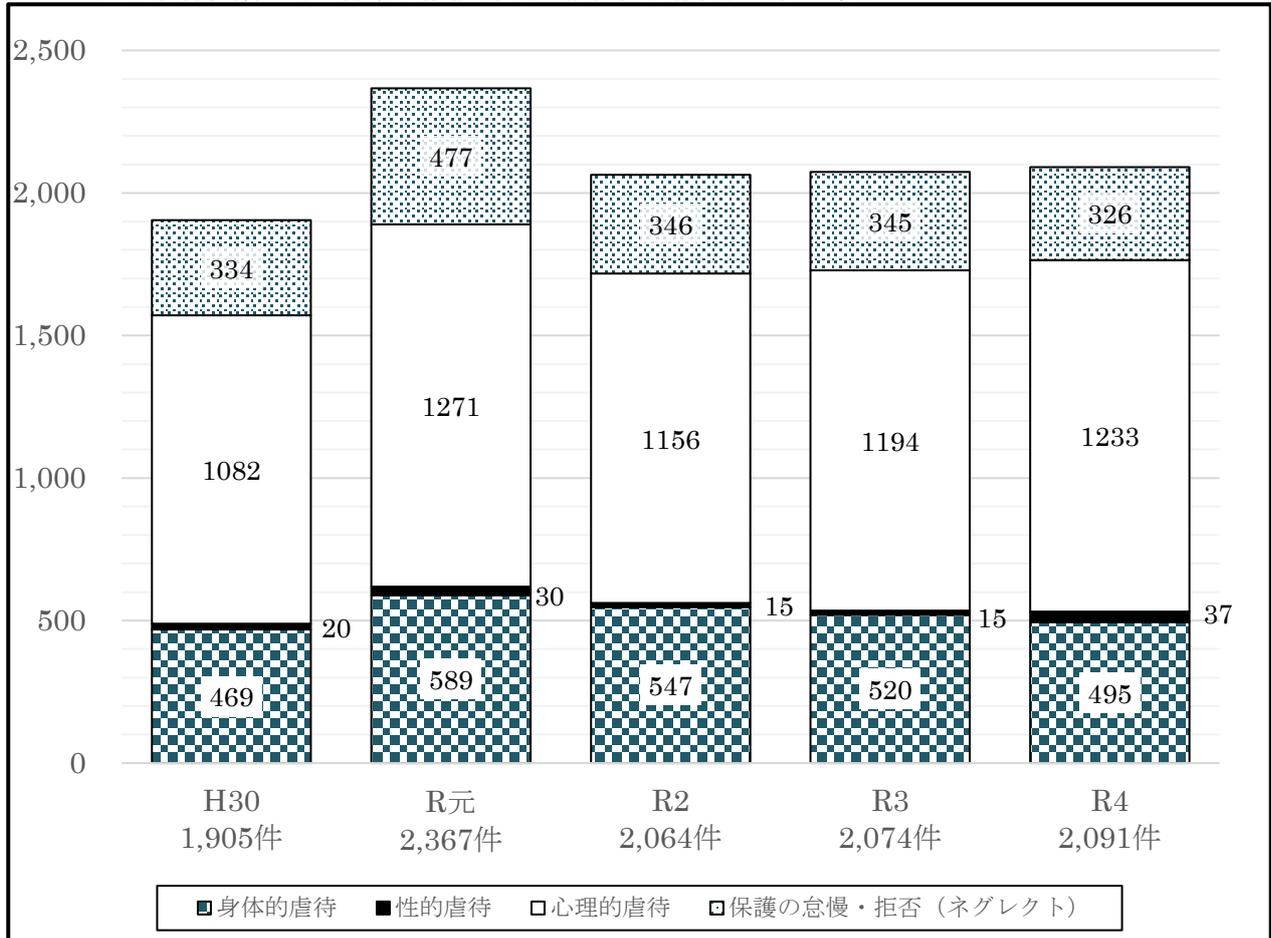


図 2-1-6 年齢別児童虐待相談対応件数(県計) 総数 2,091 件 (福祉行政報告例 第 49 表)

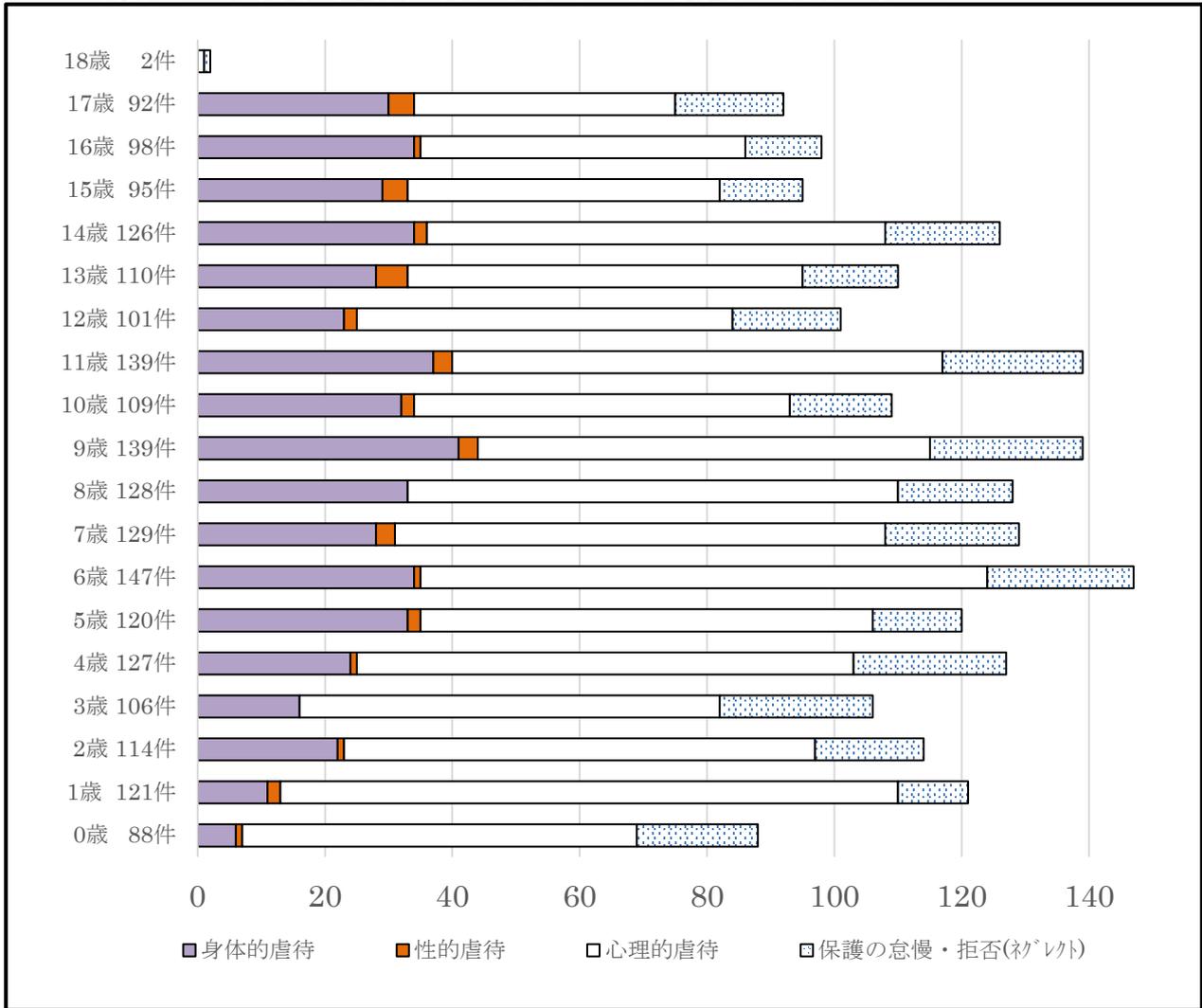
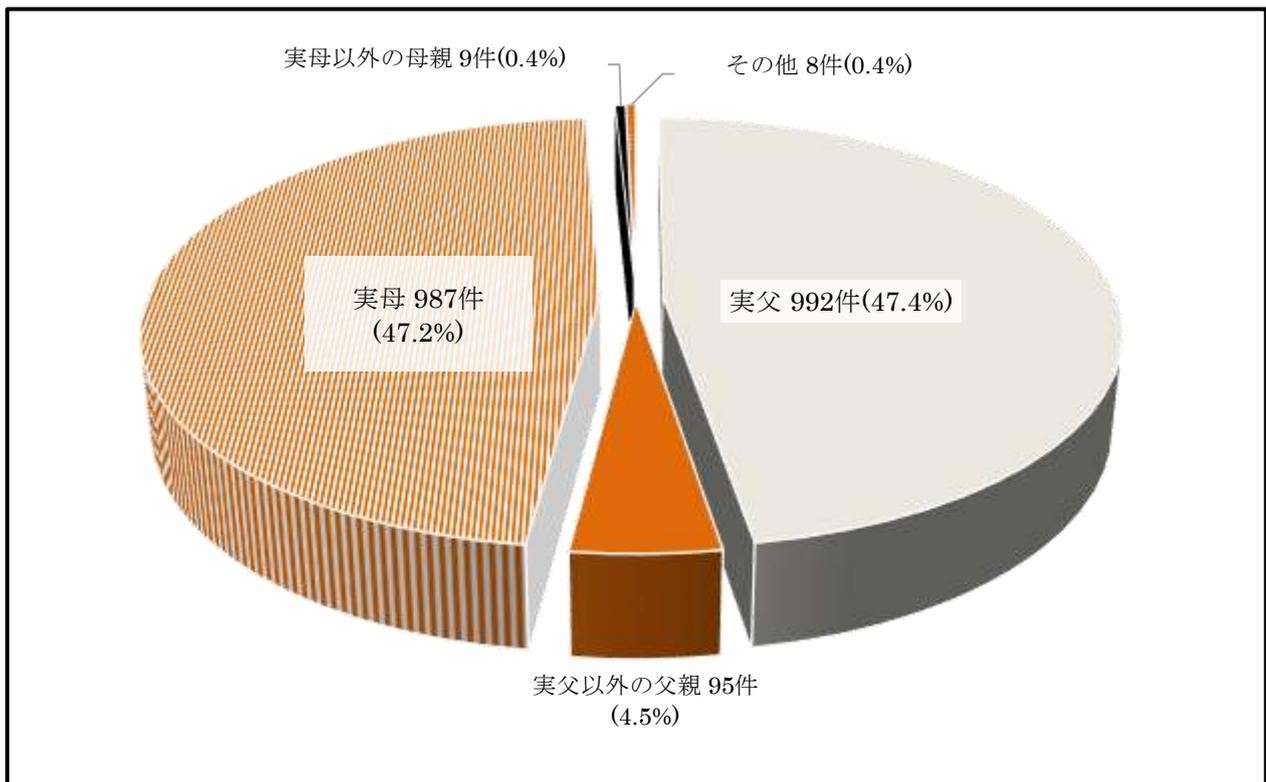


図 2-1-7 主な虐待者の状況(県計) 総数 2,091 件 (福祉行政報告例 第 49 表)



虐待相談を経路別に見ると、令和4年度は警察等(警察官及び司法警察職員として職務を行うもの)からの相談が最も多く、1,005件となっている(図2-1-8)。

また、受け付けた児童虐待相談の対応の状況については、助言指導が1,924件と全体の91.6%を占めている。助言指導以外では、児童福祉司指導が80件、次いで、継続指導が39件となっている(図2-1-9)。

図2-1-8 経路別児童虐待相談対応件数(県計) 総数 2,091件 (福祉行政報告例 第49表)

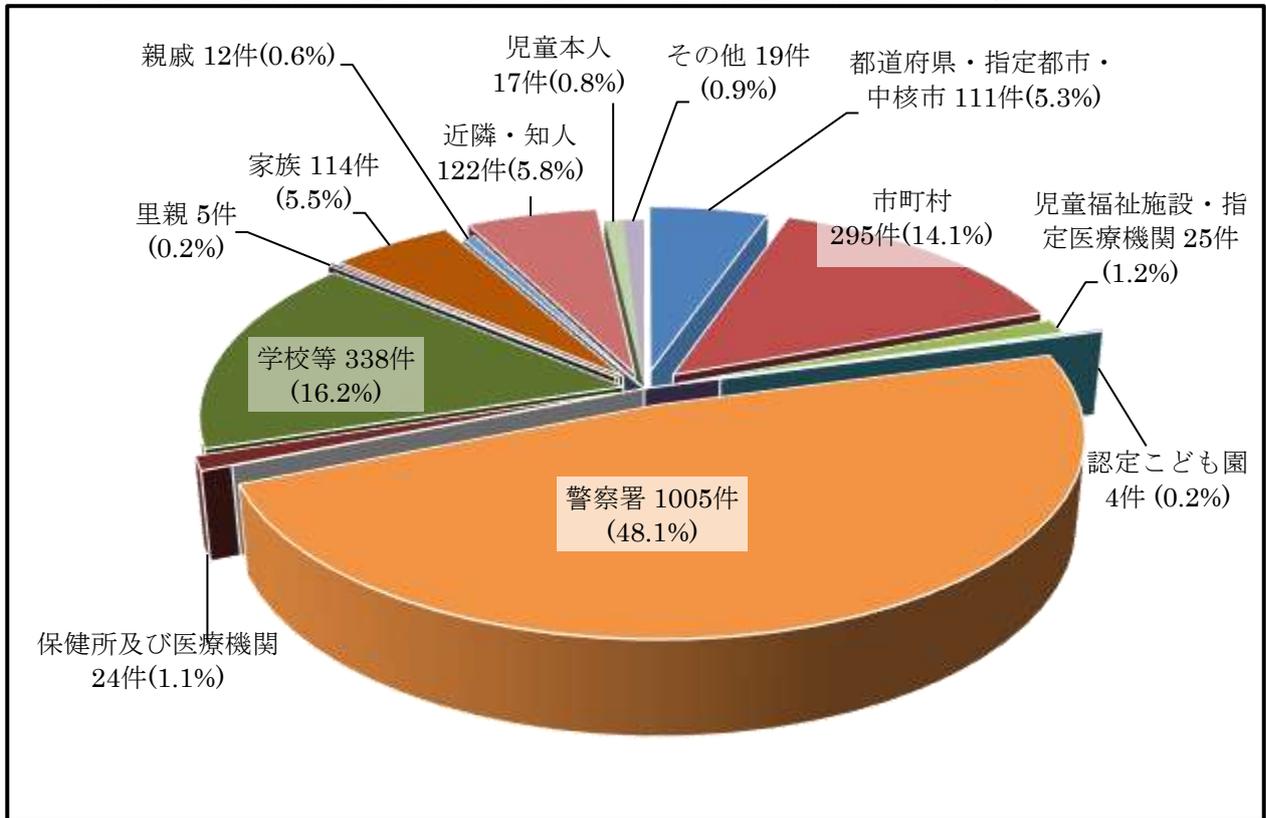
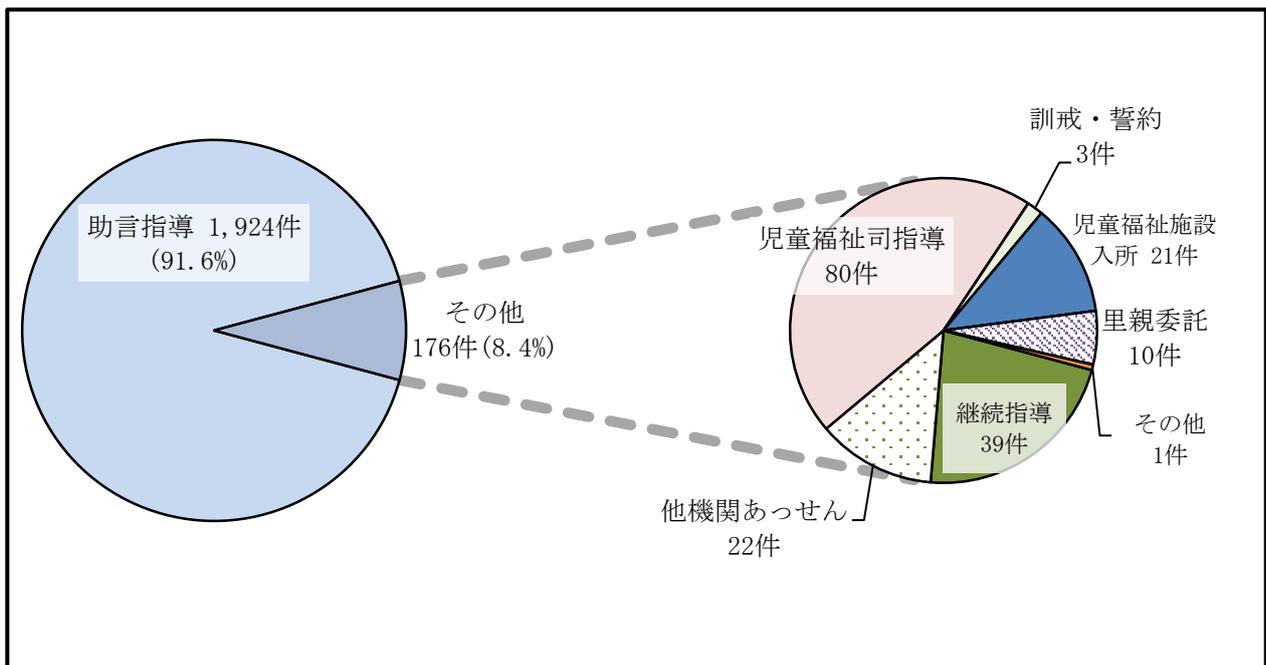


図2-1-9 指導別児童虐待相談対応件数(県計) 総数 2,100件(複数対応あり) (福祉行政報告例 第45表)



ウ 援助件数の状況（調査・診断及び心理療法・カウンセリング等）

受け付けた相談について、令和4年度中に児童相談所で実施した調査・社会診断指導、医学診断指導、心理診断指導及び心理療法・カウンセリング等（以下、援助件数と略す）は延べ42,978件であった（図2-1-10）。

このうち、児童虐待相談において実施した延べ援助件数は、31,450件で全体の73.2%を占めており、令和4年度に児童相談所に対応した相談件数（5,122件）に占める児童虐待相談件数（2,100件 ※複数対応含む）の割合（41.0%）と比較すると、その割合の高さがわかる（図2-1-11）。

このことは、児童虐待相談の場合においては調査に対する客観性がより強く求められることや、保護者等による加害行為の危険性が想定されることなどにより、初期調査からその後の診断指導の過程において、複数回の対応が必要とされ、場面によっては複数職員での対応が必要とされるためである。

図2-1-10 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況(県計) (福祉行政報告例 第48表)

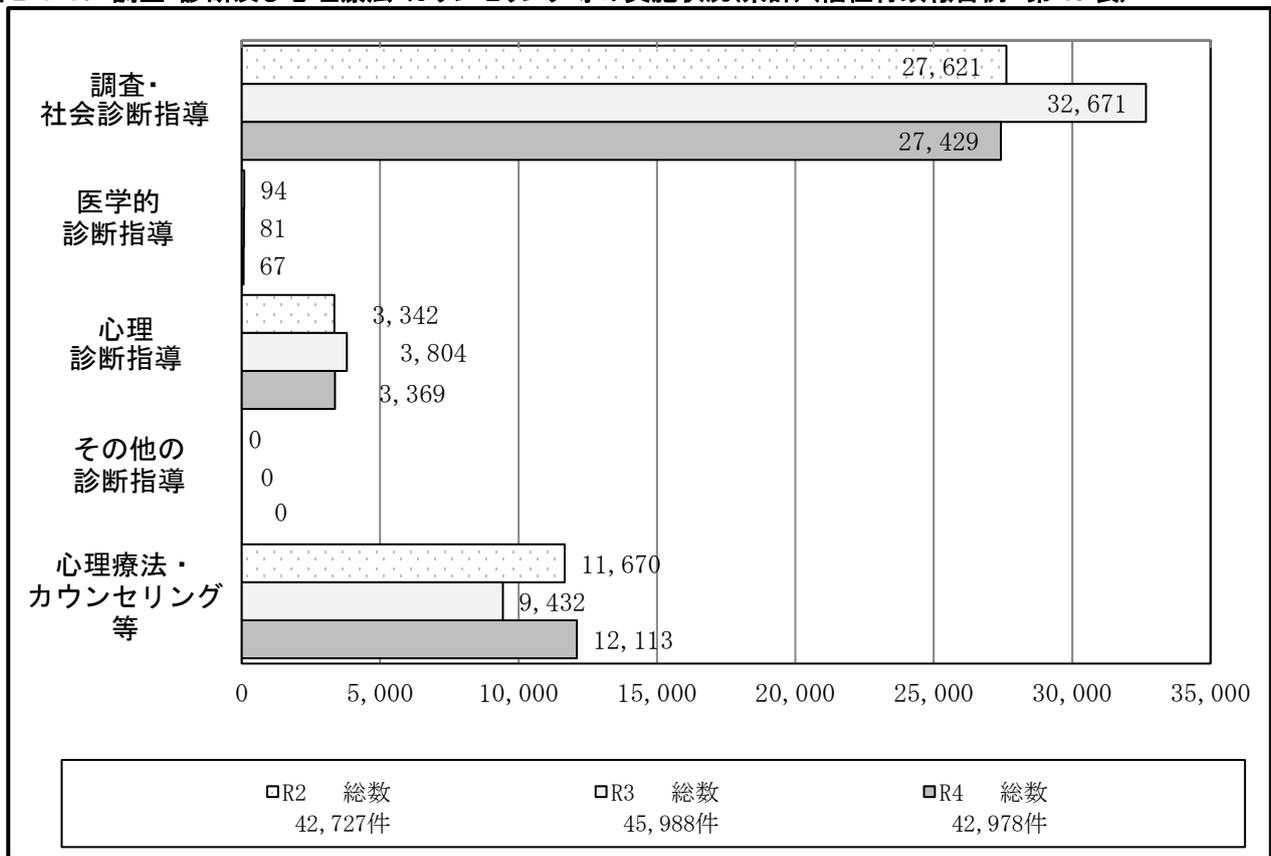
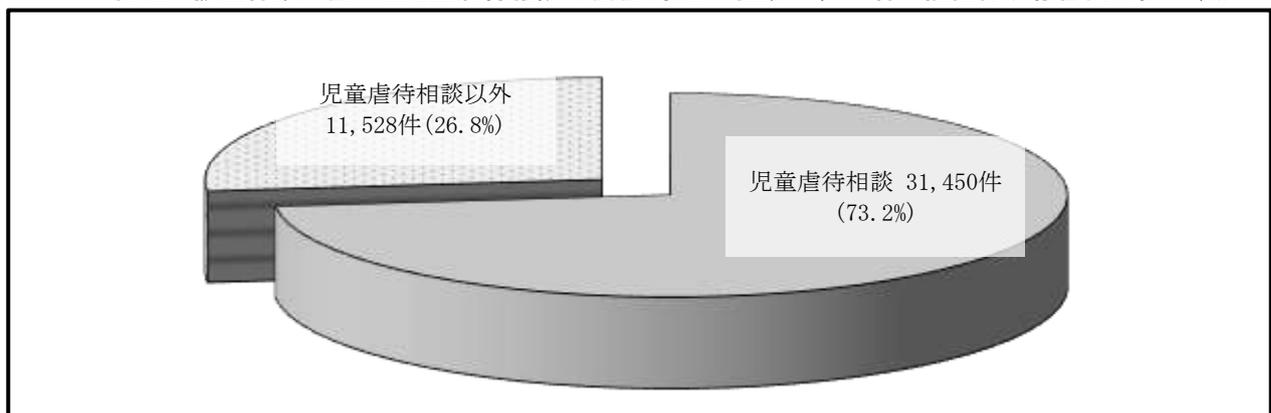


図2-1-11 総延べ援助件数に占める児童虐待相談の割合(県計) 総数42,978件 (福祉行政報告例 第48表)



エ 一時保護の状況

一時保護所は、中央児童相談所（定員 30 人）、長岡児童相談所（定員 14 人）及び上越児童相談所（定員 12 人）に設置されている。

令和 4 年度に児童相談所で一時保護を終えた子ども（対応児童）は 259 人、延べ日数は 7,173 日であった。また、施設等に一時保護を委託し、解除した子どもは 174 人、延べ日数は 4,426 日であった。所内保護と委託保護を合わせて対応 433 人、延べ 11,599 日（図 2-1-12、図 2-1-13）。

一時保護は緊急保護・行動観察・短期入所指導の目的で行われる。保護される理由は虐待や養護、ぐ犯等様々であり、年齢も乳幼児から高校生ままで幅広い。そのため、指導カリキュラムを工夫して、一人ひとりが安全に安心して生活できることに配慮している。

図 2-1-12 一時保護対応児童数(所内保護)状況の推移(福祉行政報告例 第 47 表)

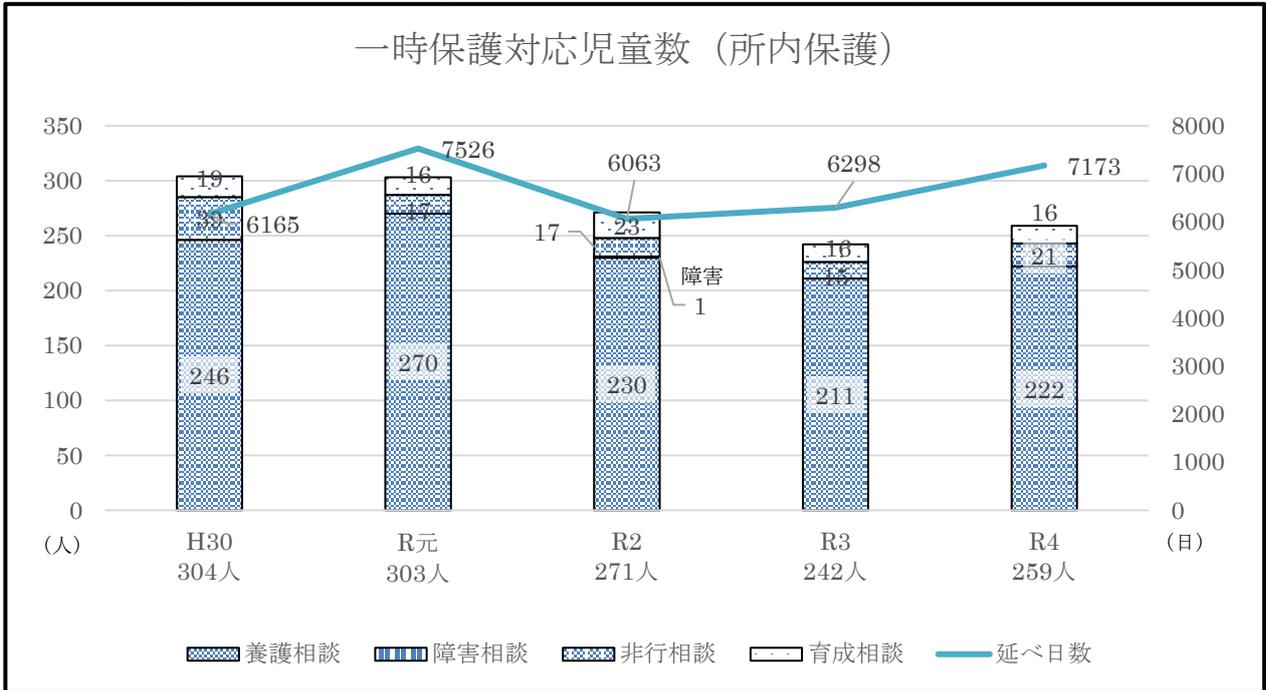


図 2-1-13 一時保護対応児童数(委託保護)状況の推移(福祉行政報告例 第 47 表)

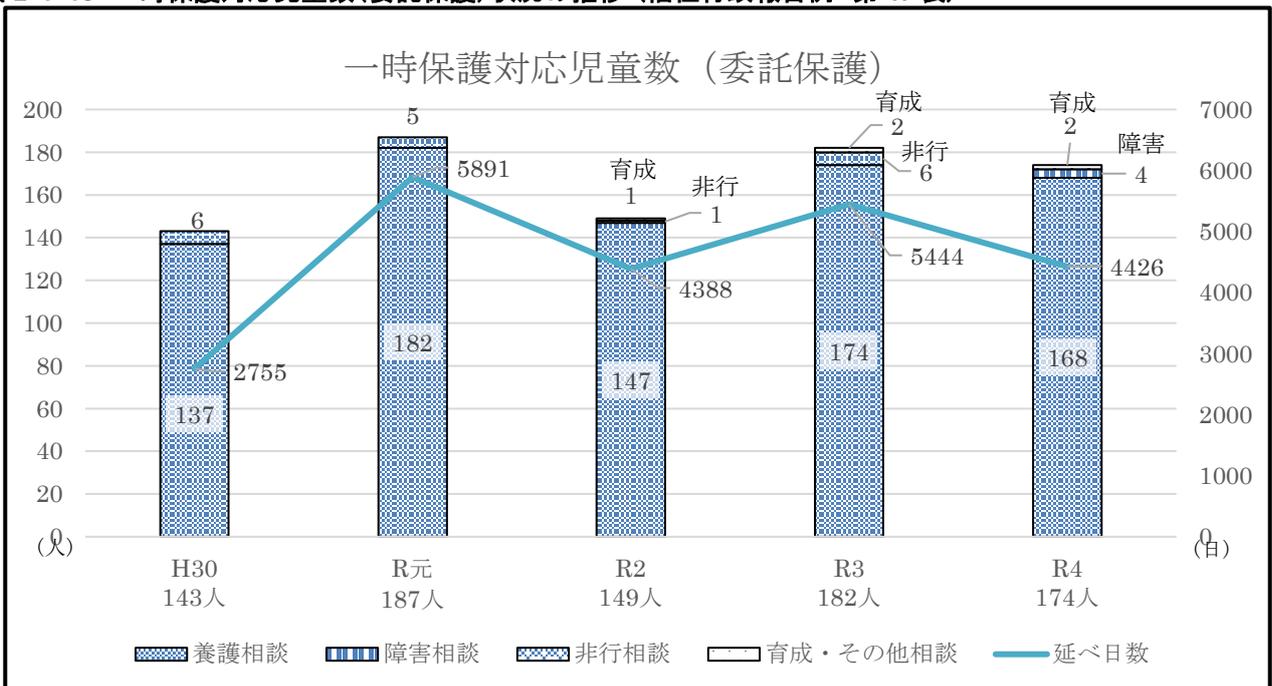


図 2-1-14 相談種別状況 総数 433 人(所内保護 259 人、委託保護 174 人) (福祉行政報告例 第 47 表)

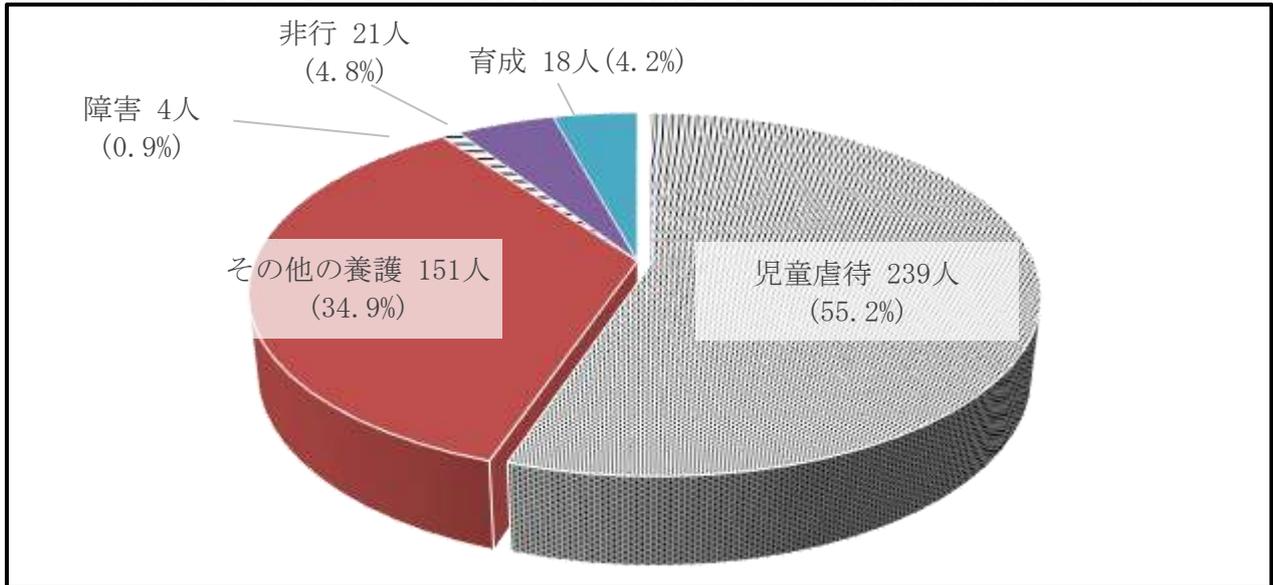


図 2-1-15 被虐待児童の一時保護対応状況の推移 (福祉行政報告例 第 47 表)

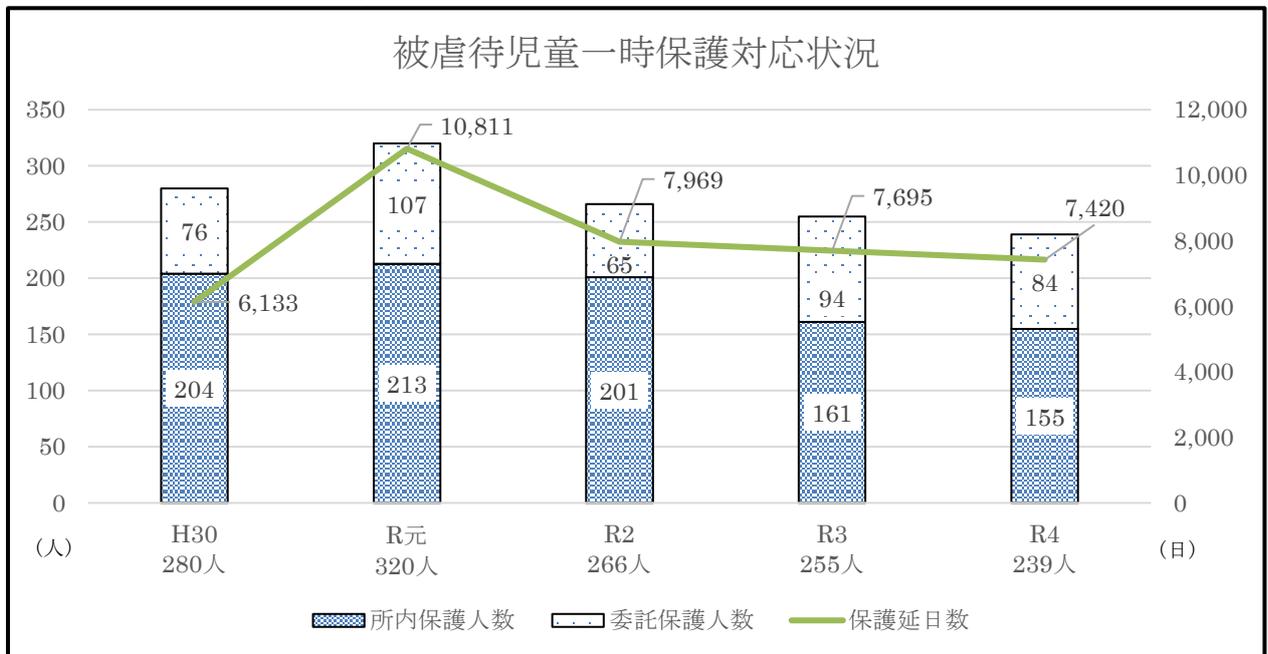
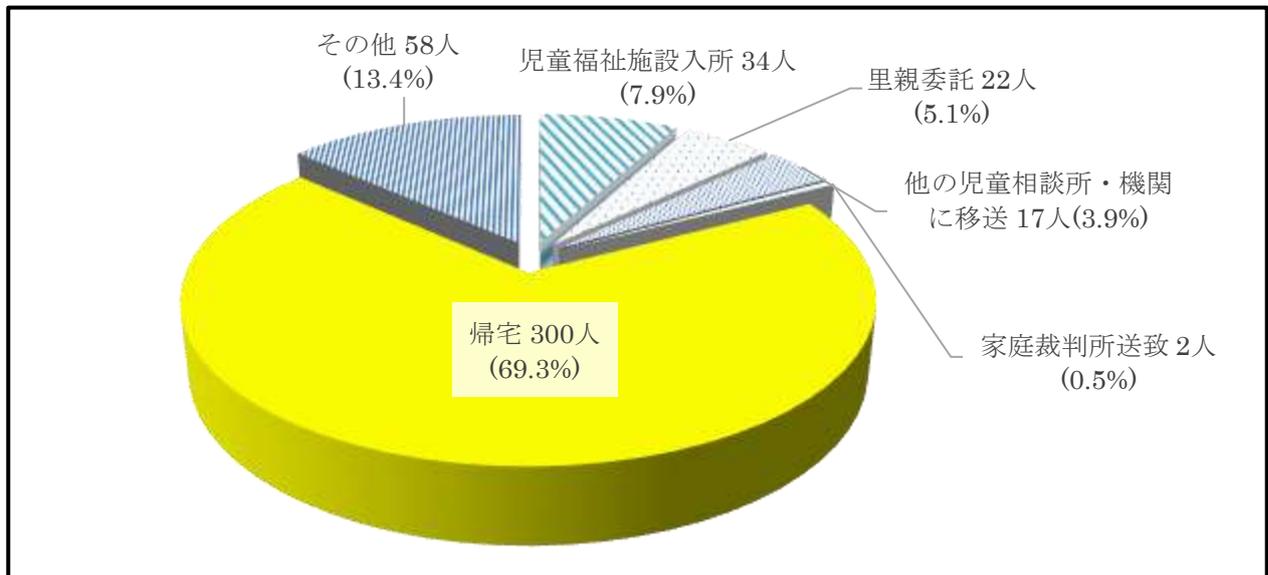


図 2-1-16 退所者の状況(委託保護分含む) 総数 433 人 (福祉行政報告例 第 47 表)



オ 里親等

里親制度とは、様々な事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども達を、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の中で養育する制度である。

平成14年10月、里親制度の一層の振興を図るため新たに専門里親、親族里親が創設されるとともに、里親の養育に関する最低基準も定められた。

平成21年4月に、家庭的養護の一層の充実を図るため、里親制度が大幅に改正された。この改正により、里親は「養育里親」・「養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養子縁組里親」という）」・「親族里親」の3つに大きく区分され、「養育里親」の中に、虐待を受けた児童等に特に支援が必要と認めた児童の養育を行う里親として、専門里親が位置づけられた。また、「養育里親」・「養子縁組里親」については、登録前の研修や更新時の研修が義務化となった。

登録里親数は、令和4年度は209組であった（図2-1-17）。年度末の登録里親数の内訳は、養育里親195組、専門里親16組、親族里親13組、養子縁組里親102組である（一部重複している）。

図2-1-17 登録里親・委託里親及び委託児童の推移（福祉行政報告例 第56表）

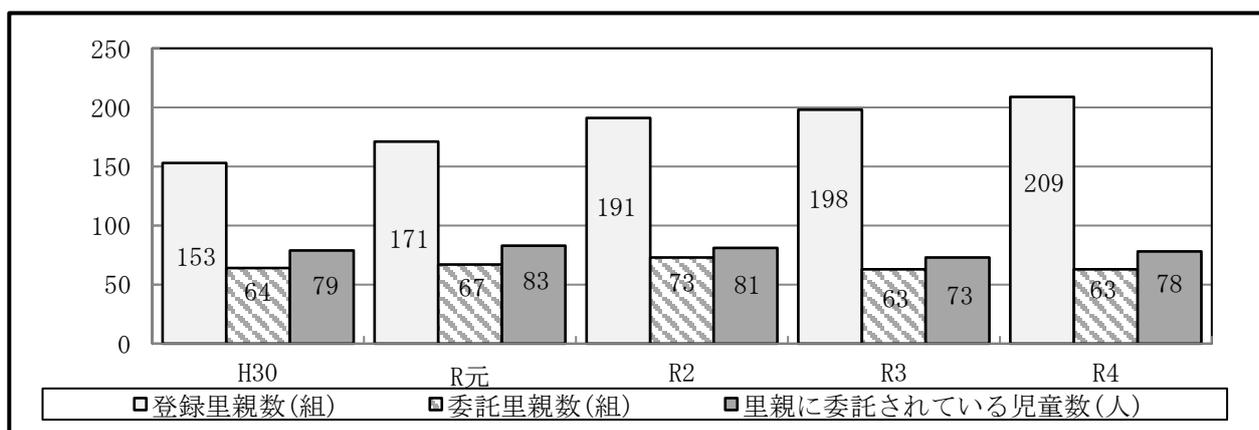


表2-1-2 児童が委託されている新規登録里親数・新規又は措置変更により里親に委託された児童数

(福祉行政報告例第56表)

	H30	R元	R2	R3	R4
里親(組)	9	14	20	11	9
里親委託児童(人)	17	20	20	15	22

表2-1-3 ファミリーホーム事業所数・新規又は措置変更によりファミリーホームに委託された児童数

(福祉行政報告例 第56表他)

	H30	R元	R2	R3	R4
ファミリーホーム(事業所数)	3	3	3	3	3
入所児童(人)	0	0	0	0	0

*ファミリーホーム(事業所数)は新潟市管内の事業所を含む。

表 2-1-4 年度末現在里親等委託率（福祉行政報告例 第 50、57 表）

	H30	R 元	R2	R3	R4
乳児院入所児（人）	21	20	21	19	21
児童養護施設入所児（人）	119	118	115	114	103
里親・ファミリーホーム委託児（人）	85	89	83	74	82
里親等委託率（％）	37.8	39.2	37.9	35.7	39.8

カ 佐渡巡回相談（中央児童相談所）

児童相談所に直接来所することが困難な佐渡市に出向いて会場を設定し、相談や判定を実施している（知的障害者更生相談所と同日に開催する場合もある）。

表 2-1-5 巡回相談実施状況（県計）

年 度	H30	R 元	R2	R3	R4
回 数	10	10	12	10	11
件 数	18	30	15	21	27

*個別に対応した出張判定は含んでいない。

キ 療育手帳に係る判定事務

「療育手帳制度の実施について」（昭和 48 年厚生省事務次官通知）に基づき、知的障害児（者）のより一層の福祉の充実を図るため、療育手帳申請者について判定を行い、知的障害と判定された 18 歳未満の者に対して療育手帳を交付している。

また、必要に応じ、障害程度確認と相談・支援等のための再判定を実施している。

表 2-1-6 療育手帳に係る判定状況

実 績		R2	R3	R4
新規判定 件数	該当	236	294	276
	非該当	26	29	37
再判定 件数	該当	610	789	501
	非該当	14	7	12

*第 51 号より計上の仕方を変更したため R2 年度分より掲載。

ク 専門的技術的援助

児童相談所では、児童福祉の推進を図るため、連絡会議・研修会の開催や講師派遣などにより、市町村、学校・保育所、民生児童委員、関係施設などに対して、専門的技術的援助及び助言を行っている。

特に市町村は、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化されており、基礎的な地方公共団体として、身近な場所で児童の福祉に関する支援を適切に行うことが求められている。

一方、児童相談所は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な事例に対応し、適切な支援を行うこととされている。

表 2-1-8 要保護児童対策地域協議会への出席

		中央	新発田	長岡	南魚沼	上越	計
代表者会議	従事職員数	20	5	11	4	3	43
	回数	9	5	5	4	3	26
実務者会議	従事職員数	173	73	54	68	52	420
	回数	75	41	23	35	20	194
個別ケース検討会	ケース数	238	48	123	93	378	880
	参加回数	163	39	84	63	248	597

表 2-1-9 研修、講師派遣等の実績

		中央	新発田	長岡	南魚沼	上越	計
児童相談所による市町村等職員研修の実施	従事職員数	18	7	0	0	0	25
	回数	3	2	0	0	0	5
市町村等が実施する研修会等への講師派遣	従事職員数	6	11	5	4	3	29
	回数	5	11	5	4	3	28

ケ 保健師活動の状況

令和元年の児童福祉法改正に伴い、令和4年度から新潟県が所管する5か所の児童相談所に3名の保健師が配属された（2か所は兼務発令）。

活動実績は、「図2-1-18 業務内容別保健師活動」のとおりである。初年度は、保健師としてどのようなケースに携わるべきか模索しながらの活動であり「個別ケースへの対応」は765.0単位*（60.3%）だった。 *半日を1単位として計上

個別ケース対応の内訳は、「図2-1-19 個別ケースへの対応内訳」による。訪問27.8%、一時保護所における保護児童の健康相談（新型コロナウイルス感染症対策含む）24.0%、定例会議等21.8%、ケースの状況に応じた健康教育14.2%だった。

図2-1-18 業務内容別保健師活動 総数 1,269.5 単位

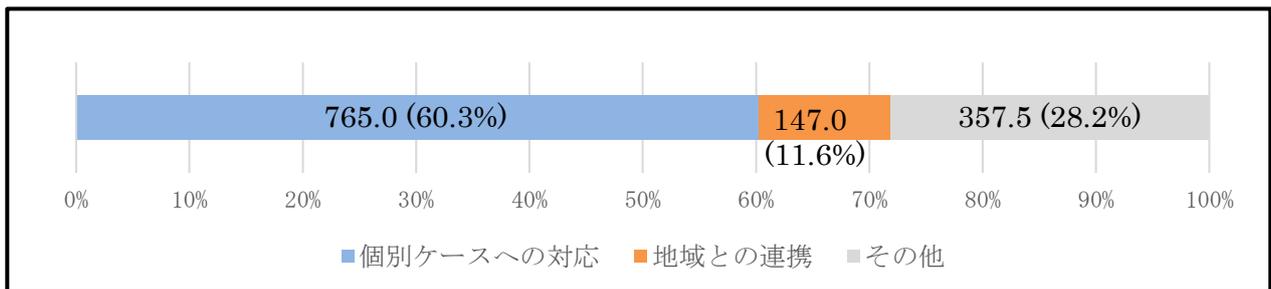
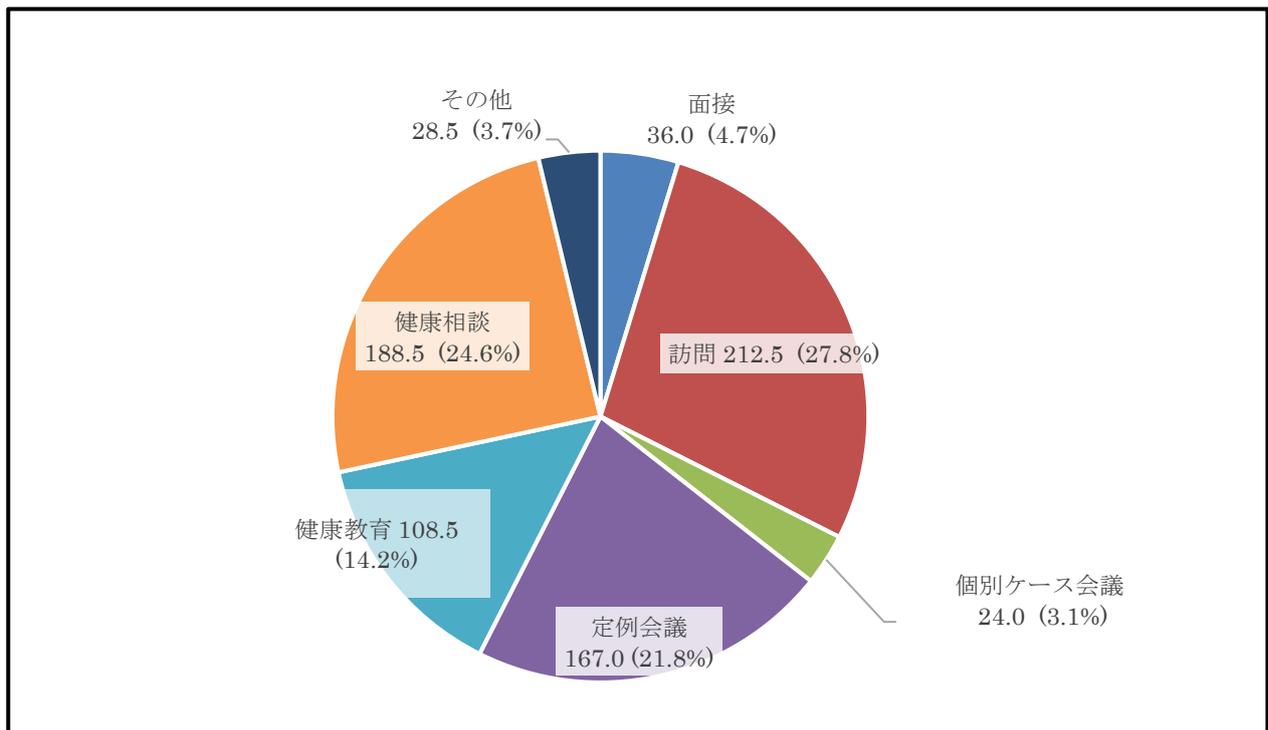


図2-1-19 個別ケースへの対応内訳 総数 765.0 単位



2 身体障害者更生相談所の概要

身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法第11条に基づき、市町村における身体障害者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする相談及び指導や、医学的、心理的及び職能的判定を行うこと等を主な業務として設置された行政機関である。

(1) 沿革

年月日	設 置 及 び 組 織	所 在 地
昭 25. 4. 1	身体障害者福祉法施行	新潟市川岸町 3-21
27. 7. 1	身体障害者更生相談所設置	
56. 10. 1	更生相談所に人工透析審査委員会設置	
平 4. 4. 1	更生相談所に障害程度審査委員会設置	
5. 4. 1	新潟県民生部の組織改正により、中央・新発田・長岡・六日町・上越の5か所の身体障害者更生相談所が設置される	中央は中央福祉相談センターに設置 他は地域福祉センターに設置
5. 4. 1	中央身体障害者更生相談所に入所調整委員会を設置	
7. 3. 27	中央福祉相談センター移転	中蒲原郡亀田町向陽 4-2-1 (現 新潟市江南区亀田向陽)
9. 7. 1	身体障害者手帳交付事務を中央福祉相談センターで行う	
14. 4. 1	健康福祉環境事務所の設置に伴い、新発田・長岡・六日町・上越は各健康福祉環境事務所内組織の「児童・障害者相談センター」となる	
15. 6. 16	中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターを置く健康福祉環境事務所で、所管区域に所在する身体障害者更生援護施設の入所調整会議を主宰	
16. 4. 1	地域振興局が設置されたことに伴い、健康福祉(環境)事務所は振興局内の部に改編される。これにより新発田・長岡・六日町・上越は地域振興局健康福祉環境部内の組織となる	
16. 4. 27	入所調整会議の主催が、各身体障害者更生相談所となる	
17. 4. 1	六日町は南魚沼に名称変更	
20. 4. 1	見附市の所管が中央から長岡に変更	
25. 4. 1	小千谷市の所管が南魚沼から長岡に変更	
令 4. 4. 1	新発田・長岡・南魚沼・上越は児童・障害者相談センターが健康福祉環境部から独立し、単独所属となる	

(2) 業務内容

ア 専門的相談支援と指導

- (ア) 障害者等が障害福祉サービスを主体的かつ適切に選択できるように相談支援する。
 (イ) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、市町村において対処することが困難で専門的な助言を要する者の相談・指導を行う。

イ 医学的、心理学的及び職能的判定

身体障害者の支援に必要な医学的判定、心理学的判定を行う。自立支援医療(更生医療)の給付、補装具の給付に必要な判定を市町村からの依頼に応じて行う。

ウ 施設入所に係る市町村相互間の連絡調整

エ 専門的技術的援助及び指導

オ 身体障害者手帳の交付及び審査(中央福祉相談センター)

(3) 業務状況

ア 相談の状況

令和4年度の新潟県全体の相談件数は、7,264件であった(図2-2-1)。

相談内容別に見ると、身体障害者手帳の相談が最も多く、4,822件と全体の66.4%を占めており、次いで補装具の相談が1,284件(17.7%)となっている(図2-2-2)。

図2-2-1 相談受付件数の推移(件数) (福祉行政報告例 第17表)

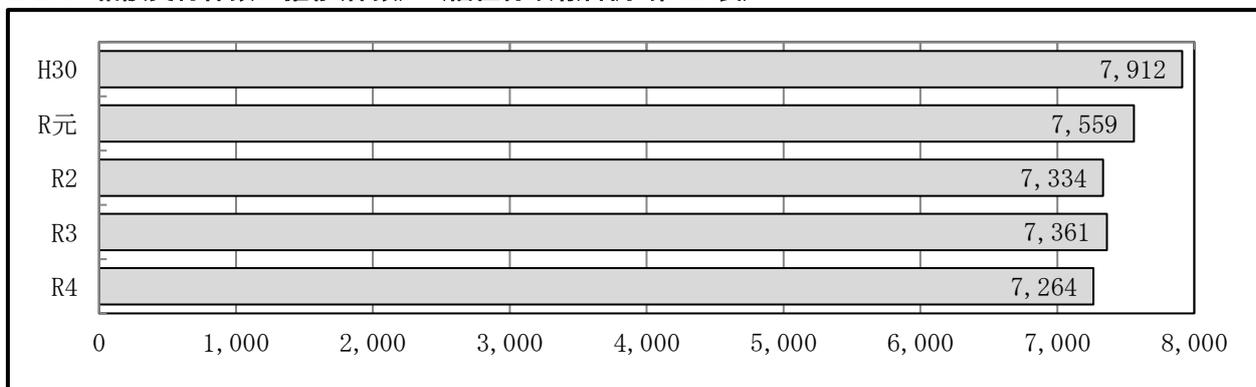
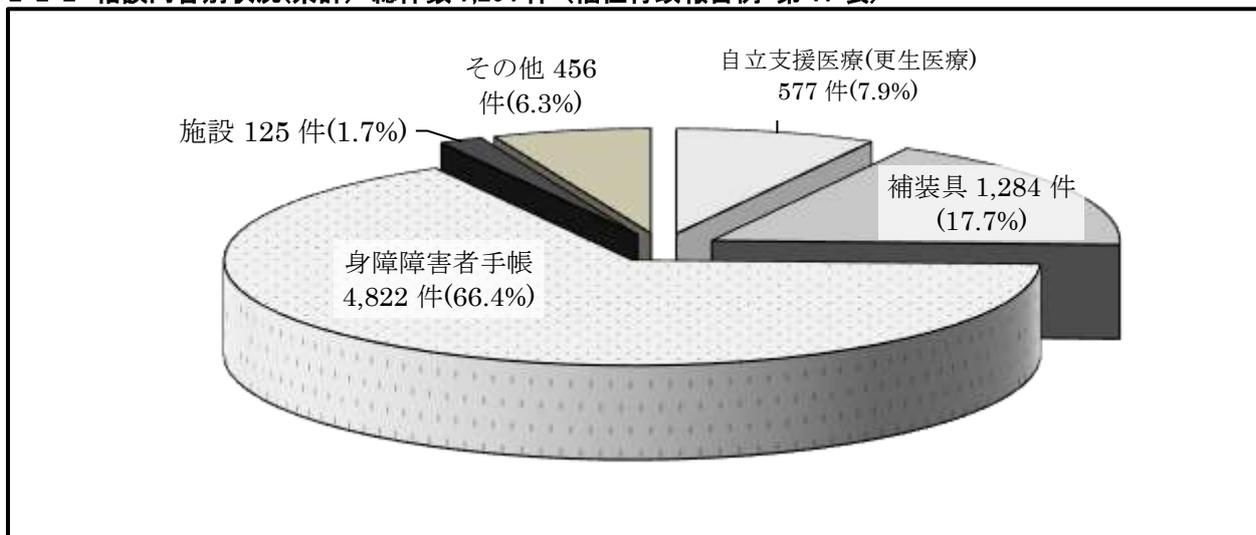


図2-2-2 相談内容別状況(県計) 総件数7,264件 (福祉行政報告例 第17表)



イ 判定の状況

令和4年度の新潟県全体の判定件数は7,244件であり、医学的判定が7,119件(98.3%)である(図2-2-3)。

また、判定書の交付件数は7,215件で、身体障害者手帳によるものが4,822件(66.8%)と最も多く、次いで補装具が1,242件(17.2%)となっている(図2-2-4)。

図2-2-3 判定内容状況(県計) 総件数7,244件 (福祉行政報告例 第17表)

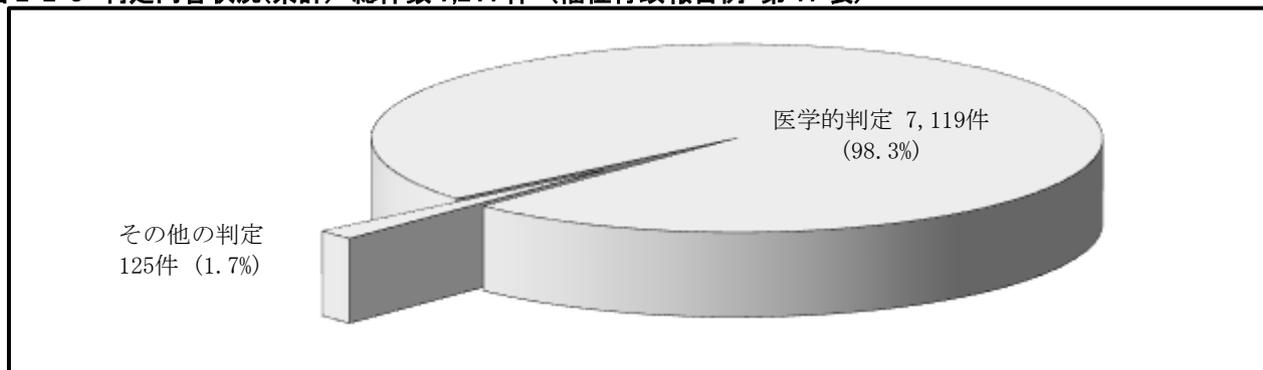
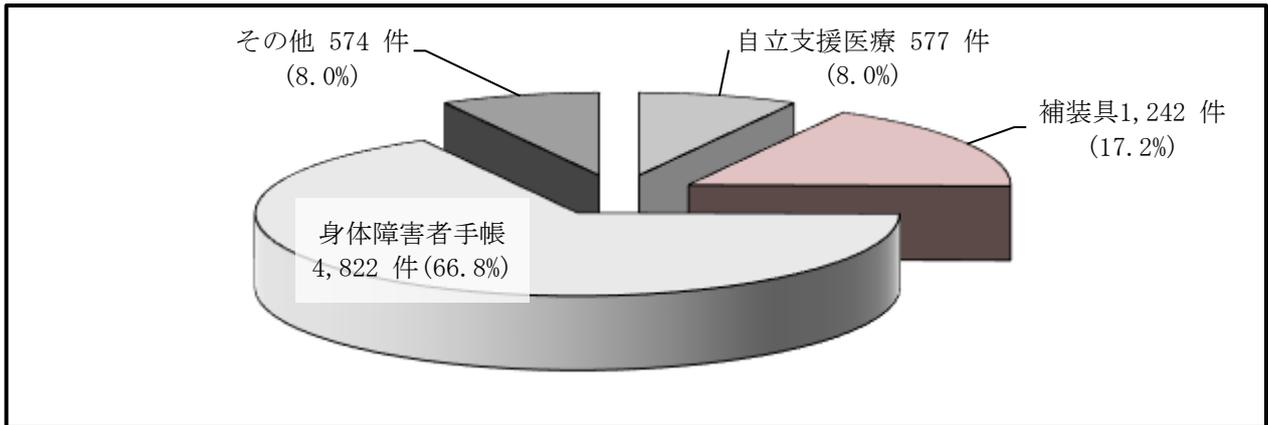


図 2-2-4 判定書交付の状況(県計) 総件数 7,215 件 (福祉行政報告例 第 17 表)



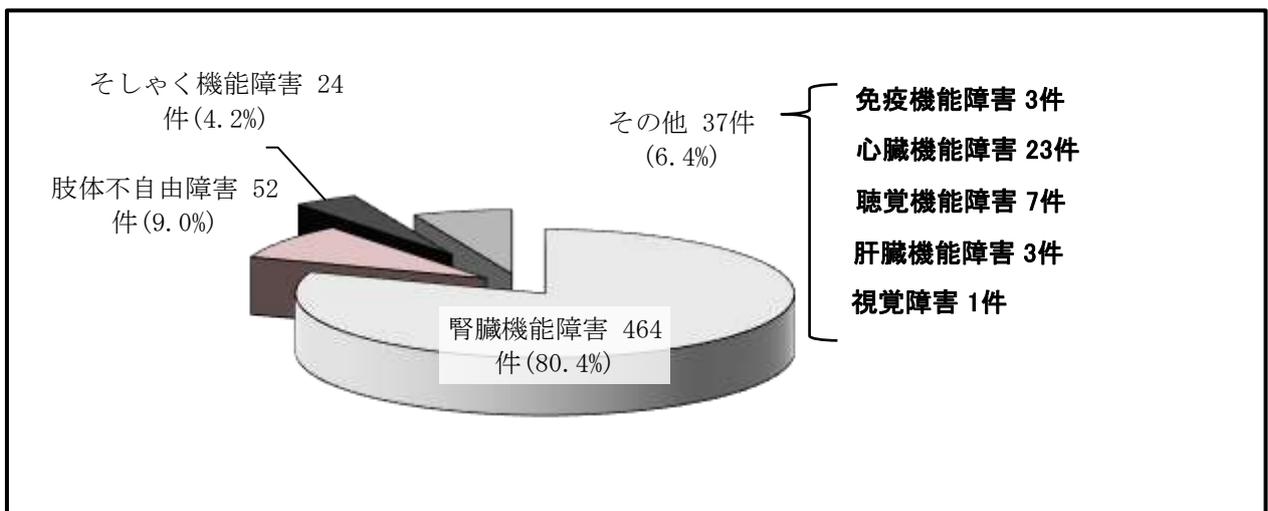
(ア) 自立支援医療（更生医療）の給付判定

自立支援医療（更生医療）は、疾病・事故・災害等による身体損傷による身体障害者に対して、日常生活能力、社会生活能力、又は職業能力を回復又は向上若しくは獲得させることを目的とする医療である。身体障害者更生相談所では、市町村からの依頼に応じ、この医療の要否について判定を行っている。

《判定状況》

令和 4 年度の判定書交付件数は、577 件で、判定書交付件数を障害別に見ると、腎臓機能障害が圧倒的に多く 464 件と全体の 80.4%を占めている(図 2-2-5)。

図 2-2-5 自立支援医療(更生医療)判定書交付状況 交付件数 577 件



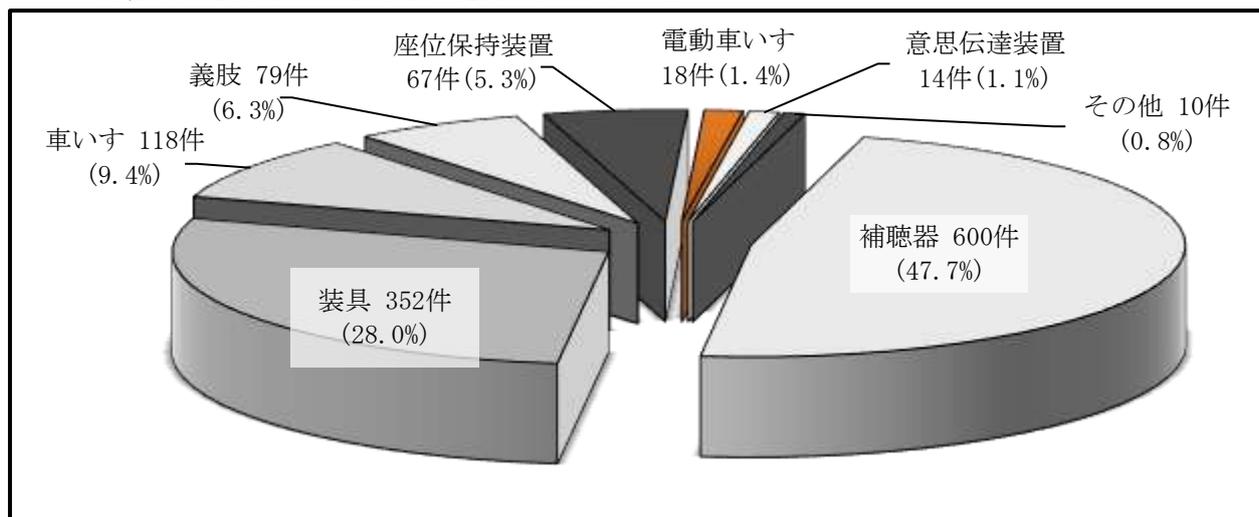
(イ) 補装具費の支給判定

補装具費支給制度は、障害者等の日常生活や社会生活の向上を図るために、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるものの購入又は修理に要した費用の支給を行うものである。

身体障害者更生相談所では、市町村からの依頼に応じ、障害状況等に応じた補装具費が支給されるよう、支給の要否や処方及び適合判定を行っている。

令和 4 年度の補装具費支給についての判定書交付件数は 1,258 件で、判定書交付件数を補装具の種目別に見ると、最も多いのが補聴器で 600 件(47.7%)となっており、次いで、装具が 352 件(28.0%)となっている(図 2-2-6)。

図 2-2-6 補装具判定書交付状況(県計) 総交付件数 1,258 件



ウ 施設入所に係る市町村間の連絡調整

新潟県内に設置の障害者支援施設等への入所に関し、市町村相互間の連絡及び調整等の公正かつ円滑な実施を確保することを目的として、身体障害者更生相談所ごとに、市町村の代表、施設の代表及び身体障害者更生相談所職員等からなる入所調整会議を開催し、当該身体障害者更生相談所の管轄する区域内の障害者支援施設等について、入所待機者の入所優先順位等について審議している。

表 2-2-1 障害者支援施設等入所調整会議開催状況(県計)

項 目	県計	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越
回 数	13 回	4 回	3 回	3 回	0 回	3 回
件 数	123 件	54 件	5 件	21 件	0 件	43 件

エ 専門的技術的援助

身体障害者更生相談所は、専門的技術的な中枢機関として、様々な方法で市町村等に対して専門的な技術的援助指導を行うこととなっており、必要に応じて研修会の開催や講師派遣等により、市町村、関係施設、福祉事務所に対して、身体障害者の更生援護に関する技術的援助及び助言を実施している。

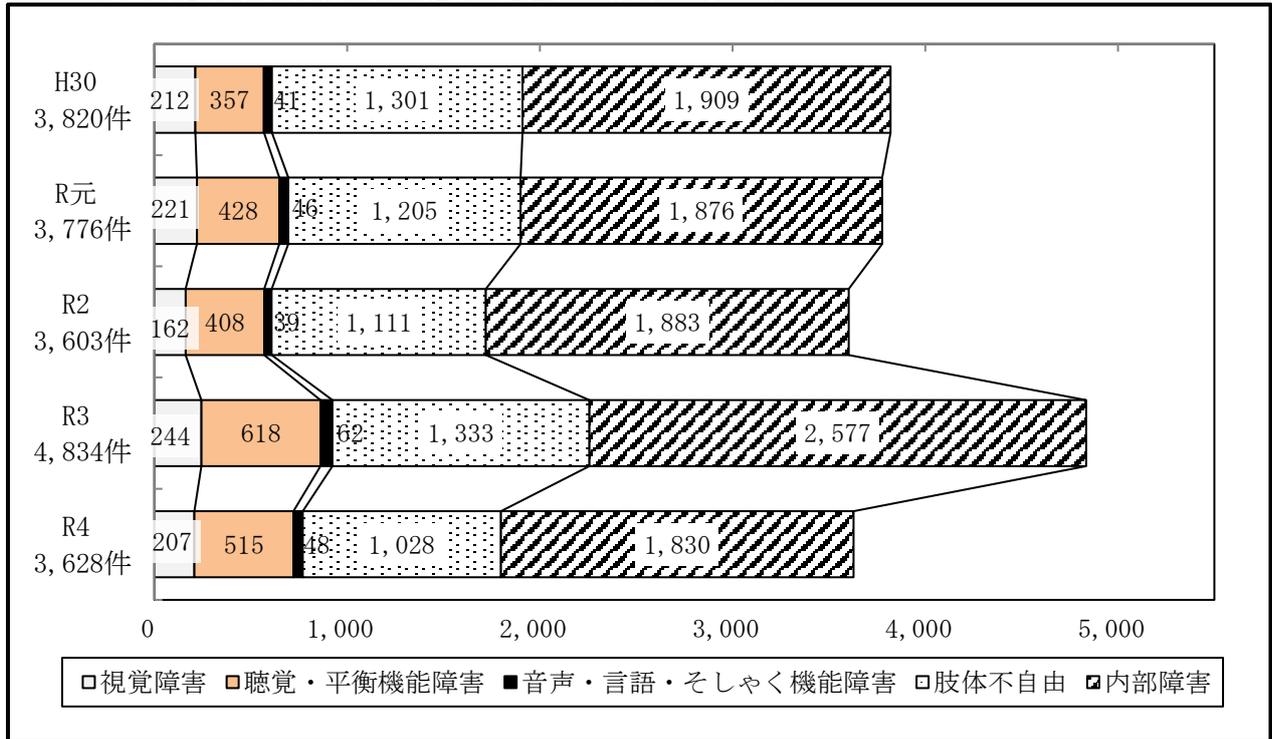
オ 身体障害者手帳の交付事務

中央福祉相談センターにおいて、新潟市を除く県内全域について、各種福祉措置の根拠となる身体障害者手帳に関する交付事務を行っている。

(ア) 身体障害者手帳の交付状況

令和4年度の新規手帳交付件数は3,628件であった。障害種類別では内部障害が最も多く、1,830件で全体の50.4%を占めている。次いで肢体不自由1,028件(28.3%)、聴覚・平衡機能障害515件(14.2%)の順となっている(図2-2-7)。

図 2-2-7 身体障害者手帳新規交付の推移（福祉行政報告例 第 14 表）



(イ) 障害程度審査委員会開催状況

身体障害者手帳交付の適正化を図ることを目的に、専門的知識及び技術を必要とする事項について、身体障害者更生相談所と担当医師からなる障害程度審査委員会を開催し、審査している。

表 2-2-2 障害程度審査委員会議開催状況(県計)

項目	実績
回数	5回
件数	延べ 26件

3 知的障害者更生相談所の概要

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第12条に基づき、市町村における知的障害者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする相談及び指導や、医学的、心理的及び職能的判定を行うこと等を主な業務として設置された行政機関である。

(1) 沿革

年月日	設 置 及 び 組 織	所 在 地
昭 36. 1. 1	精神薄弱者更生相談所設置	新潟市川岸町 3-21
40. 5	本省庁の行政区分変更に伴い、中央児童相談所併設となる	新潟市川岸町 1-57-1
43. 5	更生相談センターに移転	
56. 4	中越・上越児童相談所の所長以下、業務担当の一部職員が兼務となる。また、心身障害者社会参加推進員（嘱託）を新規配置	
61. 4	児童相談所の組織改正に伴い兼務者増員。また、中央児童相談所佐渡駐在員に兼務発令。	
平 5. 4	新潟県民生部の組織改正により、中央・新発田・長岡・六日町・上越の5か所の精神薄弱者更生相談所が設置される	中央は中央福祉相談センターに設置 他は地域福祉センターに設置
7. 3. 27	中央福祉相談センター移転	中蒲原郡亀田町向陽 4-2-1 (現 新潟市江南区亀田向陽)
11. 4. 1	知的障害者更生相談所に名称変更	
14. 4. 1	健康福祉環境事務所の設置に伴い、新発田・長岡・六日町・上越は各健康福祉環境事務所内組織の「児童・障害者相談センター」となる	
15. 6. 16	中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターを置く健康福祉環境事務所で、所管区域に所在する知的障害者援護施設の入所調整会議を主宰	
16. 4. 1	地域振興局が設置されたことに伴い、健康福祉（環境）事務所は振興局内の部に改編される。これにより、新発田・長岡・六日町・上越は各地域振興局健康福祉環境部内の組織となる	
16. 4. 27	入所調整会議の主催が、各知的障害者更生相談所となる	
17. 4. 1	六日町は南魚沼に名称変更	
20. 4. 1	見附市の所管が中央から長岡に変更	
25. 4. 1	小千谷市の所管が南魚沼から長岡に変更	
令 4. 4. 1	新発田・長岡・南魚沼・上越は児童・障害者相談センターが健康福祉環境部から独立し、単独所属となる	

(2) 業務内容

ア 専門的相談支援と指導

- (ア) 障害者等が障害福祉サービスを主体的かつ適切に選択できるように相談支援する。
 (イ) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、市町村において対処することが困難で専門的な助言を要する者の相談・指導を行う。

イ 医学的、心理学的及び職能的判定

知的障害者の支援に必要な医学的判定、心理学的判定、就労能力や適性の検査等を行う。また、支援に必要な判定を市町村からの依頼に応じて行う。

ウ 施設入所に係る市町村相互間の連絡調整

エ 専門的技術的援助及び指導等

オ 療育手帳交付事務

(3) 業務状況

ア 相談の状況

令和4年度の新潟県全体の相談件数は、1,464件であった(図2-3-1)。

相談内容別に見ると、療育手帳に関するものが982件と全体の67.1%を占めている(図2-3-2)。

図2-3-1 相談受付件数の推移(県計) (福祉行政報告例 第27表)

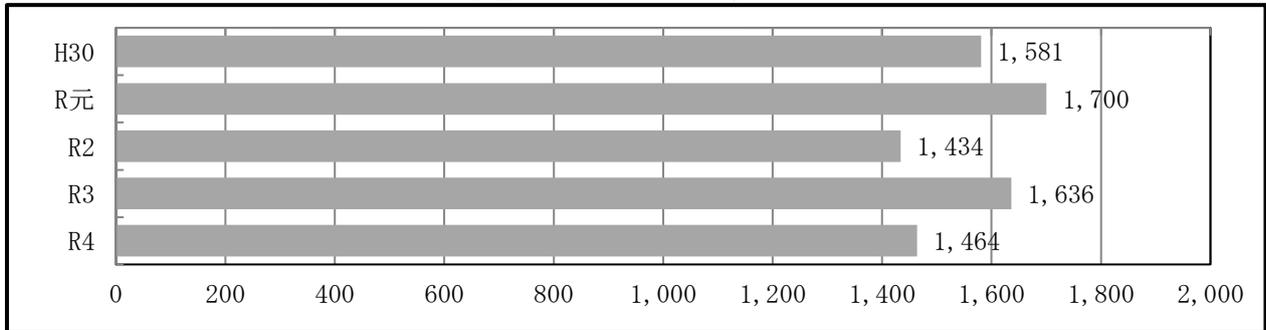
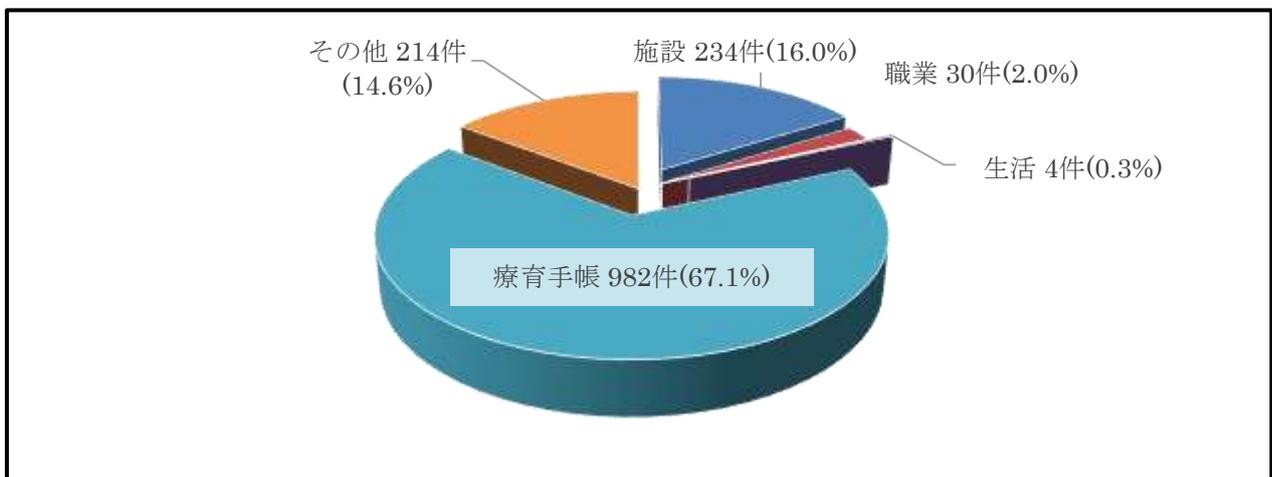


図2-3-2 相談内容別状況(県計) 総件数1,464件 (福祉行政報告例 第27表)



イ 判定の状況

令和4年度の新潟県全体の判定件数は1,410件であり、心理学的判定が最も多く、1,163件と全体の82.5%を占めている(図2-3-3)。

また、判定書の交付件数は1,341件であり、療育手帳によるものが946件と全体の70.5%を占めている(図2-3-4)。

図2-3-3 判定内容状況(県計) 1,410件 (福祉行政報告例 第27表)

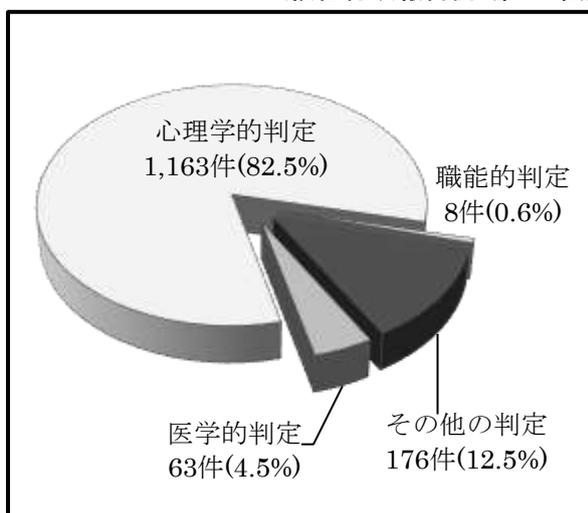
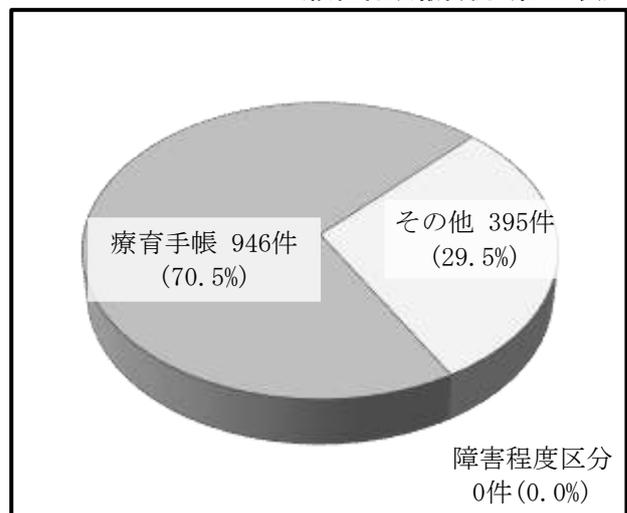


図2-3-4 判定書交付の状況(県計)1,341件 (福祉行政報告例 第27表)



ウ 療育手帳に係る判定

療育手帳は、知的障害児(者)に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助を受けやすくすることにより、知的障害児(者)の福祉の増進を図ることを目的として交付されている。

知的障害者更生相談所では、「療育手帳制度の実施について」(昭和48年厚生省事務次官通知)に基づき、知的障害と判定された18歳以上の者に対して療育手帳の交付と再判定を実施している。

表 2-3-1 療育手帳の判定・交付の状況(県計)

実 績		R2	R3	R4
新規判定 件数	該当	111	132	126
	非該当	3	2	4
再判定 件数	該当	817	878	792
	非該当	1	1	5

*前号より計上の仕方を変更したためR2年度分より掲載

エ 施設入所に係る市町村間の連絡調整

新潟県内に設置の障害者支援施設への入所に関し、市町村相互間の連絡及び調整等の公平かつ円滑な実施を確保することを目的として、知的障害者更生相談所ごとに、市町村の代表、施設の代表及び知的障害者更生相談所職員等からなる入所調整会議を開催し、当該知的障害者更生相談所の管轄する区域内の障害者支援施設について、入所待機者の入所優先順位等について審議している。

表 2-3-2 障害者支援施設等入所調整会議開催状況(県計)

児童相談所	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越
開催回数	4回	3回	3回	0回	3回
入所調整件数	64件	12件	4件	0件	147件

オ 佐渡巡回相談

交通不便や遠隔地等のため、知的障害者更生相談所に直接来所することが困難な佐渡市に出向いて会場を設置し、相談や判定を実施している(児童相談所と同日に開催する場合もある)。

表 2-3-3 佐渡巡回相談実施状況

実 績	R2	R3	R4
回 数	12回	12回	14回
件 数	25件	36件	25件

*前号より計上の仕方を変更したためR2年度分より掲載

カ 専門的技術的援助

知的障害者更生相談所は、専門的技術的な中枢機関として、様々な方法で市町村等に対して専門的な技術的援助指導を行う必要があるが、研修会の開催や講師派遣等により、市町村、関係施設、福祉事務所に対して、知的障害者の更生援護に関する技術的援助及び助言を実施している。

4 視察・見学研修及び相談援助実習・ボランティアの受け入れ状況

(1) 視察・見学研修、相談援助実習

各相談所では、関係機関の視察・見学及び相談援助実習等の学生の受け入れを行っている。

視察・見学研修の参加者は、主に、民生児童委員、学校関係者、学生である。民生児童委員、学校関係者共に、相談所の機能・役割についての理解を深め、連携を図らなければならない機関である。

相談援助実習は、社会福祉士国家試験の受験資格取得のための実習である。県内の福祉系の専門学校や大学を中心に2週間から4週間の実習を受け入れている。

心理実践実習は公認心理師養成のための実習である。県内の心理系の大学院の実習を5日間受け入れている。

表 2-4-1 視察・見学研修、相談援助実習等受け入れ状況（相談所別）

項 目		中 央	新 発 田	長 岡	南 魚 沼	上 越	計
視察・見学研修	件 数	2	0	2	0	2	6
	人 数	12	0	8	0	10	30
相談援助実習等	件 数	6	0	2	0	2	10
	人 数	11	0	2	0	2	15
心理実践実習	件 数	1	0	0	0	0	1
	人 数	2	0	0	0	0	2

(2) ボランティア

中央福祉相談センターでは、平成15年度からボランティアの受け入れを開始した。大学生がボランティアとして登録し、児童相談所一時保護所における余暇活動等での児童との関わりを中心に活動している。

第 3 部 資 料

目 次

児童相談所統計

表1	児童相談所経路別児童受付（福祉行政報告例第43表）	47
表2	児童相談所相談種類別児童受付（福祉行政報告例第44表）	48
表3	児童相談所相談種類別対応件数（福祉行政報告例第45表）	50
表4	児童相談所における措置停止・措置中の調査・診断・指導、措置解除 （福祉行政報告例第46表）	52
表5	一時保護児童（福祉行政報告例第47表）	54
表6	被虐待児の一時保護件数	56
表7	児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等 （福祉行政報告例第48表）	57
表8	児童相談所における養護相談の理由別対応件数 （福祉行政報告例第49表）	58
表9	里親（福祉行政報告例第56表）	64
表10	里親に委託されている児童（福祉行政報告例第57表）	65
表11	児童福祉施設等措置（委託）状況	67
表12	療育手帳判定状況	67
表13	業務内容別保健師活動	68

身体障害者更生相談所統計

表14	身体障害者更生相談所における処理（福祉行政報告例第17表）	70
表15	補装具判定書交付状況	71
表16	身体障害者手帳障害別交付件数	72

知的障害者更生相談所統計

表17	知的障害者更生相談所における処理（福祉行政報告例第27表）	73
表18	療育手帳判定状況	74

参考資料

表19	要保護児童対策地域協議会	75
-----	--------------	----

児童相談所統計

表1 児童相談所経路別児童受付 (福祉行政報告例第43表)

		都道府県				市町村				児童福祉施設・指定医療機関			支 援 セ ン タ ー 家 庭 園	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び医療機関		学校等			里 親	仲 介 を 含 む の	児 童 委 員 会 の 親	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 人	児 童 本 人	そ の 他	計	(再掲)			
		児童相談所(1)	福祉事務所(2)	保健所(3)	その他(4)	福祉事務所(5)	児童委員(6)	保健所(7)	その他(8)	保育所(9)	施設(10)	児童福祉施設(11)					保健所(16)	医療機関(17)	幼稚園(18)	学校(19)	委員会(20)									措置変更(28)	期間延長(29)	巡回相談(30)	電話相談(31)
県計	男(01)	105	26		4	842		16	129	9	26			2	622	14	2	22	1	142	80	9	1	678	86	34	41	2,891	5	12	13	565	
	女(02)	86	18		7	420	1	14	142	7	27			2	564	7	3	16	3	159	62	4		562	119	41	41	2,305	5	13	8	601	
中央	男(01)	26	11		2	270			4	1	6				152	4		4		32	3	3		230	27	7	17	799		3	10	258	
	女(02)	21	6		3	107			1	3	4				113	2	2	4	1	22	5	2		261	32	18	15	622	1	1	5	326	
新発田	男(01)	28	9			149		16	2	2	1				101	3	1	3		22	1	1		89	13	5	6	452	1	1		51	
	女(02)	17	4			74		14		2	7				89	1	1	3		20	4	1		45	22	1	4	309	1	4		35	
長岡	男(01)	15				234			2	3	6			2	185			6	1	54				176	26	10	8	728	1	2	3	128	
	女(02)	15	1			140	1		1	1	3			2	169			4	2	78		1		120	32	8	14	592		3	3	108	
南魚沼	男(01)	17	3		2	59			49	3	6				59	4	1	8		18	3	3	1	53	4	4	2	299		3		54	
	女(02)	23	5		3	22			62	1	4				77	4		3		21	1			54	13	9	1	303		1		78	
上越	男(01)	19	3			130			72		7				125	3		1		16	73	2		130	16	8	8	613	3	3		74	
	女(02)	10	2		1	77			78		9				116			2		18	52			82	20	5	7	479	3	4		54	

表3 児童相談所相談種類別対応件数 (福祉行政報告例第45表)

		対 応 件 数 (年度中)																			未 対 応 件 数 (21)	施 設 入 所 待 機 再 掲 (22)		
		面 接 指 導			指 児 童 福 祉 導 司 (4)	指 児 童 委 導 員 (5)	セ ン タ ー 指 導 支 援 託 (6)	指 市 町 村 委 導 託 (7)	送 市 町 致 村 (8)	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知 的 障 害 者 福 祉 指 導 (9)	訓 戒 ・ 誓 約 (10)	児 童 福 祉 施 設		医 指 定 機 関 支 援 託 (14)	里 親 委 託 (15)	法 第 2 7 条 第 1 項 に よ り 送 致 す る 家 庭 裁 判 所 送 致 (16)	障 害 児 施 設 等 へ の 契 約 (17)	そ の 他 (18)	計 (19)	施 設 入 所 再 掲 (20)				
		助 言 指 導 (1)	継 続 指 導 (2)	あ 他 の 機 関 関 連 (3)								入 所 (11)	通 所 (12)											
県	養護相談	児童虐待相談(1)	1,924	39	22	80					3	21			10			1	2,100	1	259	1		
		その他の相談(2)	1,046	8	9	6						10			10			16	1,105		30			
	保健	健康相談(3)	10																10					
	障害		肢体不自由相談(4)	2														1		3		1	1	
			視聴覚障害相談(5)																					
			言語発達障害等相談(6)	7		1															8			
			重症心身障害相談(7)															7		7				
			知的障害相談(8)	1,290	2	1					12							17	14	1,336		19	1	
	相談		自閉症相談(9)	6																6				
		非行相談	ぐ犯行為等相談(10)	48	5	1	5						5							65		3		
			触法行為等相談(11)	13			1						1							16		6		
		育成相談	性格行動相談(12)	204	11								2								218		25	
			不登校相談(13)	40	1															1	41		2	
	適性相談(14)		24																	24		1		
	育児・しつけ相談(15)		27																	27		2		
	その他の相談(16)	134		2														20	156		9			
	計	4,775	66	36	92				12	3	39				20	2	25	52	5,122	1	357	3		
(再掲)	いじめ相談(18)																1	1						
	児童売春等被害相談(19)																							
中	養護相談	児童虐待相談(1)	320	7	3	21						6			4			1	362		94			
		その他の相談(2)	470	2								2			2			1	477		13			
	保健	健康相談(3)																						
	障害		肢体不自由相談(4)																					
			視聴覚障害相談(5)																					
			言語発達障害等相談(6)	2																2				
			重症心身障害相談(7)															1		1				
			知的障害相談(8)	328	1					3								6	2	340		10		
	相談		自閉症相談(9)	1																1				
		非行相談	ぐ犯行為等相談(10)	14																14		1		
			触法行為等相談(11)																					
		育成相談	性格行動相談(12)	61	4																65		5	
			不登校相談(13)	12																	12			
	適性相談(14)		1																	1				
	育児・しつけ相談(15)		9																	9				
	その他の相談(16)	68																6	74					
	計	1,286	14	3	21				3		8				6		7	10	1,358		123			
(再掲)	いじめ相談(18)																							
	児童売春等被害相談(19)																							
新	養護相談	児童虐待相談(1)	349	19	6	15						3							392	1	31	1		
		その他の相談(2)	102	5	4	1						3			2			10	127		2			
	保健	健康相談(3)	1																1					
	障害		肢体不自由相談(4)	1																1		1	1	
			視聴覚障害相談(5)																					
			言語発達障害等相談(6)																					
			重症心身障害相談(7)																					
			知的障害相談(8)	178	1													1	3	183		6	1	
	相談		自閉症相談(9)																					
		非行相談	ぐ犯行為等相談(10)	6	1		4						4							16				
			触法行為等相談(11)	2																3				
		育成相談	性格行動相談(12)	23	3																27		3	
			不登校相談(13)	4	1																5		1	
	適性相談(14)		2																	2				
	育児・しつけ相談(15)		3																	3				
	その他の相談(16)	14																	14		9			
	計	685	30	10	20						10				2	2	1	14	774	1	53	3		
(再掲)	いじめ相談(18)																							
	児童売春等被害相談(19)																							

		対応件数 (年度中)																			未 対 応 件 数 (21)	(施 設 入 所 待 機 再 掲) (22)	
		面接指導			指 児 童 福 祉 導 司 (4)	指 児 童 委 導 員 (5)	導 セ ン タ ー 指 導 ・ 支 援 指 導 (6)	指 市 町 村 委 導 託 (7)	送 市 致 村 (8)	を 司 知 福 社 事 務 所 送 致 又 は 通 知 的 障 害 者 福 祉 指 導 を 含 む (9)	訓 戒 ・ 誓 約 (10)	児童福祉施設		医 指 定 発 達 支 援 委 託 援 託 (14)	里 親 委 託 (15)	法 第 2 7 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致 (16)	の 障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約 (17)	そ の 他 (18)	計 (19)	再 掲 機 所 (20)			
		助 言 指 導 (1)	継 続 指 導 (2)	あ 他 っ 機 せ ん 関 (3)								入 所 (11)	通 所 (13)										再 掲 機 所 (12)
長 岡	養護相談	児童虐待相談(1)	491	5	3	19						4			2				524	78			
		その他の相談(2)	243	1	3	1						4			3			4	259	10			
	保健相談	健康相談(3)																					
	障害相談	肢体不自由相談(4)																					
		視聴覚障害相談(5)																					
		言語発達障害等相談(6)				1														1			
		重症心身障害相談(7)															6			6			
		知的障害相談(8)	360														2	8		370			
	自閉症相談(9)	2																	2				
	非行相談	ぐ犯行為等相談(10)	9	1	1															11			
		触法行為等相談(11)	1																	1	5		
	育成相談	性格行動相談(12)	56	1																57	15		
		不登校相談(13)	16																	16			
		適性相談(14)	13																	13	1		
		育児・しつけ相談(15)	6																	6	2		
	その他の相談(16)	18		1															19				
	計(17)	1,215	8	9	20							8			5		8	12	1,285	111			
(再掲)	いじめ相談(18)																						
	児童売春等被害相談(19)																						
南 魚 沼	養護相談	児童虐待相談(1)	226	6	7	4						2							245	33			
		その他の相談(2)	130		1							1			2				134	3			
	保健相談	健康相談(3)	5																5				
	障害相談	肢体不自由相談(4)																					
		視聴覚障害相談(5)																					
		言語発達障害等相談(6)	3																	3			
		重症心身障害相談(7)																6		122			
		知的障害相談(8)	115							1										3			
	自閉症相談(9)	3																	9				
	非行相談	ぐ犯行為等相談(10)	7	2																5	1		
		触法行為等相談(11)	5																	5			
	育成相談	性格行動相談(12)	33	1									1							35	2		
		不登校相談(13)	1																	1	1		
		適性相談(14)																					
	育児・しつけ相談(15)	1																	1				
	その他の相談(16)	8																12	20				
	計(17)	537	9	8	4					1		4			2		6	12	583	40			
(再掲)	いじめ相談(18)																						
	児童売春等被害相談(19)																						
上 越	養護相談	児童虐待相談(1)	538	2	3	21					3	6			4				577	23			
		その他の相談(2)	101		1	4									1			1	108	2			
	保健相談	健康相談(3)	4																4				
	障害相談	肢体不自由相談(4)	1																	2			
		視聴覚障害相談(5)																					
		言語発達障害等相談(6)	2																	2			
		重症心身障害相談(7)																					
		知的障害相談(8)	309		1					8								2	1	321	3		
	自閉症相談(9)																						
	非行相談	ぐ犯行為等相談(10)	12	1		1							1							15	2		
		触法行為等相談(11)	5			1							1							7			
	育成相談	性格行動相談(12)	31	2									1							34			
		不登校相談(13)	7																	7			
		適性相談(14)	8																	8			
		育児・しつけ相談(15)	8																	8			
	その他の相談(16)	26		1														2	29				
	計(17)	1,052	5	6	27					8	3	9			5		3	4	1,122	30			
(再掲)	いじめ相談(18)																						
	児童売春等被害相談(19)																						

表4 児童相談における措置停止・措置中等の調査・診断・指導 (福祉行政報告例第46表)

施設別	内容別 児相別	措置停止		調査・診断・指導	
		(1)		(2)	
児童福祉施設 (01)	中央	18	52	1,195	7,459
	新発田	4		720	
	長岡	8		1,824	
	南魚沼	5		833	
	上越	17		2,887	
指定発達支援医療機関 障害者支援施設 (02)	中央		5	25	106
	新発田	5		23	
	長岡			3	
	南魚沼				
	上越			55	
里親 (03)	中央	4	11	623	2,574
	新発田	1		330	
	長岡	1		746	
	南魚沼			155	
	上越	5		720	

表4-2 措置解除 (福祉行政報告例第46表)

		相 談 種 別					
		養 護		障 害	非 行	育 成	保健・その他
		児童虐待	その他				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
県計	家 庭 復 帰 (04)	10	7		4		
	社 会 的 自 立 (05)	7	3	1			
	そ の 他 (06)	20	10				
中央	家 庭 復 帰 (04)		2		1		
	社 会 的 自 立 (05)	2					
	そ の 他 (06)	3	2				
新発田	家 庭 復 帰 (04)	3			1		
	社 会 的 自 立 (05)	1					
	そ の 他 (06)	2					
長岡	家 庭 復 帰 (04)	1	2		1		
	社 会 的 自 立 (05)		2				
	そ の 他 (06)	2	5				
南魚沼	家 庭 復 帰 (04)	1	2				
	社 会 的 自 立 (05)	1	1	1			
	そ の 他 (06)	2					
上越	家 庭 復 帰 (04)	5	1		1		
	社 会 的 自 立 (05)	3					
	そ の 他 (06)	11	3				

表5-2 一時保護児童(委託保護分) (福祉行政報告例第47表)

*…福祉行政報告例に計欄を加えている

		継続前年度未保護 (1)	受付 (年度中)					* 計 (8)	委託解除 (年度中)										延日数 (16)	継続年度保護未 (17)	対応 (年度中)						計 (24)	職権による一時保護(再掲) (25)	1-2か月を超えて一時保護した件数(再掲) (26)
			0~5歳 (2)	6~11歳 (3)	12~14歳 (4)	15歳以上 (5)	警察等 (6)		児童福祉施設 (7)					里親 (13)	その他 (14)	計 (15)	施設入所 (18)	里親委託 (19)			他の児童相談所に送致 (20)	家庭裁判所 (21)	帰宅 (22)	その他 (23)					
			児童養護施設 (7)	乳児院 (8)	施設児童自立支援 (9)	児童療養施設 (10)			障害児施設 (11)	その他 (12)																			
養	虐待 (09)	中央	19	1	6	6	32	2	8					13	7	30	732	2,550	2	4	5	8		7	6	30	13	6	
		新発田	4	14	2		16	10	2					3	5	20	581		1					9	10	20	12	2	
		長岡	1	9	2		12	6						7		13	417		1	2				7	3	13	6	1	
		南魚沼	1				2							1		1	21		1						1	1	1		
		上越	1	11	2	1	5	19	3	1				2	14	20	799			4	2			10	4	20	8	1	
護	その他 (10)	中央	2	20	8	1	3	32	3	7				14	3	33	801	1,778	1	2		3		27	1	33	1	5	
		新発田	2	13	8	3	24	2	3					13	8	26	454		3					17	6	26		2	
		長岡	1	9	7		17		2		1	1	14			18	463		2	2				12	2	18		2	
		南魚沼	1	1			2	4								1	10		3					1		1			
		上越		6			6							6		6	50				1			4	1	6			
障	害 (11)	中央				4	4								4	4	88	88				1		3		4			
		新発田																											
		長岡																											
		南魚沼																											
非	行 (12)	中央																10											
		新発田																											
		長岡																											
		南魚沼																											
育	成 (13)	中央																10											
		新発田																											
		長岡																											
		南魚沼																											
保	健・ その他 (14)	中央																10											
		新発田																											
		長岡																											
		南魚沼																											
計	(15)	中央	2	39	9	7	13	68	5	15				27	14	67	1,621	4,426	3	6	5	12		37	7	67	14	11	
		新発田	6	27	10	3	40	12	5					16	13	46	1,035		4					26	16	46	12	4	
		長岡	2	18	9	2	29	8		1	1	21		21		31	880		3	4				19	5	31	6	3	
		南魚沼		2	1		3	6				1		1		2	31		4					1	1	2	1		
		上越	1	17	4	1	5	27	4	1				2	21	28	859			5	3			14	6	28	8	1	
		全県	11	103	33	11	23	170	21	29				8	3	86	27		174	4,426	7	18	12	12		97	35	174	41
延	日数 (16)	中央						171	458			46		371	575	1,621	4,426												
		新発田						68	203				229	535	1,035														
		長岡							394			152	1	333	880														
		南魚沼										10		21	31														
		上越						89	26			4	740	859															
全県	328	1,081			208	5	1,694	1,110	4,426																				

表6 被虐待児の一時保護件数(対応件数)

区分 児童相談所別		所内保護		委託保護		計					
		保護件数	保護日数	保護件数	保護日数	保護件数計	保護日数計				
中央	身体的虐待	11 (1)	17 (1)	382 (12)	448 (12)	12 (1)	30 (2)	228 (15)	732 (118)	47 (3)	1180 (130)
	保護の怠慢ないし拒否	3		21		13 (1)		416 (103)			
	性的虐待	2		30		0		0			
	心理的虐待	1		15		5		8			
新発田	身体的虐待	8	19 (2)	111	242 (115)	8	20	138	581	39 (2)	823 (115)
	保護の怠慢ないし拒否	8 (1)		88 (47)		4		90			
	性的虐待	1		22		1		303			
	心理的虐待	2 (1)		21 (68)		7		50			
長岡	身体的虐待	20 (3)	43 (8)	1495 (159)	2425 (382)	4	13	70	417	56 (8)	2842 (382)
	保護の怠慢ないし拒否	3 (1)		176 (59)		2		10			
	性的虐待	2		29		0		0			
	心理的虐待	18 (4)		725 (164)		7		337			
南魚沼	身体的虐待	6 (1)	10 (1)	545 (81)	743 (81)	1	1	21	21	11 (1)	764 (81)
	保護の怠慢ないし拒否	0		0		0		0			
	性的虐待	2		84		0		0			
	心理的虐待	2		114		0		0			
上越	身体的虐待	24	66 (1)	223	1012 (47)	10	20	652	799	86 (1)	1811 (47)
	保護の怠慢ないし拒否	21		505		3		49			
	性的虐待	2		8		0		0			
	心理的虐待	19		276		7		98			
計		155 (13)		4870 (637)		84 (2)		2550 (118)		239 (15)	7420 (755)

※ () 内は年度末継続保護している件数 (別掲)

表7 児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等 (福祉行政報告例第48表)

	調査・社会診断指導(1)	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導(10)	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導(2)	医学的検査(3)	その他(4)	知能検査(5)	発達検査(6)	人格検査(7)	その他の検査(8)	面接・観察・指導(9)		医師(11)	児童心理司等(12)	児童福祉司等(13)	その他の所員(14)
県計	児童	3,529	49	1	928	219	188	91	1,128		3	1,162	2,126	
	児童虐待(01)	2,664	32	1	70	30	134	22	386		3	721	1,613	
	非行	172	5		9		14	19	52			142	96	
	保護者	9,643	16		1				347		1	403	4,309	
	児童虐待(02)	7,587	10		1				96		1	227	3,322	
	非行	449	1						10			63	137	
	その他	14,257	1						467		1	461	3,647	
	児童虐待(03)	10,946							202		1	324	3,057	
	非行	373							20			51	90	
	計	27,429	66	1	929	219	188	91	1,942		5	2,026	10,082	
児童虐待(04)	21,197	42	1	71	30	134	22	684		5	1,272	7,992		
非行	994	6		9		14	19	82			256	323		
中央	児童	1,229	9		252	75	91	38	387		3	241	253	
	児童虐待(01)	1,084	8		19	22	78	14	173		3	186	226	
	非行	49						1	1			21	24	
	保護者	1,443	5						226		1	82	531	
	児童虐待(02)	1,300	4						33		1	49	503	
	非行	40							2			19	27	
	その他	2,884							298		1	210	1,269	
	児童虐待(03)	2,595							153		1	168	1,235	
	非行	71							4			12	16	
	計	5,556	14		252	75	91	38	911		5	533	2,053	
児童虐待(04)	4,979	12		19	22	78	14	359		5	403	1,964		
非行	160						1	7			52	67		
新発田	児童	426	3		127	38	28	18	396			365	372	
	児童虐待(01)	250			8	2	17	2				215	259	
	非行	33	3		3		5	11				85	49	
	保護者	1,064	2									196	534	
	児童虐待(02)	723										118	405	
	非行	56										42	56	
	その他	2,191										210	530	
	児童虐待(03)	1,543										137	393	
	非行	74										39	26	
	計	3,681	5		127	38	28	18	396			771	1,436	
児童虐待(04)	2,516			8	2	17	2				470	1,057		
非行	163	3		3		5	11				166	131		
長岡	児童	422	16	1	193	44	12	10	57			279	321	
	児童虐待(01)	274	10	1	3	2	5		20			91	197	
	非行	24	1		2		2		6			17	1	
	保護者	1,448	8						88			68	967	
	児童虐待(02)	779	5						43			19	659	
	非行	56	1						6			1	7	
	その他	1,404	1						135			28	999	
	児童虐待(03)	896							32			7	735	
	非行	69							5				9	
	計	3,274	25	1	193	44	12	10	280			375	2,287	
児童虐待(04)	1,949	15	1	3	2	5		95			117	1,591		
非行	149	2		2		2		17			18	17		
南魚沼	児童	222	4		84	19	22	6	50			163	227	
	児童虐待(01)	159	2		7	1	5	1	27			123	196	
	非行	23			2		4	1	7			16	1	
	保護者	721							17			50	507	
	児童虐待(02)	546							4			34	403	
	非行	41							2			1	9	
	その他	1,270							28			12	421	
	児童虐待(03)	760							14			12	311	
	非行	47							11				6	
	計	2,213	4		84	19	22	6	95			225	1,155	
児童虐待(04)	1,465	2		7	1	5	1	45			169	910		
非行	111			2		4	1	20			17	16		
上越	児童	1,230	17		272	43	35	19	238			114	953	
	児童虐待(01)	897	12		33	3	29	5	166			106	735	
	非行	43	1		2		3	6	38			3	21	
	保護者	4,967	1		1				16			7	1,770	
	児童虐待(02)	4,239	1		1				16			7	1,352	
	非行	256											38	
	その他	6,508							6			1	428	
	児童虐待(03)	5,152							3				383	
	非行	112											33	
	計	12,705	18		273	43	35	19	260			122	3,151	
児童虐待(04)	10,288	13		34	3	29	5	185			113	2,470		
非行	411	1		2		3	6	38			3	92		

※「児童虐待」および「非行」は再掲

表8 児童相談所における養護相談の理由別対応件数 (福祉行政報告例第49表)

1 養護相談の理由

※ 福祉行政報告例に計欄を加えている

		（家 失 踪 を 含 む ） 出 （1）	死 亡 （2）	離 婚 （3）	（傷 入 院 を 含 む ） 病 （4）	家 族 環 境		そ の 他 （7）	計 （8）
						虐 待 （5）	そ の 他 （6）		
県 計	児童福祉施設に入所 (01)				1	21	9		31
	里 親 委 託 (02)				2	10	8		20
	面 接 指 導 (03)	3	2	3	37	1,985	960	58	3,048
	そ の 他 (04)					84	12	10	106
	計	3	2	3	40	2,100	989	68	3,205
中 央	児童福祉施設に入所 (01)					6	2		8
	里 親 委 託 (02)					4	2		6
	面 接 指 導 (03)				4	330	463	5	802
	そ の 他 (04)					22	1		23
	計				4	362	468	5	839
新 発 田	児童福祉施設に入所 (01)					3	3		6
	里 親 委 託 (02)						2		2
	面 接 指 導 (03)				7	374	94	10	485
	そ の 他 (04)					15	1	10	26
	計				7	392	100	20	519
長 岡	児童福祉施設に入所 (01)				1	4	3		8
	里 親 委 託 (02)				2	2	1		5
	面 接 指 導 (03)	3			11	499	215	18	746
	そ の 他 (04)					19	5		24
	計	3			14	524	224	18	783
南 魚 沼	児童福祉施設に入所 (01)					2	1		3
	里 親 委 託 (02)						2		2
	面 接 指 導 (03)		2	3	11	239	95	20	370
	そ の 他 (04)					4			4
	計		2	3	11	245	98	20	379
上 越	児童福祉施設に入所 (01)					6			6
	里 親 委 託 (02)					4	1		5
	面 接 指 導 (03)				4	543	93	5	645
	そ の 他 (04)					24	5		29
	計				4	577	99	5	685

*複数対応あり

「虐待（５）」の再掲

(1) 児童福祉施設の入所(01)の内訳

	児童養護施設 (1)	乳児院 (2)	児童自立支援施設 (3)	児童心理治療施設 (4)	その他 (5)	計 (6)
県 計	12	8	1			21
中 央	1	4	1			6
新 発 田	1	2				3
長 岡	2	2				4
南 魚 沼	2					2
上 越	6					6

(2) 虐待相談の経路

	都道府県	市町村								児童福祉施設・指定発達支援医療機関			セ 児 童 家 庭 支 援 タ ー ゲ ッ ト	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び医療機関		学校等			里 親	含 児 童 委 員 （ む む 通 告 の 仲 介 を ）	家族						親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計 (33)
		保 育 所	児 童 福 祉 施 設	機 指 定 発 達 支 援 医 療 機 関	保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会	虐待者本人							虐待者以外																	
										父 親	母 親	そ の 他					父 親	母 親	そ の 他															
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)		
中央	身体的虐待	2			16								40		1		7						11			6	1	3		2	89			
	性的虐待				2								1		1		2								2					8				
	心理的虐待	5		1	20				1	1			127				14		1			7		2	13	1	8	2		203				
	保護の怠慢・拒否(初/レ/ト)	2		3	5					1			36				6	3				1	1				2	2		62				
	計	9		4	43				1	2			204		2		29	3	1			1	19		2	21	4	13	2	2	362			
新発田	身体的虐待	7			14	4		2	1			26			1		8		2		1	1				1	4		3	75				
	性的虐待				1	1						2			1		1							1						7				
	心理的虐待	19			21	2		2				134			2		18	1				3				1	24		2	229				
	保護の怠慢・拒否(初/レ/ト)	8			17	6				3		24			3		7		1			6			1	4		1	81					
	計	34			53	13		4	4			186			7		34	1	3		1	10		1	1	2	32		6	392				
長岡	身体的虐待	4	1		10			1				2	52		3		49					3			3		4	1	2	135				
	性的虐待	3			1	1						2					2										1			10				
	心理的虐待	12			14			3				2	197		3		43					3		6	3		29	6	4	325				
	保護の怠慢・拒否(初/レ/ト)	1			6							28			1		6					3		2			3		1	51				
	計	20	1		31	1		4				4	279		7		100					9		8	6		37	7	7	521				
南魚沼	身体的虐待	6	1					21				17			2		7										3	2		59				
	性的虐待											2					4								2					8				
	心理的虐待	17	2					30	1			74			1		10							2		2	5			144				
	保護の怠慢・拒否(初/レ/ト)	2						2				15			4		2		1					1		3	2	2	34					
	計	25	3					53	1			108			7		23		1					5		5	10	4		245				
上越	身体的虐待	2						33				39					8	41				2			3		3	1	2	137				
	性的虐待																										1			4				
	心理的虐待	8						45				172					11	55				3	6		1	8	4	14	1	2	332			
	保護の怠慢・拒否(初/レ/ト)	5						23				17			1		9	21				3					13	2		98				
	計	15						101				228			1		28	120				3	11		1	11	4	1	30	4	4	571		
県計	身体的虐待	21	2		40	4	54	3	4			2	174		7		79	41	2		1	17			12		2	17	4	9	495			
	性的虐待	3			4	1	1					7			2		9	3						1	4		1	1		37				
	心理的虐待	61	2	1	55	2	75	7	3			2	704		6		96	56	1		3	19		9	26	4	4	80	9	8	1,233			
	保護の怠慢・拒否(初/レ/ト)	18		3	28	6	25		8			120			9		30	24	2		1	13		2	2	5	24	4	2	326				
	計	103	4	4	127	1	13	154	10	15		4	1,005		24		214	124	5		5	49		12	44	4	12	122	17	19	2,091			

(3) 虐待相談の主な虐待者

		実父 (1)	実父以外 の父親 (2)	実母 (3)	実母以外 の母親 (4)	その他 (5)	計 (6)
中央	身体的虐待	39	6	44			89
	性的虐待	5	2	1			8
	心理的虐待	121	3	79			203
	保護の怠慢・拒否(初検外)	16	1	39	6		62
	計	181	12	163	6		362
新発田	身体的虐待	38	6	31			75
	性的虐待	2	1	3		1	7
	心理的虐待	116	10	99		4	229
	保護の怠慢・拒否(初検外)	19	2	58	1	1	81
	計	175	19	191	1	6	392
長岡	身体的虐待	57	9	68	1		135
	性的虐待	8		2			10
	心理的虐待	166	23	136			325
	保護の怠慢・拒否(初検外)	9		42			51
	計	240	32	248	1		521
南魚沼	身体的虐待	29	5	25			59
	性的虐待	7		1			8
	心理的虐待	76	2	66			144
	保護の怠慢・拒否(初検外)	10		24			34
	計	122	7	116			245
上越	身体的虐待	58	10	68		1	137
	性的虐待	4					4
	心理的虐待	199	13	120			332
	保護の怠慢・拒否(初検外)	13	2	81	1	1	98
	計	274	25	269	1	2	571
県計	身体的虐待	221	36	236	1	1	495
	性的虐待	26	3	7		1	37
	心理的虐待	678	51	500		4	1,233
	保護の怠慢・拒否(初検外)	67	5	244	8	2	326
	計	992	95	987	9	8	2,091

「虐待（５）」の再掲 つづき

（４）被虐待者の年齢・相談種別

		身体的虐待 (1)	性的虐待 (2)	心理的虐待 (3)	暴力の目撃等 によるもの (再掲) (4)	保護の怠慢・ 拒否(ネグレクト) (5)	棄児 (再掲) (6)	置き去り児童 (再掲) (7)	登校・登園の 禁止 (再掲) (8)	保護者以外の者による虐待			計 (12)
										身体的虐待 (再掲) (9)	性的虐待 (再掲) (10)	心理的虐待 (再掲) (11)	
県 計	0歳 (16)	6	1	62	25	19						3	88
	1歳 (17)	11	2	97	44	11				1		3	121
	2歳 (18)	22	1	74	37	17						1	114
	3歳 (19)	16		66	26	24				1		2	106
	4歳 (20)	24	1	78	32	24				1		1	127
	5歳 (21)	33	2	71	27	14				2		2	120
	6歳 (22)	34	1	89	28	23			1	2		2	147
	7歳 (23)	28	3	77	25	21				1		1	129
	8歳 (24)	33		77	35	18				4		3	128
	9歳 (25)	41	3	71	28	24				4		2	139
	10歳 (26)	32	2	59	23	16				4	1	1	109
	11歳 (27)	37	3	77	27	22				2	1	4	139
	12歳 (28)	23	2	59	23	17				1			101
	13歳 (29)	28	5	62	24	15				2		1	110
	14歳 (30)	34	2	72	29	18				1	1	2	126
	15歳 (31)	29	4	49	22	13						3	95
	16歳 (32)	34	1	51	16	12				2	1	1	98
	17歳 (33)	30	4	41	21	17				1		5	92
	18歳 (34)			1		1							2
	計 (35)	495	37	1,233	492	326			1	29	4	37	2,091
中 央	0歳 (16)	1		13	4	4							18
	1歳 (17)	4	2	19	5								25
	2歳 (18)	4	1	16	6	6							27
	3歳 (19)	7		10	3	3							20
	4歳 (20)	3	1	12	2	4							20
	5歳 (21)	6		10	1	5							21
	6歳 (22)	5		10	3	3							18
	7歳 (23)	5		12		1							18
	8歳 (24)	4		13	1	1							18
	9歳 (25)	3	1	5	2	1							10
	10歳 (26)	2		10		3						1	15
	11歳 (27)	10		10	2	4							24
	12歳 (28)	4		5	2	6				1			15
	13歳 (29)	5	1	15	3	4						1	25
	14歳 (30)	4	1	13		4				1			22
	15歳 (31)	8		9		4						1	21
	16歳 (32)	7		12	1	5							24
	17歳 (33)	7	1	9	1	4						1	21
18歳 (34)													
計 (35)	89	8	203	36	62				2		4	362	
新 発 田	0歳 (16)	1		8	3	6						1	15
	1歳 (17)	4		18	7	7						3	29
	2歳 (18)	6		18	13	4							28
	3歳 (19)	4		9	7	6						2	19
	4歳 (20)	6		17	8	6						1	29
	5歳 (21)	1	1	15	9								17
	6歳 (22)	7		18	9	7						2	32
	7歳 (23)	4		11	5	4						1	19
	8歳 (24)	6		13	6	3						2	22
	9歳 (25)	4		10	6	5				1		2	19
	10歳 (26)	4	1	8	4	3				1	1		16
	11歳 (27)	6	1	22	10	10				1	1	3	39
	12歳 (28)	3		12	4	4							19
	13歳 (29)	6	2	10	4	2				1			20
	14歳 (30)	2		14	8	5						1	21
	15歳 (31)	3	1	8	5	3						1	15
	16歳 (32)	5	1	14	6								20
	17歳 (33)	3		4	4	5				1		2	12
18歳 (34)					1							1	
計 (35)	75	7	229	118	81				5	2	21	392	

		身体的虐待 (1)	性的虐待 (2)	心理的虐待 (3)	暴力の目撃等 によるもの (再掲) (4)	保護の怠慢・ 拒否(ネグレクト) (5)	棄児 (再掲) (6)	置き去り児童 (再掲) (7)	登校・登園の 禁止 (再掲) (8)	保護者以外の者による虐待			計 (12)
										身体的虐待 (再掲) (9)	性的虐待 (再掲) (10)	心理的虐待 (再掲) (11)	
長岡	0歳 (16)	2	1	11	5	3						1	17
	1歳 (17)	1		29	14	1							31
	2歳 (18)	7		14	5	4							25
	3歳 (19)	4		19	7	4							27
	4歳 (20)	3		12	2	5							20
	5歳 (21)	4		17	6	2						2	23
	6歳 (22)	10		24	6	3							37
	7歳 (23)	8	1	24	7	5				1			38
	8歳 (24)	7		23	11	5				2			35
	9歳 (25)	7	2	21	7	4				2			34
	10歳 (26)	8		18	9	6				1			32
	11歳 (27)	9	1	25	7	1						1	36
	12歳 (28)	8	1	20	9	2							31
	13歳 (29)	10	2	13	7	2							27
	14歳 (30)	12	1	18	9	1							32
	15歳 (31)	11	1	14	8	1							27
	16歳 (32)	14		13	5	2				1			29
	17歳 (33)	10		9	5								19
	18歳 (34)			1									1
計 (35)	135	10	325	129	51				7		4	521	
南魚沼	0歳 (16)	1		13	9								14
	1歳 (17)			11	10								11
	2歳 (18)	2		8	4	2							12
	3歳 (19)			3	2	4							7
	4歳 (20)	6		13	9	4							23
	5歳 (21)	7		7	4	2							16
	6歳 (22)	1		12	6	1							14
	7歳 (23)	3		11	8	1							15
	8歳 (24)	3		5	2	1							9
	9歳 (25)	10		12	6	3							25
	10歳 (26)	4	1	5	2	1							11
	11歳 (27)	3	1	7	3	1							12
	12歳 (28)	3	1	8	3	2							14
	13歳 (29)	4		6	3	4							14
	14歳 (30)	6		8	5	3							17
	15歳 (31)	2	2	4	1	2							10
	16歳 (32)	2		5	2	1							8
	17歳 (33)	2	3	6	2	2							13
	18歳 (34)												
計 (35)	59	8	144	81	34							245	
上越	0歳 (16)	1		17	4	6					1		24
	1歳 (17)	2		20	8	3				1			25
	2歳 (18)	3		18	9	1					1		22
	3歳 (19)	1		25	7	7				1			33
	4歳 (20)	6		24	11	5				1			35
	5歳 (21)	15	1	22	7	5				2			43
	6歳 (22)	11	1	25	4	9			1	2			46
	7歳 (23)	8	2	19	5	10							39
	8歳 (24)	13		23	15	8				2		1	44
	9歳 (25)	17		23	7	11				1			51
	10歳 (26)	14		18	8	3				2			35
	11歳 (27)	9		13	5	6				1			28
	12歳 (28)	5		14	5	3							22
	13歳 (29)	3		18	7	3				1			24
	14歳 (30)	10		19	7	5					1	1	34
	15歳 (31)	5		14	8	3						1	22
	16歳 (32)	6		7	2	4				1	1	1	17
	17歳 (33)	8		13	9	6						2	27
	18歳 (34)												
計 (35)	137	4	332	128	98			1	15	2	8	571	

(5) 児童虐待防止法関係

		安 全 確 認 (1)	出 頭 要 求 (2)	立 入 調 査 (3)	再 出 頭 要 求 (4)	臨 検 ・ 捜 索 (5)	援 助 要 請 (6)	指 保 導 護 勸 告 者 (7)	施 一 設 時 措 保 置 護 等 ・ (8)	審 親 権 喪 判 失 (9)	審 親 権 停 判 止 (10)	審 管 理 権 喪 判 失 (11)	全 部 制 限 (12)	面 会 制 限 (13)	通 信 制 限 (14)	制 住 所 情 報 限 の (15)	命 接 近 禁 令 止 (16)
件 数 (37)	県 計	2,091					1										
	中 央	362															
	新 発 田	392															
	長 岡	521															
	南 魚 沼	245															
	上 越	571					1										

2 親権・後見人関係

		管 理 権 喪 失 審 判 請 求 (4)	親 権 喪 失 審 判 請 求 (5)	親 権 停 止 審 判 請 求 (6)	管 理 権 喪 失 審 判 請 求 (7)	後 見 人 選 任 の 請 求 (8)	後 見 人 解 任 請 求 (9)
県 計	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
中 央	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
新 発 田	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
長 岡	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
南 魚 沼	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
上 越	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						

		法第47条第5項の報告 (10)
県計	件数 (40)	0

表9 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) (福祉行政報告例第56表)

			前年度末現在 (1)	新規(年度中) (2)	取消(年度中) (3)	年度末現在 (4)	
県計	認定及び登録里親数(1)		198	30	19	209	
	児童が委託されている里親数(2)		63	9	9	63	
	再掲	養育里親	登録里親数(3)	185	27	17	195
			児童が委託されている里親数(4)	46	7	5	48
	掲	専門里親	登録里親数(5)	14	2		16
			児童が委託されている里親数(6)	3	1		4
		親族里親	登録里親数(7)	13	3	3	13
			児童が委託されている里親数(8)	11	2	1	12
	養子縁組里親	登録里親数(9)	98	16	12	102	
		児童が委託されている里親数(10)	5		5		
中央	認定及び登録里親数(1)		48	9	1	56	
	児童が委託されている里親数(2)		15	6	3	18	
	再掲	養育里親	登録里親数(3)	42	8		50
			児童が委託されている里親数(4)	9	4	2	11
	掲	専門里親	登録里親数(5)	2	1		3
			児童が委託されている里親数(6)		1		1
		親族里親	認定里親数(7)	6	1	1	6
			児童が委託されている里親数(8)	5	1		6
	養子縁組里親	登録里親数(9)	28	1		29	
		児童が委託されている里親数(10)	1		1		
新発田	認定及び登録里親数(1)		37	5	7	35	
	児童が委託されている里親数(2)		8			8	
	再掲	養育里親	登録里親数(3)	37	5	7	35
			児童が委託されている里親数(4)	8			8
	掲	専門里親	登録里親数(5)	1			1
			児童が委託されている里親数(6)				
		親族里親	認定里親数(7)				
			児童が委託されている里親数(8)				
	養子縁組里親	登録里親数(9)	18	5	4	19	
		児童が委託されている里親数(10)					
長岡	認定及び登録里親数(1)		52	3	7	48	
	児童が委託されている里親数(2)		17	2	3	16	
	再掲	養育里親	登録里親数(3)	51	3	7	47
			児童が委託されている里親数(4)	16	2	2	16
	掲	専門里親	登録里親数(5)	8			8
			児童が委託されている里親数(6)				
		親族里親	認定里親数(7)				
			児童が委託されている里親数(8)				
	養子縁組里親	登録里親数(9)	25	3	4	24	
		児童が委託されている里親数(10)	1		1		
南魚沼	認定及び登録里親数(1)		19	3	1	21	
	児童が委託されている里親数(2)		8	1		9	
	再掲	養育里親	登録里親数(3)	15	1	1	15
			児童が委託されている里親数(4)	2	1	1	2
	掲	専門里親	登録里親数(5)	2			2
			児童が委託されている里親数(6)	2			2
		親族里親	認定里親数(7)	4	2		6
			児童が委託されている里親数(8)	4	1		5
	養子縁組里親	登録里親数(9)	8	1	2	7	
		児童が委託されている里親数(10)					
上越	認定及び登録里親数(1)		42	10	3	49	
	児童が委託されている里親数(2)		15		3	12	
	再掲	養育里親	登録里親数(3)	40	10	2	48
			児童が委託されている里親数(4)	11			11
	掲	専門里親	登録里親数(5)	1	1		2
			児童が委託されている里親数(6)	1			1
		親族里親	認定里親数(7)	3		2	1
			児童が委託されている里親数(8)	2		1	1
	養子縁組里親	登録里親数(9)	19	6	2	23	
		児童が委託されている里親数(10)	3		3		

*養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

*なお、職業指導を行っている里親はいない

	事業所数 (1)	定員 (2)	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置人員 (3)	その他 (4)	措置人員 (5)	その他 (6)	措置人員 (7)	その他 (8)
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) (11)	2	11			2		4	

表10 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童 (福祉行政報告例第57表)

		新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)					措置を解除又は変更された児童数 (年度中)													年度末現在委託児童数(18)			
		児童福祉施設受託設(1)	家庭から受託(2)	その他(3)	計(4)	解除								変更									
						なく保護の必要な帰宅が(5)	普通養子縁組(6)	特別養子縁組(7)	満年(8)	逃亡(9)	死亡(10)	就職(11)	その他(12)	計(13)	施設児童に入所(14)	他の里親に託(15)	その他(16)	計(17)					
里親に委託された児童(01)	中央		6	1	7			2	1				1			4			1		1	23	
	新発田		2		2	1									1	2						9	
	長岡	2	6	4	15	1	1	1	6	3			1	1	3	2	1	1			2	22	
	南魚沼		2		2					1						1						9	
	上越	4	1		5			3	1					1		5	1				1	15	
(里親の種別)	養育里親に委託された児童(02)	中央		3	1	4			1	1						2			1		1	13	
		新発田		2		2	1								1	2						9	
		長岡	2	6	4	10	1	1	1	2	2				1	3	2	1	1		2	21	
		南魚沼								1							1						14
		上越	4	1		5									1		1	1			1		14
(里親の種別)	専門里親に委託された児童(03)	中央		1		1																1	
		新発田																					1
		長岡			1		1																1
		南魚沼																					1
		上越																					1
(里親の種別)	親族里親に委託された児童(04)	中央		2		2								1		1						9	
		新発田																					
		長岡			4		4				1				1		2						17
		南魚沼		2		2																	8
		上越								1							1						
(里親の種別)	養子縁組里親に委託された児童(05)	中央						1								1							
		新発田																					
		長岡							4								4						
		南魚沼																					
		上越							3								3						
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)	中央																						
	新発田																						
	長岡																					4	
	南魚沼																						
	上越																						

*養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

表10の続き

		年齢階級別委託児童数（年度末）																					
		0歳 (1)	1歳 (2)	2歳 (3)	3歳 (4)	4歳 (5)	5歳 (6)	6歳 (7)	7歳 (8)	8歳 (9)	9歳 (10)	10歳 (11)	11歳 (12)	12歳 (13)	13歳 (14)	14歳 (15)	15歳 (16)	16歳 (17)	17歳 (18)	18歳 (19)	19歳 (20)	計 (21)	
さ里 れ親 てに 委 託 る託 (07)	県 計	0	0	3	5	7	5	5	2	1	4	3	4	1	8	2	2	4	8	10	4	78	
	中 央	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	3	2	2	2	4	5	1	23	
	新発田	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	9	
	長 岡	0	0	2	0	3	1	3	0	0	2	1	2	1	0	0	0	1	2	2	2	22	
	南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	2	2	1	9	
	上 越	0	0	1	4	3	2	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	15	
（ 里 親 の 種 類 別 ）	い委養 る託育 さ里 れ親 童てに (08)	県 計	0	0	3	5	7	5	4	2	1	4	3	4	1	3	1	2	1	4	5	2	57
		中 央	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1	1	2	0	3	2	0	13
		新発田	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	9
		長 岡	0	0	2	0	3	1	3	0	0	2	1	2	1	0	0	0	1	1	2	2	21
		南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		上 越	0	0	1	4	3	2	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	14
	い委専 る託門 さ里 れ親 童てに (09)	県 計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	4
		中 央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		長 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		上 越	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	い委親 る託族 さ里 れ親 童てに (10)	県 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	2	3	5	2	17
		中 央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	1	3	1	9
		新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		長 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	2	2	1	8
		上 越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
れ親養 てに子 童い委縁 る託組 兒さ里 (11)	県 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中 央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	上 越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
兒さムミ事型小 れ）リ業児規 てに）童模 い委ホフ養住 童る託）ア育居 (12)	県 計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	4	
	中 央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長 岡	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	4	
	南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	上 越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

*養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

表11 児童福祉施設等措置（委託）状況

県内外別	児童福祉施設等			令和5年3月31日現在 措置（委託）状況（新潟市を除く）						
	種 別	施設数 ※1	定員	施設数	措置人員					
					中 央	新発田	長 岡	南魚沼	上 越	計
県内・新潟市	乳 児 院	2	37	2	9	3	6		3	21
	児 童 養 護 施 設	5	212	5	23	11	20	11	38	103
	児 童 自 立 支 援 施 設	1	34	1	3	4	2	1	3	13
	障 害 児 入 所 施 設 (福 祉 型)	8	128	6	2		6	1	8	17
	障 害 児 入 所 施 設 (医 療 型)	2	190	1				1	1	2
	指定発達支援医療機関 (重症心身障害児)	3	288	1						
	指定発達支援医療機関 (肢体不自由児)	1	15							
	里 親 委 託				23	9	22	9	15	78
	小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	3	16	1			4			4
	児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)	2	11	1		1				1
小 計	27	931	18	60	28	60	23	68	239	
県外	乳 児 院									
	児 童 自 立 支 援 施 設							1	1	
	児 童 心 理 治 療 施 設									
計					60	28	60	23	69	240

※1 施設数は、令和5年3月31日現在

※2 一部施設は、障害者支援施設(特例による設置)との共通定員

※3 一部施設は、療養介護との共通定員

表12 療育手帳判定状況

項 目		県計	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越	
判定件数	該 当	新 規 判 定	276	67	43	86	20	60
		再 判 定	501	142	83	86	58	132
	非該当	新 規 判 定	37	10	5	10	4	8
		再 判 定	12	1	1	7		3
交 付 件 数		892	209	126	272	82	203	

表13 業務内容別保健師活動

上段:単位 下段:割合

児童 相談所	総計 (%)	個別ケースへの対応 (記録含む)											地域との連携					その他				
		面接	訪問				個別 ケース 会議	定例 会議	健康 教育 (集団)	健康 相談	その他	小計	児童 相談所 主催 会議 等	保健 所 との 連 絡、 会 議、 研 修 会	市町 村 との 連 絡、 会 議、 研 修 会	関係 機 関 連 絡 会 議 等	小計	児相 保 健 師 業 務 研 究 会 等	研修		その他	小計
			家庭	医療機関	関係機関	その他													講師	受講		
新潟県 合計	1269.5	36.0	66.0	105.0	41.5	0.0	24.0	167.0	108.5	188.5	28.5	765.0	11.0	45.0	72.5	18.5	147.0	23.0	42.0	105.0	187.5	357.5
	100%	2.8%	5.2%	8.3%	3.3%	0.0%	1.9%	13.2%	8.5%	14.8%	2.2%	60.3%	0.9%	3.5%	5.7%	1.5%	11.6%	1.8%	3.3%	8.3%	14.8%	28.2%
新発田	98.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0	4.0	24.0	8.0 (1)	6.0	3.0	49.0	8.0	11.0	13.0	14.0	46.0	0.0	0.0	0.0	3.0	3.0
	100%	0.0%	0.0%	0.0%	4.1%	0.0%	4.1%	24.5%	8.2%	6.1%	3.1%	50.0%	8.2%	11.2%	13.3%	14.3%	46.9%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	3.1%
中央	331.0	2.0	21.0	4.0	19.0	0.0	4.0	27.0	31.0 (2)	42.0	20.0	170.0	1.0	11.0	20.0	1.0	33.0	12.0	34.0	32.0	50.0	128.0
	100%	0.6%	6.3%	1.2%	5.7%	0.0%	1.2%	8.2%	9.4%	12.7%	6.0%	51.4%	0.3%	3.3%	6.0%	0.3%	10.0%	3.6%	10.3%	9.7%	15.1%	38.7%
長岡	327.5	11.0	23.0	36.0	9.0	0.0	5.0	52.0	18.0	53.0	3.0	210.0	0.0	11.5	19.0	0.0	30.5	6.0	5.0	37.0	39.0	87.0
	100%	3.4%	7.0%	11.0%	2.7%	0.0%	1.5%	15.9%	5.5%	16.2%	0.9%	64.1%	0.0%	3.5%	5.8%	0.0%	9.3%	1.8%	1.5%	11.3%	11.9%	26.6%
南魚沼	92.0	2.0	0.0	20.0	2.0	0.0	2.0	25.0	6.0	16.0	0.0	73.0	0.0	2.0	8.0	0.0	10.0	0.0	0.0	3.0	6.0	9.0
	100%	2.2%	0.0%	21.7%	2.2%	0.0%	2.2%	27.2%	6.5%	17.4%	0.0%	79.3%	0.0%	2.2%	8.7%	0.0%	10.9%	0.0%	0.0%	3.3%	6.5%	9.8%
上越	421.0	21.0	22.0	45.0	7.5	0.0	9.0	39.0	45.5 (10)	71.5	2.5	263.0	2.0	9.5	12.5	3.5	27.5	5.0	3.0	33.0	89.5	130.5
	100%	5.0%	5.2%	10.7%	1.8%	0.0%	2.1%	9.3%	10.8%	17.0%	0.6%	62.5%	0.5%	2.3%	3.0%	0.8%	6.5%	1.2%	0.7%	7.8%	21.3%	31.0%

* 半日を1単位として計上

区分	項目		記載内容（案）
個別ケースへの対応（記録含む）	面接		所内面接
	訪問	家庭訪問	家庭訪問、移送
		医療機関訪問	医療機関訪問、同行受診、調査訪問、セカンドオピニオン、移送
		関係機関訪問	施設訪問、保育所・学校訪問、里親宅訪問、市町村訪問、調査訪問、移送
		その他	里親調査
	個別ケース会議		
	定例会議等		援助方針会議、判定会議、（緊急）受理会議 等
	健康教育（ ）		一時保護児童への健康教育、児童養護施設等入所児童への健康教育 職員への教育（PPE着脱訓練・マニュアル等作成含む新型コロナ対策、熱中症対策等）（ ）内に集団教育を再掲
	健康相談		一時保護児童等の健康相談、新型コロナ抗原検査及び感染者への対応
	その他		通告電話受理、関係機関調整、ケース連絡、児童福祉審議会
（資料作成と連携含む） 地域との連携	児童相談所主催会議等		要保護児童対策地区協議会地区別会議、市町村支援関連会議等
	保健所との連絡、会議、研修会		打合せやヒヤリング、母子保健関係会議、研修会（妊産婦メンタルヘルス事業、乳幼児虐待予防研修）
	市町村との連絡、会議、研修会		打合せやヒヤリング、要保護児童地域対策協議会（代表者・実務者）、ペアレント・トレーニング事業、事例検討
	関係機関連絡会議等		医療機関、消防機関、里親会
その他	児相保健師業務研究会等		児相保健師業務研究会、情報交換会
	研修	講師	児童福祉司任用前研修、里親研修、学生実習
		受講	各種研修受講
	その他		課内会議、班ミーティング、保健師活動関係の資料作成、事務等

・厚生労働省の保健師活動調査を基に半日を1単位とする。

・移送は移動した2か所を半単位ずつ計上する。

（例）自宅から里親宅までの移送に半日かかった。→ 家庭訪問：0.5単位、関係機関訪問：0.5単位

身体障害者更生相談所統計

表14 身体障害者更生相談所における処理（福祉行政報告例第17表）

区分 相談所別		取扱実人員 (1)	相 談 内 容							判 定 内 容					判 定 書 交 付 件 数						
			(更生支援医療)	補 装 具 (3)	手 身 体 障 害 者 帳 者 (4)	職 業 (5)	施 設 (6)	生 活 (7)	そ の 他 (8)	計 (9)	医 学 的 判 定 (10)	心 理 学 的 判 定 (11)	職 能 的 判 定 (12)	そ の 他 の 判 定 (13)	計 (14)	(更生支援医療)	補 装 具 (16)	手 身 体 障 害 者 帳 者 (17)	障 害 支 援 区 分 (18)	そ の 他 (19)	計 (20)
県 計	来所(01)	7,226	577	1,283	4,822		125		456	7,263	7,118			125	7,243	577	1,242	4,822		574	7,215
	巡回(02)	1		1						1	1			1		1					1
中 央	来所(01)	6,246	577	337	4,822		54		456	6,246	6,192			54	6,246	577	337	4,822		510	6,246
	巡回(02)																				
新 発 田	来所(01)	220		227			7			234	227			7	234		206				206
	巡回(02)																				
長 岡	来所(01)	373		352			21			373	352			21	373		352			21	373
	巡回(02)	1		1						1	1			1		1					1
南 魚 沼	来所(01)	110		133						133	113				113		113				113
	巡回(02)																				
上 越	来所(01)	277		234			43			277	234			43	277		234			43	277
	巡回(02)																				

表15 補装具判定書交付状況

種 目	相談所別	県 計	中 央	新発田	長 岡	南魚沼	上 越
義 肢		79	18	19	21	9	12
装 具		352	89	52	98	50	63
座 位 保 持 装 置		67	19	12	22	8	6
車 い す		118	23	13	38	13	31
電 動 車 い す		18	2	2	9		5
頭 部 保 護 帽							
眼 鏡							
補 聴 器		600	183	127	157	30	103
紙 お む つ 等							
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置		14	3	2	3	1	5
そ の 他		10			9		1
計		1,258	337	227	357	111	226

※1 「紙おむつ等」は、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者に対する給付である。

※2 市町村に判定書を交付した件数を計上している。

表15 身体障害者手帳障害別交付件数 [総合等級]

※新潟市分を除く

障 害		総数		1級		2級		3級		4級		5級		6級	
		新規 交付		新規 交付		新規 交付		新規 交付		新規 交付		新規 交付		新規 交付	
視覚障害	18歳未満	20	4	10	1	2	0	0	0	3	1	4	2	1	0
	18歳以上	3495	203	1016	23	1286	92	234	13	268	23	456	49	235	3
	(再掲)糖尿病を 主原因とするもの		0		0		0		0		0		0		0
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	121	4	0	0	49	1	18	0	19	0	0	0	35	3
	18歳以上	6286	511	49	0	970	1	667	26	1894	230	14	1	2692	253
聴覚障害	18歳未満	121	4	0	0	49	1	18	0	19	0	0	0	35	3
	18歳以上	6266	507	48	0	970	1	657	23	1894	230	5		2692	253
平衡機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	18歳以上	20	4	1	0	0	0	10	3	0	0	9	1		
音声・言語・そしゃく 機能障害	18歳未満	4	1	0	0	0	0	2	0	2	1				
	18歳以上	683	47	2	0	20	0	337	33	324	14				
肢体不自由	18歳未満	386	21	235	13	61	2	42	1	20	1	18	3	10	1
	18歳以上	29556	1007	5265	306	5793	268	6519	130	7394	120	2926	125	1659	58
上肢	18歳未満	121	7	77	6	10	0	17	0	7	1	6	0	4	0
	18歳以上	11251	446	3451	244	3369	136	1563	25	1231	13	817	12	820	16
下肢	18歳未満	87	5	30	1	25	1	11	1	8	0	7	1	6	1
	18歳以上	15210	403	1116	47	1396	63	4104	53	6118	107	1643	91	833	42
体幹不自由	18歳未満	26	3	9	1	8	0	5	0	0	0	4	2	0	0
	18歳以上	2602	158	426	15	913	69	805	52	17	0	441	22	0	0
運動機能障害	18歳未満	152	6	119	5	18	1	9	0	5	0	1	0	0	0
	18歳以上	493	0	272	0	115	0	47	0	28	0	25	0	6	0
上肢機能	18歳未満	124	5	103	4	12	1	6	0	2	0	1	0	0	0
	18歳以上	229	0	157	0	21	0	20	0	13	0	16	0	2	0
移動機能	18歳未満	28	1	16	1	6	0	3	0	3	0	0	0	0	0
	18歳以上	264	0	115	0	94	0	27	0	15	0	9	0	4	0
内部障害	18歳未満	126	7	72	4	1	0	35	2	18	1				
	18歳以上	17380	1823	10422	818	187	4	3311	678	3460	323				
心臓機能障害	18歳未満	65	4	37	2	1	0	22	2	5	0				
	18歳以上	8698	639	6458	584	66	0	1248	41	926	14				
腎臓機能障害	18歳未満	6	0	5	0	0	0	1	0	0	0				
	18歳以上	4202	346	3694	198	20	0	461	138	27	10				
呼吸器機能障害	18歳未満	15	1	10	1	0	0	5	0	0	0				
	18歳以上	1778	527	192	32	62	0	1458	492	66	3				
ぼうこう・直腸機能障害	18歳未満	18	1	1	0	0	0	6	0	11	1				
	18歳以上	2508	299	4	0	3	0	113	6	2388	293				
小腸機能障害	18歳未満	5	0	2	0	0	0	1	0	2	0				
	18歳以上	59	1	17	1	3	0	5	0	34	0				
免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	18歳以上	81	3	14	1	28	1	23	0	16	1				
肝臓機能障害	18歳未満	17	1	17	1	0	0	0	0	0	0				
	18歳以上	54	8	43	2	5	3	3	1	3	2				
計	18歳未満	657	37	317	18	113	3	97	3	62	4	22	5	46	4
	18歳以上	57400	3591	16754	1147	8256	365	11068	880	13340	710	3396	175	4586	314

知的障害者更生相談所統計

表17 知的障害者更生相談所における処理 (福祉行政報告例第27表)

区分 相談所別		取扱実人員 (1)	相談内容								判定内容					判定書交付件数				
			施設 (2)	職親委託 (3)	職業 (4)	医療保健 (5)	生活 (6)	教育 (7)	療育手帳 (8)	その他 (9)	計 (10)	医学的判定 (11)	心理学的判定 (12)	職能的判定 (13)	その他の判定 (14)	計 (15)	障害支援区分 (16)	療育手帳 (17)	その他 (18)	計 (19)
県計	来所(01)	1,393	234		30		4		955	204	1,427	54	1,124	8	176	1,362		919	386	1,305
	巡回(02)	39							27	10	37	9	39			48		27	9	36
中央	来所(01)	274	64		2		4		170	67	307	17	227			244		159	69	228
	巡回(02)	28							20	9	29	9	29			38		20	9	29
新発田	来所(01)	169	19						128	22	169	17	132		19	168		119	30	149
	巡回(02)	3							2	1	3		2			2		2		2
長岡	来所(01)	501	4		20				433	44	501	5	491		10	506		420	77	497
	巡回(02)	3											3			3				
南魚沼	来所(01)	100							80	21	101	12	80			92		77	5	82
	巡回(02)	2							2		2		2			2		2		2
上越	来所(01)	349	147		8				144	50	349	3	194	8	147	352		144	205	349
	巡回(02)	3							3		3		3			3		3		3

表18 療育手帳判定状況

項 目		県 計	中 央	新 発 田	長 岡	南 魚 沼	上 越	
判定件数	該 当	新規判定	126	20	25	36	14	31
		再判定	792	156	94	357	74	111
	非該 当	新規判定	4	1		1		2
		再判定	5	1	1	3		
交 付 件 数		983	176	119	456	88	144	

*R2年度より判定件数の計上方法を変更している。

参考資料

表19 要保護児童対策地域協議会（令和5年4月1日現在）

管轄	地域等	協 議 会 名	設 置 年 月 日
新潟県		新潟県要保護児童対策地域協議会	平成17年11月29日
中 央	五泉市	五泉市要保護児童対策地域協議会	平成18年7月13日
	阿賀町	阿賀町要保護児童対策地域協議会	平成21年3月31日
	燕市	燕市要保護児童対策地域協議会	平成18年10月1日
	弥彦村	弥彦村要保護児童対策地域協議会	平成20年4月1日
	三条市	三条市子ども・若者総合サポート会議	平成21年10月20日
	加茂市	加茂市要保護児童対策地域協議会	平成20年3月31日
	田上町	田上町要保護児童対策地域協議会	平成20年6月16日
	佐渡市	佐渡市要保護児童対策地域協議会	平成17年10月1日
新 発 田	村上市	村上市要保護児童対策地域協議会	平成20年11月1日
	関川村	関川村子ども・若者支援協議会	平成17年7月1日
	新発田市	新発田市要保護児童対策地域協議会	平成19年3月30日
	胎内市	胎内市要保護児童対策地域協議会	平成19年3月1日
	粟島浦村	粟島浦村要保護児童対策地域協議会	平成18年4月1日
	阿賀野市	阿賀野市要保護児童対策地域協議会	平成17年7月8日
	聖籠町	聖籠町要保護児童対策地域協議会	平成19年10月1日
長 岡	見附市	見附市子ども支援対策地域協議会	平成19年3月30日
	長岡市	長岡市要保護児童対策地域協議会	平成20年2月1日
	出雲崎町	出雲崎町子育て支援協議会	平成19年4月1日
	柏崎市	柏崎市要保護児童対策地域協議会	平成20年2月26日
	刈羽村	刈羽村子ども支援地域協議会	平成26年4月1日
	小千谷市	小千谷市こどもを守る地域連絡会	平成19年3月15日
南 魚 沼	魚沼市	魚沼市要保護児童対策地域協議会	平成20年3月18日
	南魚沼市	南魚沼市要保護児童対策地域協議会	平成20年2月26日
	湯沢町	湯沢町要保護児童対策地域協議会	平成19年9月1日
	十日町市	十日町市児童虐待防止連絡会	平成19年3月30日
	津南町	津南町要保護児童対策地域協議会	平成20年10月1日
上 越	上越市	上越市要保護児童対策地域協議会	平成19年3月29日
	妙高市	妙高市要保護児童対策地域協議会	平成20年1月18日
	糸魚川市	糸魚川市要保護児童対策地域協議会	平成18年2月23日

他に、県内児童相談所を事務局に新潟県要保護児童対策地域協議会地区別会議を設置。

業 務 概 要

第 53 号 (令和 4 年度実績)

令和 6 年 1 月発行

編集・発行

新潟県中央福祉相談センター

〒950-0121 新潟市江南区亀田向陽 4-2-1

TEL 025-381-1111 FAX 025-381-8939

新潟県新発田地域振興局 児童・障害者相談センター

〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2

TEL 0254-26-9131 FAX 0254-26-0022

新潟県長岡地域振興局 児童・障害者相談センター

〒940-0857 長岡市沖田 1-237

TEL 0258-35-8500 FAX 0258-35-7265

新潟県南魚沼地域振興局 児童・障害者相談センター

〒949-6680 南魚沼市六日町 620-2

TEL 025-770-2400 FAX 025-772-2190

新潟県上越地域振興局 児童・障害者相談センター

〒943-0807 上越市春日山町 3-4-17

TEL 025-524-3355 FAX 025-526-4662